

516

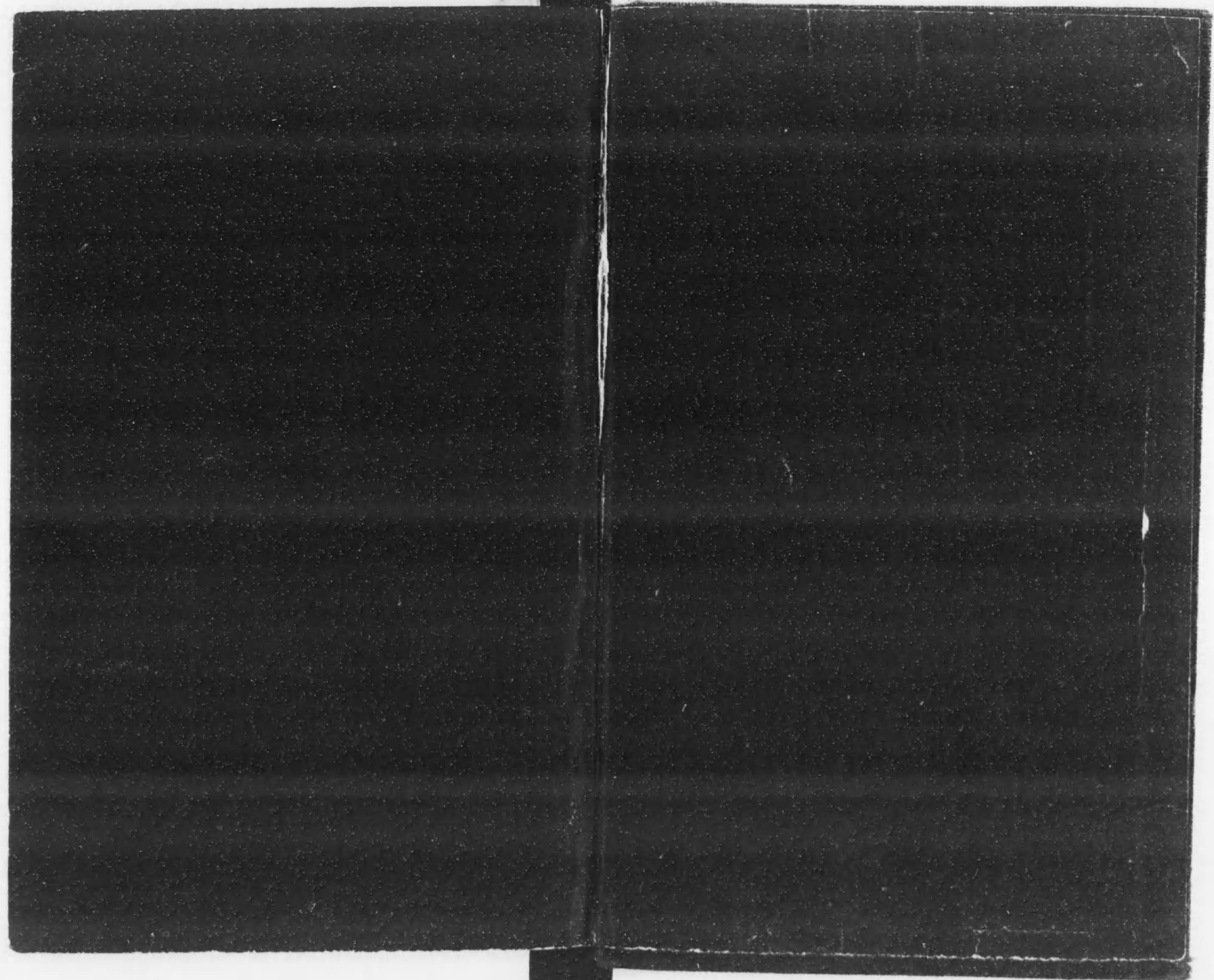
91

大正十二年
朝鮮要覽
朝鮮總督府編纂

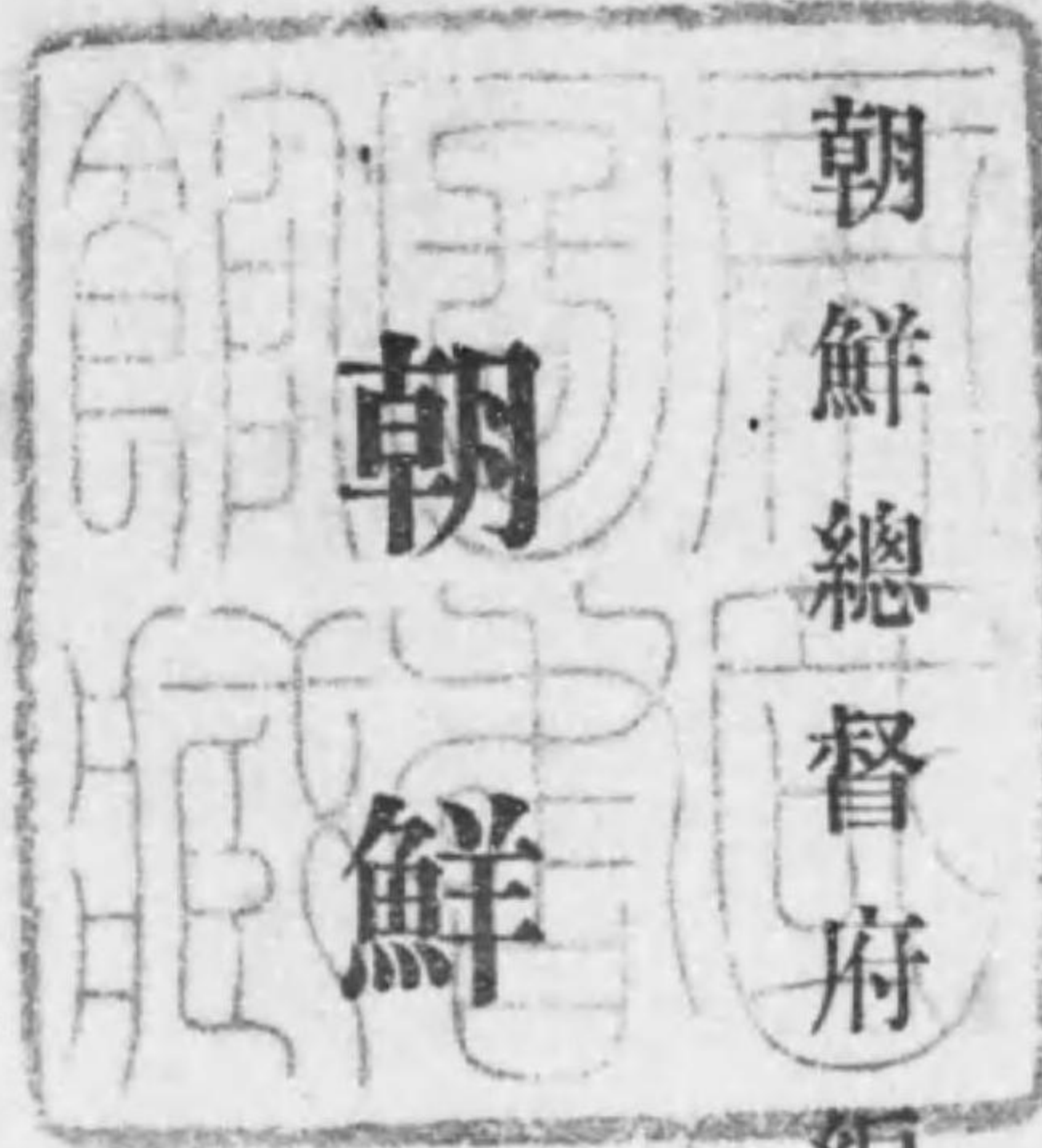
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁶/_m 50 1 2 3 4 5

始





576-91



朝鮮總督府編纂

要覽

大正
12. 4. 4
寄贈

12
45
寄贈本

一、本書は朝鮮統治の大要最近に於ける本府の施設
經營、内鮮人生活の概況及地誌の要略を記述し之
に統計表を附して朝鮮の概括的觀察の便に供せ
んが爲めに編纂したるものなり。

一、本書に掲げたる統計表は大正十年末日又は大正
十一年九月末日の現在に據れるものなり。

朝鮮要覽

目次

第一章 地誌	一
第一節 地形及地勢	一
第二節 氣候	二
第三節 戶口	九
第四節 重要市街地名勝地	一五
第五節 風俗習慣	三五
第二章 交通	四三
第一節 鐵道	四三
一 國有鐵道	四三
二 關釜連絡概況	四七

三 私設鐵道及軌道	四八
第二節 道路	五三
第三節 港灣	五五
第四節 海事	六一
第五節 江運	六三
第三章 通信	六六
第一節 通信事業	六六
第二節 電氣瓦斯事業	七三
第四章 地方行政	七八
第一節 道府郡島	七八
第二節 公共團體	七九
一 道地方費	七九
二 府	八九
三 市	九四
四 學校費	一〇一

五 學校組合	一〇三
六 水利組合	一〇
第三節 府郡島臨時恩賜金	一五
第四節 郷校財産	一九
第五章 社會事業	二三
第一節 一般社會事業	二三
第二節 濟生院	二四
第三節 救療機關	三一
第六章 教育	三七
第一節 普通教育、附書堂及幼稚園	三七
一 國語を常用する者の教育	三七
二 國語を常用せざる者の教育	四二
三 書堂及幼稚園	五〇
第二節 實業及専門教育	五三
第三節 師範教育	六一

第四節 在內地朝鮮學生……………一六二

第五節 經學院……………一六五

第六節 教科用圖書……………一六五

第七章 財政及經濟

第一節 財政……………一六八

一 歲計……………一六八

二 朝鮮總督府特別會計所屬國債……………一八一

三 租稅……………一八三

四 驛屯賭收入……………二〇一

第二節 通貨……………二〇二

第三節 金融……………二〇四

一 金融機關……………二〇四

二 金利……………二〇七

三 朝鮮銀行……………二〇八

四 朝鮮殖産銀行……………二一一

第八章 專賣

第一節 煙草……………二二五

第二節 人參……………二二七

第三節 鹽……………二二九

第九章 農業

第一節 土地……………二四三

第二節 國有未墾地……………二四七

第三節 農業者……………二五三

第四節 農產物……………二五八

第五節 穀物檢查……………二七五

第六節 勸農機關……………二七八

第十章 商業……………二八二

第一節 朝鮮人の商業……………二八二

第二節 内地人の商業……………二八六

第三節 商業地……………二八七

第四節 會社……………二八八

第五節 商業會議所……………二九三

第六節 商品陳列館……………二九四

第七節 度量衡……………二九七

第十一章 工業……………二九九

第一節 朝鮮人の工業……………二九九

第二節 内地人の工業……………三〇四

第三節 中央試験所……………三〇四

第四節 地方工業傳習所……………三一五

第五節 工業所有權の保護……………三一五

第六節 工業奨励……………三二七

第七節 勞銀……………三二七

第十二章 貿易……………三三三

第一節 總説……………三三三

第二節 國別貿易……………三三三

第三節 港別貿易……………三三五

第四節 輸移出重要品……………三三八

第五節 輸移入重要品……………三三九

第六節 通過貿易……………三三〇

第七節 貿易船舶……………三三一

第八節 税關……………三三一

第十三章 林業……………三三六

第一節 林政の沿革並林況……………三三六

第二節 森林保護……………三三八

第三節 殖林事業……………三四〇

第四節 治山事業……………三四九

第五節 不要存國有林の譲與豫約付造林貸付……………三五〇

第六節 國有林野區分調査……………三五二

第七節 林野整理調査……………三五四

第八節 國有林經營……………三五五

一 總督府直轄……………三五五

二 營林廠……………三五六

第九節 林業試驗……………三六四

第十四章 鑛業……………三六五

第一節 鑛業出願及許可……………三六五

第二節 鑛床調査と特許鑛山……………三六九

第三節 主要鑛物及其の鑛業……………三七二

第十五章 水産業……………三八〇

第一節 水産業の概況……………三八〇

第二節 漁業處分……………三八二

第三節 水産業の保護獎勵……………三八三

第四節 水産試験及調査……………三八七

第五節 水産業發展の狀況……………三九一

第六節 水産業の改良及水産業の狀況……………三九五

第十六章 拓殖事業……………四〇三

第十七章 祭祀及宗教……………四二二

第一節 朝鮮從來の祭祀……………四二三

第二節 神社……………四二四

第三節 宗教……………四二五

第十八章 警察……………四三二

第十九章 衛生……………四四六

第一節 醫療機關……………四四六

第二節 藥品及阿片、モルヒネ、コカインの取締……………四五二

第三節 飲食物及其他物品の取締……………四五四

第四節 痘苗製造……………四五五

第五節 屠場及屠肉……………四五五

第六節 牛乳搾取所及牛乳取締……………四五六

第七節 汚物掃除……………四五七

第八節 海港檢疫……………四五八

第九節 飲料水……………四五九

第十節 傳染病……………四六一

第十一節 地方病……………四六二

第十二節 獸疫……………四六三

第十三節 移出牛檢疫……………四六七

第二十章 司法……………四六九

第一節 裁判制度……………四六九

第二節 適用法規……………四七二

第三節 不動産登記制度……………四七五

第四節 民籍事務……………四七六

第五節 公證事務……………四七七

第六節 執達吏事務……………四七八

第七節 供託事務……………四七九

第八節 監獄……………四八〇

第九節 免囚保護事業……………四八六

第二十一章 古蹟及遺物……………四八九

第二十二章 在外朝鮮人に關する施設……………五〇二

第二十三章 軍事……………五〇五

第一節 陸軍……………五〇五

第二節 海軍……………五〇九

附

第一、併合顛末……………一

第二、朝鮮總督府の設置……………八

第三、官制の改革……………一一

朝鮮要覽

大正十二年

第一章 地

誌

第一節 地形及地勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島にして地勢南北に長く東西に短し南北最長の處は二百十里に達し東西は最廣の處と雖九十里を越えず東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒に至り北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒に互り面積一萬四千三百十二方里東は日本海に面し西は黃海に臨み北は鴨綠江及豆滿江を界として滿洲及露領に連り南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と相對す東海岸は岬灣島嶼甚た少くして良港に乏しく僅に元山、城津、清津、雄基等あるに過ぎざるも南及西海岸は長汀曲浦相連り大小の島嶼星羅碁布し幾多の内海浦灣を形成し良港灣多く就中、釜山、木浦、群山、仁川、鎮南浦等船舶の出入頗る盛なり

地勢は長白山脈蜿蜒として東方より西南に連りて北方の國境を擁し其の一脈南に延び平安、咸鏡兩道の境を劃して江原道に入り東海岸線に沿ひ南方に駛走して半島の脊梁骨を成せり、脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして殆ど平野と稱すべきものなく亦江河の大なるものを見ざるも其の以西は比較的緩斜をなし平野處々に多く鴨綠江、洛東江、大同江、漢江、錦江、臨津江、蟾津江等其の間に繁流して舟楫の便灌溉の利あり地味概して豊饒なり。

第二節 氣候

氣溫 年平均氣溫は南岸は攝氏（以下之に同し）十三度餘にして北進するに従ひ次第に遞減す即ち中央部京仁地方は十度内外にして國境内陸に入れば四度乃至三度となり之を本土に比較するに南部は福井地方に中部は信州地方に北鮮沿海地方は函館地方に又内陸高原地方は北海道内陸地方と匹敵せりされど東岸地方は西岸地方に比すれば氣候溫和にして夏季を除きては約二度内外高溫なるを常とす是れ西岸は冬季北西季節風多きも東岸は脊梁山脈の爲風勢微弱と爲り且海水溫度は西岸に比し高溫なるに因る

又寒氣は南北に於て大差あるも暑氣は其の差少く酷寒期たる一月の最低氣溫日々の平均國境内陸地方に於て零下二十九度に下降するも南岸は同一度餘にして約三十度の大差を見盛暑八月の日々最高氣溫平均は大邱の三十一度最高く雄基の二十四度最低く僅に七度の差あるに過ぎず
今各地に於て從來觀測せる氣溫の高低極を擧ぐれば左の如し

地名		氣溫高低極	
地名	高	極	同 上 起 年 月
木 道	三、一	大正八年八月	同 上 起 年 月
釜 山	三、〇	同 九年八月	同 上 起 年 月
全 州	三、三	同 八年八月	同 上 起 年 月
大 邱	三、〇	同 四年八月	同 上 起 年 月
仁 川	三、一	同 八年八月	同 上 起 年 月
京 城	三、五	同 八年八月	同 上 起 年 月
極		(-)(-)(-)(-)(-)(-)	
地名	極	同 上 起 年 月	同 上 起 年 月
木 道	一、一	大正四年一月	同 上 起 年 月
釜 山	一、〇	同 四年一月	同 上 起 年 月
全 州	一、八	同 九年二月	同 上 起 年 月
大 邱	一、八	同 四年一月	同 上 起 年 月
仁 川	二、〇	同 四年一月	同 上 起 年 月
京 城	三、三	同 九年一月	同 上 起 年 月

地名	高	極	同上起年月	極	同上起年月
江陵	三、三	同	三年七月	三、二	同
平壤	三、四	同	八年八月	三、五	同
元山	三、六	明治三十九年七月	(-)	三、六	同
龍津	三、〇	大正八年八月	(-)	三、七	同
城津	三、五	同	(-)	三、八	同
楚山	三、六	同	(-)	三、八	同
中江	三、七	大正八年七月	(-)	三、二	大正八年一月
雄基	三、四	同	(-)	三、三	同

本表中(-)印を附せるは水點以下の温度を示す

即ち高極は南岸及西岸に於て三十五、六度其の他は概ね三十六度乃至三十八度にして南部内陸及咸南南部海岸の三十九度内外を最高とし南東沿岸並に鴨綠江口地方の三十五度を最低とし低極は南岸に於て約零下十四度内外なるも北部高原地方は同三十度乃至四十二度其の他は概ね二十度乃至三十度の間に在りて南北の間約三十度の差あり

要するに朝鮮の氣温は内地に比較すれば大陸性を帯び概して寒暑共に酷烈にして春秋の期間短く就中冬季最も長く又氣温晝夜の較差大にして時に二十五度に達することあり是れ半島は大陸の影響を蒙り氣候自ら峻烈なるに反し内地諸島は日本海支那海等を控ゆる爲大陸の影響大に緩和せられ却て大洋の影響を受くること多ければなり故に半島に於て寒氣の酷烈なるは中部以北の内陸にして南部は較や暖かに且其の緩嚴は一に亞細亞大陸内部の状況に支配せられ年々多少の異動あるも偶冬季間に於て大陸方面に高氣壓發達し日本海方面に低氣壓通過するときは強烈なる北西風を惹起して寒威酷烈を極め數日の後高氣壓衰退し風力減殺して寒氣も亦緩和し常に數日を隔てて寒暖の日相交錯するを常とせり俚俗之を三寒四温と稱す

風 亞細亞大陸の東部は一般に季節風の勢力多きを以て朝鮮に於ても亦季節に因りて主風の方略一定し冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風と爲りて晩秋初春の交に最も多く夏季は一般に南偏の季節風多く夏冬兩季節風の交代季たる春秋の候は風向區區にして一定せず又兩季節風は單に風向相反するのみならず冬期は空氣一般に乾燥して天氣晴れ氣壓の傾斜概して急峻に風力強きも夏季は濕潤にして曇天、雨天

の日多く且氣壓の勾配緩漫なるを以て風勢甚だ弱し又冬季季節風は夏季季節風に比して其の期間永く且特長甚だ著し西岸地方は冬季北西風を受くるを以て此の季節に於て風力強きも東岸地方は之に反して脊梁山脈に遮られ風勢概して弱し全體を通じて沿岸地方は風勢強く内陸は弱し

雨雪 朝鮮に於ける雨雪の年量は概して寡小にして其の大半は八百乃至千耗に止まり南東岸に最も多く北部並に北西方に至るに隨ふて次第に遞減せり即ち釜山より元山に亘る沿岸地方は年量千五百耗に達し半島中最多雨地方に屬し中部は約千耗西岸は九百乃至千耗を測るも北部内陸地方は遙に減少して七百耗内外に過ぎず就中咸鏡南北道の高原地方は最寡雨地方にして年量五百耗に充たざる處あり之を本土に比すれば一般に甚だ寡小にして南岸及元山以南の東岸地方は瀬戸内海地方に中央以南は本邦中最も寡雨地方たる信濃兩毛及北海道地方に略匹敵するも北部の寡雨地方に至りては本土に於て比すべき地方なし降雨の状況は内地と著しく異なりて季節に因る差異甚し即ち十月より三月に至る間は乾燥期にして其の雨量極めて少く之に反して六月より八月に至る三箇月間は主たる降雨季に屬し北部寡雨地方と雖此期間に於ける量を以てすれば北海

道地方に比して敢て遜色なし又南部地方に於ては降雨の最盛期は七月なるも東岸地方の北部は八月より時として九月に涉れり然ども各地方を通じて一般に雨季と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色となす斯く夏季に降雨の多量なるは此の季節に於て楊子江流域に發生する低氣壓の多く通過するもの多きと一方南偏の季節風流行して空氣濕潤なるが爲なり之に反し冬季は北西季節風空氣一般に乾燥せるを以て偶半島を通過する低氣壓あるも甚だしき降雪を催すに至らず

蒸發 朝鮮は本土に比して雨量尠く且空氣乾燥し加ふるに日照時數多きを以て蒸發頗る多く元山以南の東岸を除ける外は一般に降水量を凌駕せり年量は南岸の釜山地方最も多く千五百耗弱に達し漸次北進するに従ひ減少するも京畿黃海の沿岸並に雄基地方に至れば稍増加して千三四百耗を算し最寡少なる江原道以北の東岸及北部内陸地方に於ても猶ほ千乃至千二百耗の間に在りて本土中蒸發の最も多き瀬戸内海地方に匹敵せり又東岸の西岸に比して蒸發の少きは同地方の風力弱きもの其の一原因ならん

霧 朝鮮近海の濃霧は日露戰役以來世人の注意する所と爲り其の發生の盛なること北海道の東岸地方と共に著名なり其の區域は全沿岸に亘れるも就中其最多きを多島海附

近となし濃霧日數年内七十日内外に達せり西岸近海北東沿岸地方は之に次ぎて五十日内外を算し其の他は二十日乃至五十日の間に在りて元山以南の東岸地方最も少し又濃霧は沿岸に近くに從ひて減少し内陸に入りては殆んど皆無なり其の發生は冬季に於ては概して之を見ざるも初春より漸次發生して晚春初夏の候最盛期に達し盛夏に至りて減退し季節に因りて大に消長あり是れ即ち半島の沿岸を流るる暖流と偏南季節風の影響に因るものにして此の季節に於ては楊子江流域に於て低氣壓の發生多く其の黒海を東走するに方り北太平洋方面の高氣壓に因りて誘起する濕潤高温なる南風は冷海上の空氣と混淆し或は高温なる海上の空氣が徐徐に低温なる海上に來りて冷却せらるる等に原因せり

季節 降雪の初終日は天氣の變化と直接に關連するを以て年年遲速あるも概ね初雪は北部高原地方に最早く十月下旬他は概ね十一月に南東岸は最も遅くして十二月下旬に之を見るを例とせり終雪は北部國境地方最も遅く四月末に屬し釜山地方最早く三月上旬其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り又稀に北部山岳地方に於て七月降雪せしことあり然ども冬季は一般に雨雪量尠なきを以て積雪亦少く一二尺に及ぶは北部の山

地に限られ中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること甚だ少く爲に北越地方の如く交通を沮害せらることなく却て河川地表の凍結と相俟つて交通上の便利を與ふ

初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも概ね十月下旬より十一月中旬の間に在り終霜は釜山地方の三月下旬を最早とし他は概ね四月中に入るも北部地方に在りては五月に入るを常とし南部に至りても五月半晚霜を觀ること稀ならず内地養蠶地方に於て晚霜の年年損害を蒙るは普く人の知る所にして朝鮮に於ても將來農蠶業の普及上大に注意すべきことなりとす

第三節 戸 口

大正十年十二月三十一日現在戸口調査に依れば總戸數三百三十萬八千六百十四内地人九萬九千九百五十五朝鮮人三百二十萬一千二百二十五外國人七千五百三十四人口總數一千七百四十五萬二千九百八十八内地人三十六萬七千六百八十八朝鮮人一千七百五萬九千三百五十八外國人二萬五千九百四十二なり

現住戸口比較

年	戸			人		
	内地人	朝鮮人	外国人	内地人	朝鮮人	外国人
明治四十三年末	五〇,九六一	二,七六六	三,一五九	二八〇,一〇四	一三,一八六	一,八七〇
大正九年十月一日	六三,四八八	三,一六八	七,〇八七	三三二,一七六	一八,八六一	二,六三三
同 十年十二月末	六九,九九五	三,二〇一	七,五五五	三三三,八七一	一九,〇五九	二,九一八
合計						
合計						

各道面積と現住戸口

大正十年十二月三十一日

道	面積 方里	戸			人			平均一方 里人口
		内地人	朝鮮人	外国人	合計	内地人	朝鮮人	
京畿道	八三〇.八	一三,〇一九	一,五七九	一,八七一	五五,四〇四	一,四〇六,四一九	三,〇六三	二,一三三.八
忠清北道	一,六一〇	一,八二〇	一三,九〇二	一,八五	一,八一〇	九〇,一四〇	九九,一三三	一,一三三.八
忠清南道	一,五二八	一,八〇〇	一三,一〇〇	一,三三三	一,九一三	一,一〇,一〇八	一,一〇,一〇八	一,一三三.八
全羅北道	一,五二八	一,三三三	一三,一〇〇	一,三三三	一,一〇,一〇八	一,一〇,一〇八	一,一〇,一〇八	一,一三三.八
全羅南道	一,〇〇〇	一,三三三	一三,一〇〇	一,三三三	一,一〇,一〇八	一,一〇,一〇八	一,一〇,一〇八	一,一三三.八

現住戸口職業別

年	(一) 戸						合計
	農業、牧畜、林業等	工業	商業及交通業	公務及自営業	其の他の有業者	無職業及職を申告せざる者	
大正元年末	九,三三三	一〇,〇九八	三三,一七六	一六,七二一	一一,三三三	二,三三八	九〇,八八八
同九年十月一日	一一,八八八	一三,八八八	三三,八八八	二二,八八八	二二,八八八	一,二五五	一三三,八八八
同十年末	一二,八八八	一五,八八八	三三,八八八	二二,八八八	二二,八八八	一,二五五	一三三,八八八

年	人口					
	農業、 漁業、 林業、 牧業等	工業	商業及 交通業	公務及 自由業	其の他の 有業者	無職業及職 業を申告せ ざる者
大正元年末	11,810,811	80,001	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
同九年十月一日	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
同十年末	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
大正元年末	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
同九年十月一日	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
同十年末	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
合計	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811

年	人口					
	農業、 漁業、 林業、 牧業等	工業	商業及 交通業	公務及 自由業	其の他の 有業者	無職業及職 業を申告せ ざる者
大正元年末	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
同九年十月一日	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
同十年末	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811
合計	11,848,811	81,811	1,687,811	1,117,128	1,127,811	40,811

人種	大正元年末	同九年十月一日	同十年末
内地人	11,848,811	11,848,811	11,848,811
朝鮮人	11,848,811	11,848,811	11,848,811
外国人	11,848,811	11,848,811	11,848,811
合計	11,848,811	11,848,811	11,848,811

現住内地人戸口本籍別

大正十年十二月末日

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		男	女			男	女
(一) 山口縣	8,811	1,811	1,811	(10) 愛媛縣	2,811	2,811	2,811
(二) 福岡縣	9,811	1,811	1,811	(11) 東京府	2,811	2,811	2,811
(三) 廣島縣	5,811	1,811	1,811	(12) 愛知縣	2,811	2,811	2,811
(四) 長崎縣	5,811	1,811	1,811	(13) 大阪府	2,811	2,811	2,811
(五) 熊本縣	5,811	1,811	1,811	(14) 香川縣	2,811	2,811	2,811
(六) 大分縣	5,811	1,811	1,811	(15) 島根縣	2,811	2,811	2,811
(七) 佐賀縣	5,811	1,811	1,811	(16) 兵庫縣	2,811	2,811	2,811
(八) 岡山縣	5,811	1,811	1,811	(17) 高知縣	2,811	2,811	2,811
(九) 鹿児島縣	5,811	1,811	1,811	(18) 徳島縣	2,811	2,811	2,811
合計	11,848,811	11,848,811	11,848,811	合計	11,848,811	11,848,811	11,848,811

府 縣	戸 數	人		計	府 縣	戸 數	人		計
		男	女				男	女	
(一)三重縣	1,560	3,101	3,633	5,633	(三)山形縣	1,001	1,424	1,544	2,968
(二)京都府	1,412	3,122	3,211	5,622	(四)千葉縣	823	1,228	1,202	2,430
(三)岐阜縣	1,282	3,222	3,221	5,222	(五)神奈川縣	811	1,201	1,221	2,422
(四)福井縣	1,250	3,222	3,221	5,222	(六)宮崎縣	622	1,222	1,222	2,444
(五)静岡縣	1,241	3,222	3,222	5,222	(七)奈良縣	622	1,222	1,222	2,444
(六)福島縣	1,221	3,222	3,222	5,222	(八)山梨縣	622	1,222	1,222	2,444
(七)新潟縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(九)北海道	222	1,222	1,222	2,444
(八)石川縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十)群馬縣	222	1,222	1,222	2,444
(九)和歌山縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十一)秋田縣	222	1,222	1,222	2,444
(十)長野縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十二)栃木縣	222	1,222	1,222	2,444
(十一)滋賀縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十三)埼玉縣	222	1,222	1,222	2,444
(十二)宮城縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十四)茨城縣	222	1,222	1,222	2,444
(十三)鳥取縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十五)青森縣	222	1,222	1,222	2,444
(十四)富山縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十六)岩手縣	222	1,222	1,222	2,444
(十五)茨城縣	1,222	3,222	3,222	5,222	(十七)沖繩縣	222	1,222	1,222	2,444
					總 計				

第四節 重要市街地及名勝地

京城 は往時漢城又は漢陽と稱し李朝五百年の都府にして併合後は市街の整理を行ひ今や舊觀を一變して殆ど内地の大都會と異ならず人口二十六萬一千六百九十八、内地人六萬九千七百七十四、朝鮮人十八萬八千六百四十八、外國人三千二百七十六、東に駱駝山、西に仁玉山、北に白岳山、東南に南山相對峙し西南の一隅開けて漢江東より來りて西に流る内鮮人相混じて商業取引を爲すも内地人の多くは南山山麓より南大門附近に密集せり朝鮮總督府廳舎は南山の中腹に在り目下景福宮構内に鐵筋コンクリート建五層の新廳舎の建築中なり昌德宮、京畿道廳、京城府廳高陽郡廳、高等法院、覆審法院、地方法院、憲兵隊司令部、憲兵隊、朝鮮歩兵隊、中樞院、遞信局、郵便爲替貯金管理所、郵便局、專賣局、同支局、高等工業學校、高等商業學校、醫學專門學校、法學專門學校、高等普通學校、女子高等普通學校、師範學校、中學校、高等女學校、私立女子技藝學校、その他私立各種學校、總督府醫院、濟生院、監獄、中央試驗所、警察官講習所、測候所、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、第一銀

行、十八銀行、百三十銀行の各支店、朝鮮實業銀行、漢城銀行、朝鮮商業銀行、韓一銀行、手形交換所、東洋拓殖株式會社京城支店、三井物産株式會社京城支店、朝鮮郵船株式會社、京城電氣株式會社、商業會議所、現物取引市場、公會堂、圖書館、新聞雜誌社外國領事館等あり南山公園、漢陽公園、獎忠壇、關帝廟、總督府博物館、李王職の經營に係る昌慶苑、總督府商品陳列館、鍾路の巨鐘、パゴダ公園内の舍利塔、清涼里等各處に散在して皆遊覽の名勝となり北門外の石坡亭、牛耳洞の櫻花、轟島の勸業模範場支場の果樹園等亦觀覽に値し市内及郊外には電車、電信、電話、電燈、瓦斯、水道等の施設完備せり京城神社、天滿宮は共に南山に在り造營中の朝鮮神社亦南山の一角漢陽公園の上に在り東西本願寺別院、日蓮宗、淨土宗、曹洞宗、眞言宗等各派の寺院、日本基督教會、日本組合基督教會、日本メソヂスト教會、聖公會、天主教教會、朝鮮耶穌教長老會、救世軍、露國正教會等各處に散在す

龍山 は京城の一部にして漢江に臨み京城より電車汽車の便あり朝鮮軍司令部、第二十師團司令部、第四十旅團司令部歩兵第七十八聯隊及同第七十九聯隊、騎兵第二

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 $\frac{9}{70}$ m 1 2 3 4 5



京 城 市 街

十八聯隊、野砲兵第二十六聯隊、工兵第二十大隊、滿鐵京城管理局、總督府印刷所、中學校、郵便局、私立善隣商業學校あり

漢江橋は漢江の本流に架し長さ一千四百四十九呎、漢江小橋は其の支流に架せられ長さ六百二十一呎あり

永登浦 京城の郊外に在りて漢江沿岸の一小驛なるも京釜、京仁線の分岐點にして水陸運輸の便あり京城附近に於ける將來の工業地帯として矚目せらる始興郡廳、警察署、郵便局、學校、監獄、朝鮮皮革株式會社、朝鮮紡織株式會社工場、朝鮮窯業株式會社、京城窯業株式會社、東洋畜産興業株式會社工場等あり人口三千百六十八内内地人九百二十六朝鮮人二千九百九十八あり

仁川 京畿道の西端にある貿易港なり月尾島、小月尾島、沙島等其の前面に横はりて内港を圍み八尾島遙に外廓を劃して外港を成し潮水の干満甚しく其の差三十三尺に及ぶを以て有名なり築港は閘船渠式にして渠内水面積三萬坪繫船壁には四千五百噸級の汽船三隻を繫留することを得べく京畿、黄海、忠清各道の貨物を吞吐し内地及滿洲諸港との定期航海あり人口三萬九千九百九十九、内地人一萬二千九百九十五、朝鮮

人二萬六千五百十六、外國人一千三百八十八府廳、地方法院支廳、警察署、觀測所、税關、富川郡廳、郵便局、無線電信所、監獄分監、高等女學校、商業學校、海員養成所、病院、檢疫所、商業會議所等あり電燈、電話、水道等の施設亦完備せり
月尾島は市街の西方に位し周圍三十餘町、櫻花を以て知らる又海水浴場の設備あり
て夏季來遊者多し

水原 京城を距る南方二十六哩の地に在り南大門驛より一時間にして達す往時正宗大王の經營に係る華城址、華寧殿、西將臺、練武臺、訪花隨柳亭、杭眉亭等の遺蹟を存し西湖の風景特に人に賞せらる又曾て華虹門ありて朝鮮有名の勝たりしも大正十一年夏豪雨の爲に倒壊し今は原形を留めず郡廳、法院支廳、警察署、慈惠醫院、郵便局、勸業模範場、高等農林學校、電氣會社銀行等あり人口一萬二十五、内、内地人一千四百二十一朝鮮人八千五百六十四外國人四十

開城 京城を北に距る四十八哩餘に在り高麗朝四百七十年間の首都にして一に松都と稱す高麗時代の舊跡滿月臺、善竹橋、崧陽書院、壽昌宮址、敬德宮址、太平館、成均館、大興山城、七重石塔、朴淵瀑布、杜門洞、華藏寺、觀音寺、穆清殿、顯陵

關王廟、彩霞洞等今猶ほ存す朝鮮人蔘は高麗燒、白菜と共に此の地の名産なり桃も亦其の名産となり果實大に味亦翫賞すべく春時は紅霞處々に躑躅遊覽の人多し人口三萬七千五百九十二、内、内地人一千二百一、朝鮮人三萬六千二百四十二、地方法院支廳、警察署、郡廳、監獄分監、專賣支局出張所、學校、銀行、郵便局等あり
清州 忠清北道廳の所在地にして地方法院支廳、監獄分監、警察署、郡廳、憲兵隊、慈惠醫院、學校、郵便局、銀行等あり人口五千三百三十二、内、内地人千九百一十一、朝鮮人三千二百二十、邑内に古來有名なる石橋及鐵幢あり京釜線烏致院より陸路四里三十丁自働車を通ず大正十年十一月中央鐵道會社の鐵道十四哩一分開通以來急激なる發展を致し近來市區改正の結果市街の面目を一新せり

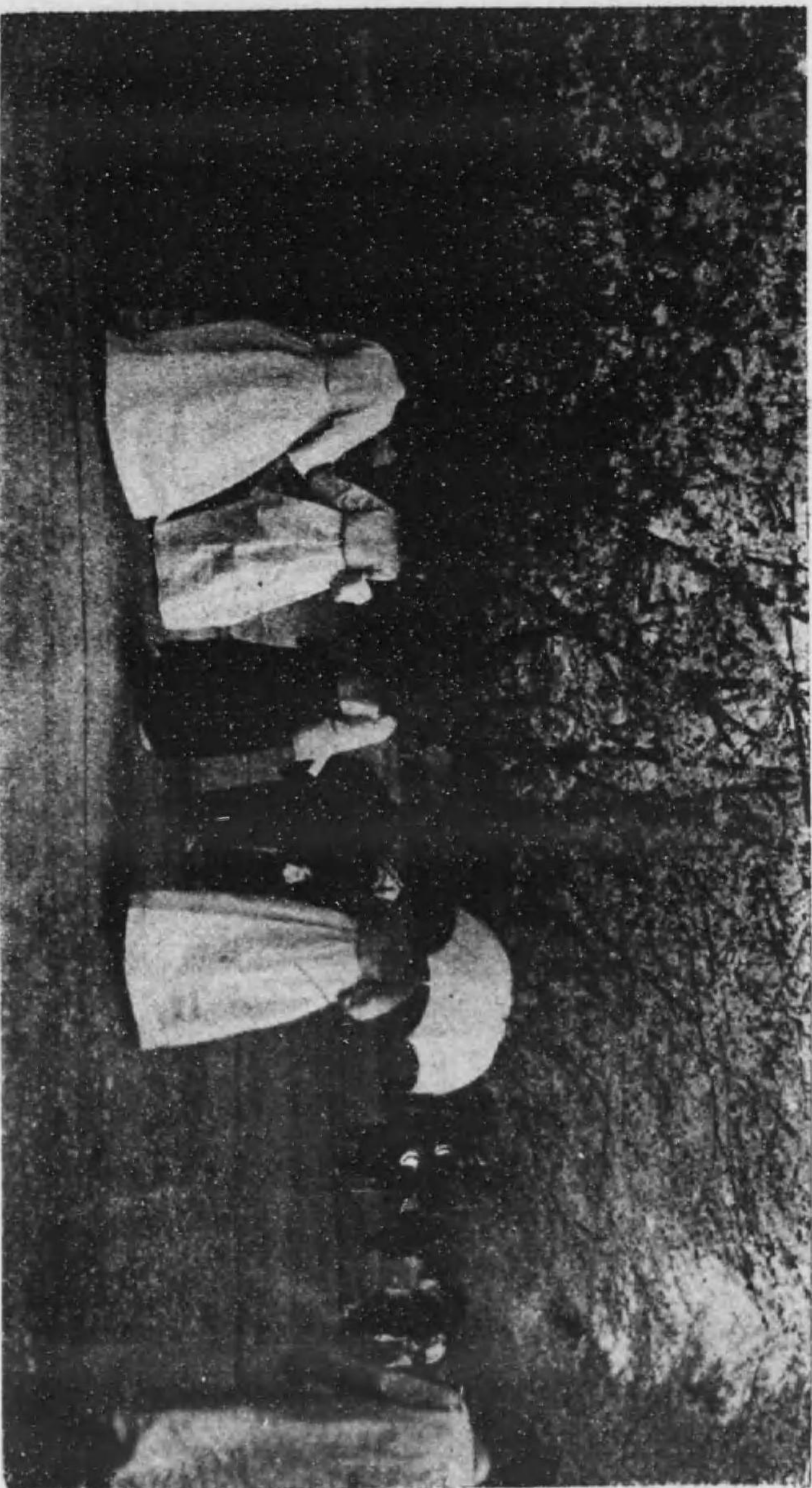
公州 忠清南道廳の所在地にして烏致院驛より陸路六里二十町自働車の便あり忠清南道の中央に位して道路四通し交通の樞要を占む市の北方山城公園は老樹鬱葱として園内に雙樹亭、雄心閣、拱北樓、靈隱寺等著名の史蹟あり常に觀覽の客多し地方法院、監獄、警察署、慈惠醫院、郵便局、郡廳、公立高等普通學校、師範學校、農業學校其の他公私立學校及銀行會社等あり又大正十年には電氣會社の設立を見大正十

二年には上水道敷設の完成を見るに至るべし人口七千四百七十二、内、内地人一千五百二十三、朝鮮人五千八百十五あり

鳥致院 忠清南北兩道及全羅北道に通ずる交通の要衝にして古來有名なる市場あり附近の農産物輻輳す人口四千六百三十二、内、内地人一千二百十、朝鮮人三千三百四十五、燕岐郡廳、警察署、郵便局、普通學校、小學校、學校組合、燕岐金融組合、鳥致院金融組合、殖産銀行支店、實業銀行支店、繩吠改良組合、米穀検査所等あり

大田 湖南線の分岐點にして京釜線中大邱に亞ぐ貨物の集散地なり郡廳、地方法院支廳、警察署、監獄、歩兵第八十聯隊第三大隊、憲兵分隊、郵便局、專賣支局出張所、銀行、金融組合、中學校、高等女學校等あり人口六千三百五十五、内、内地人四千三百十、朝鮮人一千九百四十九、此の地を西に距る三里許に儒城の溫泉あり五里に鷄龍山あり共に自動車にて往復すべし

論山 湖南線の要驛にして公州扶餘に自動車を通ず人口三千二百二十三、内、内地人四百九十六、朝鮮人二千六百六十七、外國人六十、論山郡廳の所在地にして殖産銀行支店、郵便所、學校等あり驛を距る東南一里許盤若山灌燭寺の境内に石造の大彌勒佛あり



(城京)

花 櫻 の 園 景 目

所謂恩津の彌勒にして高麗光宗十九年僧慧明の建立に係り鮮人の歸依頗る厚し

江景 湖南線の要驛にして群山と呼應し錦江を帯び舟楫開らけ水陸の便に富むを以て貨物の集散多く朝鮮大市場の一に數へらる人口八千七百九十四、内、内地人一千三百七十二、朝鮮人七千四百四十外國人二百八十二、警察署、郵便局、地方法院支廳、學校、殖産銀行支店等あり

全州 湖南第一の都會にして全羅北道廳の所在地なり湖南線裡里驛より南十五哩餘輕便鐵道の便あり北に全州平野を控へて水田遠く開け米産地として名あり内地人の農事經營者頗る多く養蠶及製紙の業亦盛なり全羅北道廳、全州郡廳、慈惠醫院、郵便局、地方法院、專賣支局、監獄、警察署、憲兵分隊、守備隊、高等普通學校、普通學校、小學校、殖産銀行支店、三南銀行、其他銀行會社並金融組合、新聞社等あり邑内の慶基殿及肇慶廟は李朝の古廟殿にして其の發祥と縁故を有し名全鮮に知らる城東に梧木臺あり城西に多佳山ありて共に眺望に富む人口一萬六千三百三十七、内、内地人二千九百二十、朝鮮人一萬三千二百四、外國人百九十三

群山 木浦の開港に後るること二年明治三十二年始めて貿易港となり其の地亦木浦と

共に南鮮海運の樞要を占め地位相似たるを以て姉妹港となれり南鮮有数の貿易港にして米穀の輸移出全鮮に冠たり大連、青島、仁川、木浦、内地の間に定期航路あり江景、公州に水路の便あり湖南線亦裡里驛より分岐して達し水陸の交通開らけ貨物の集散繁盛なり人口一萬五千七百五十二、内、内地人六千九百九十、朝鮮人九千三百三十三、外國人百九十三、府廳、沃溝郡廳、郵便局、地方法院支廳、警察署、監獄分監、税關支署、學校、金融組合商業會議所等あり

光州 全羅南道廳の所在地にして湖南線松汀里驛との間に南朝鮮鐵道あり人口一萬六千三百八十九内、内地人二千九百十四朝鮮人一萬三千三百八十四、外國人九十一、地方法院、郡廳、警察署、慈惠醫院、監獄、郵便局、高等普通學校、農業學校物産陳列所、種苗場、殖産銀行支店、湖南銀行、金融組合、電氣會社、南朝鮮鐵道株式會社出張所等あり上水道及電燈の設あり米、麥、棉花等を産す

松汀里 湖南線松汀里驛あり又南朝鮮鐵道の起點にして人口三千四百十八、内、内地人八百六朝鮮人二千五百八十、外國人三十二、市内に電話、電燈あり商工業盛んに米、細い、麥、棉花等を主産とし學校、殖産銀行出張所、金融組合等あり

木浦 湖南線の終點にして群山と共に南鮮海運の樞要を占め論達山を負ひ無數の島嶼其の前に基布す、貿易は米穀、棉花、海産物を主とし内地諸港及沿海各地との間に定期航路あり人口一萬七千九百四十五、内、内地人五千六百八十五朝鮮人一萬二千九十六、府廳、務安郡廳、地方法院支廳、警察署、監獄、郵便局、税關支署、測候所、高等女學校、金融組合、殖産銀行支店、十八銀行支店、無線電信所、遞信局木浦海事出張所、棉作支場、專賣支局出張所、水産組合支部、商業會議所、公會堂、朝鮮銀行支店、商業學校、小學校、普通學校、東洋拓殖會社支店、實業株式會社支店鎌田産業株式會社支店、朝鮮製油株式會社、木浦殖産株式會社、木浦電燈株式會社朝鮮棉花株式會社、南北棉業株式會社等あり水道電話の設備あり

大邱 慶尙北道廳の所在地にして京釜線の大驛なり人口四萬六千四十三、内、内地人一萬二千五百十五朝鮮人三萬三千二百十三、西方十餘町の丘上に達城公園あり山頂平坦にして眺望佳なり其の中央に大神宮を祀れり附近は沃野遠く開らけて農業に適し穀類、果樹、棉花、煙草等を産す又古來有名の市あり覆審法院、地方法院、府廳、中學校、高等女學校、憲兵隊、歩兵第八十聯隊、慈惠醫院、專賣支局、測候所、郵便

局、監獄、商業會議所、殖産銀行支店、朝鮮銀行支店其他銀行會社金融組合等あり

慶州 大邱の東方十七里許自動車及鐵道の便あり新羅九百餘年間の王都にして瞻星臺石氷庫、臨海殿址 雁鴨池、鷄林、鮑石亭、半月城、明活城、南山城、五陵、武烈王陵、金瘦信墓、芬皇寺九層塔、柏栗寺、四面石佛等、城墟、古墳、靈刹、金石佛巨鍾等考古の資料多し郡廳、地方法院支廳、郵便局、警察署、金融組合等あり人口五千八百内、内地人四百四十九、朝鮮人五千三百三十一、此の地を距る四里の地に佛國寺あり境内に多寶塔、釋迦塔あり石窟庵は寺後の吐含山に在り圓形の石造にして穹窿狀の天井を爲し土を以て其の上部を覆ひ入口の左右に四天王、仁王の像内部の圍壁に十一面觀音、十大弟子、梵天帝釋の像を彫刻し中央の蓮臺に釋迦如來の座像を安置せり

晉州 馬山を距る十八里餘自動車の便あり慶尙南道廳の所在地にして人口一萬三千二百三十七内、内地人二千三百二十八朝鮮人一萬八百七十四、郡廳、地方法院支廳、

監獄分監、警察署、慈惠醫院、郵便局、學校、殖産銀行支店、金融組合等あり

馬山 馬山府廳の所在地にして人口一萬六千九百二十四内、内地人四千五百六十八、朝鮮人一萬二千二百八十二、京釜線三浪津驛より鐵路一時間餘にして達す東に丘陵を負ひ巨濟島を外廓として鎮海灣其の前方に横はり海路三十九哩にして釜山港に到るべし昌原郡廳、地方法院支廳、警察署、郵便局、學校、稅關支署、重砲兵大隊、病院、銀行、金融組合等あり

鎮海 鎮海灣は馬山半島と固城半島との間に在りて巨濟島其の南に横はり灣内水深くして優に數十の大艦巨舶を碇泊せしむるに足る新市街は昌原郡鎮海面に在りて山を負ひ海に臨み頗る形勝の地たり人口五千百七十、内、内地人四千五百五、朝鮮人六百六十五、學校、鎮海灣要塞司令部、鎮海要港部等あり

釜山 内地朝鮮間交通の咽喉にして海陸運輸連絡の設備完整し京城を南に距る二百八十哩餘京釜線の最南端に位し大阪浦鹽並北朝鮮西鮮等諸航路の寄港地たり府廳、地方法院、監獄、水陸兩警察署、憲兵分隊、守備隊、陸軍運輸部支部、陸軍倉庫支部、築城本部派出所、稅關、郵便局、移出牛檢疫所、獸疫血清製造所、水産試驗場、海

事出張所、土木部出張所、專賣支局出張所、測候所、中學校、商業學校、高等女學校、府立病院、府立順治病院、商業會議所、水産組合、穀物、青物、水産物市場、及朝鮮紡織、釜山水産、日本硬質陶器、朝鮮瓦斯、電氣、朝鮮郵船、大阪商船、東洋拓殖等の諸會社並朝鮮銀行、殖産銀行、第一銀行等の各支店あり、輸移出品の主なるものは米、大豆、魚類、綿花、鑽石、生牛、牛皮、海藻、肥料、繭、生絲等にして輸移入品は米、粟、小麥粉、豆粕、砂糖、鐵、木材及板金巾及シーチング、日本木綿、紙類、陶器、諸機械石油、綿織糸、石炭等を主とし其の貿易額大正十年中に於て一億三千二百九十二萬七千九百七十二圓に達し輸移出額七千七百八十七萬二千三百六十四圓輸移入額五千五百五萬五千六百八圓を算せり海産物は頗る豊富にして年額千八百萬圓に上り半島第一に位し之に同港に集散する海産物を加ふれば全鮮水産年額八千萬圓中五割以上を占む人口七萬六千二百二十六、内、内地人三萬三千九百七十九朝鮮人四萬一千九百二外國人二百四十五、龍頭山公園（龍頭山神社あり）龍尾山神社、小西行長の城址、福田向陽園等遊覧の名勝あり又市街の南方約十町岩南半島に面して松島海水浴場あり、東北約三里に東萊溫泉あり東萊の東約二里の海水



(道南尚邊)

臺

臺

海

岸に海雲臺温泉あり共に自動車の便あり東萊温泉との間には電車を通ず

海州 京義線沙里院驛を距る十八里二十三町其の間に自動車の便あり、黄海道廳の所在地にして人口一萬四千八百八十、内地人一千五百十二、朝鮮人一萬三千二百六十九外國人九十九、郡廳、地方法院、監獄、警察署、慈惠醫院、郵便局、學校、殖産銀行支店、電氣會社、水道事務所、金融組合等あり、濯熱亭、百世清風碑、梵字石塔等の古蹟著名なり

沙里院 廣漠たる沃野の間に在りて米穀、大豆等の集散地たり人口九千十六、内地人八百九十三、朝鮮人八千二十二、鳳山郡廳、警察署、郵便局、專賣支局派出所、勸業模範場西鮮支場、殖産銀行支店、東洋拓殖會社支店等あり西鮮殖産鐵道の起點たり

載寧 載寧平野と稱する廣漠たる沃野の西南部に在りて西鮮殖産鐵道の要驛あり人口六千八十四、内地人二百一十五、一箇年間市場に於て取引せらるる穀類其の他の價額三百萬圓に上り此の地方に於ける米穀集散の樞要地なり

長壽山 一に黄海金剛と稱し寶積寶藏等の峯巒起伏して巒々數里に亘り山中碧巖溪

金銀窟老仙岩、七里臺、觀音窟、壽養瀑、前千丈岩、石門、後千丈岩、長壽山城址、石洞十二曲等の名勝多く四季の眺望頗る佳なり往時五大伽藍ありしも東學黨騷亂の際火災に遭ひ僅に妙音寺、采真庵、懸庵の三寺を残せるのみ妙音寺は西鮮殖産鐵道會社銀山線の終點内土驛より一里道路峻峻ならず宿泊の便あり

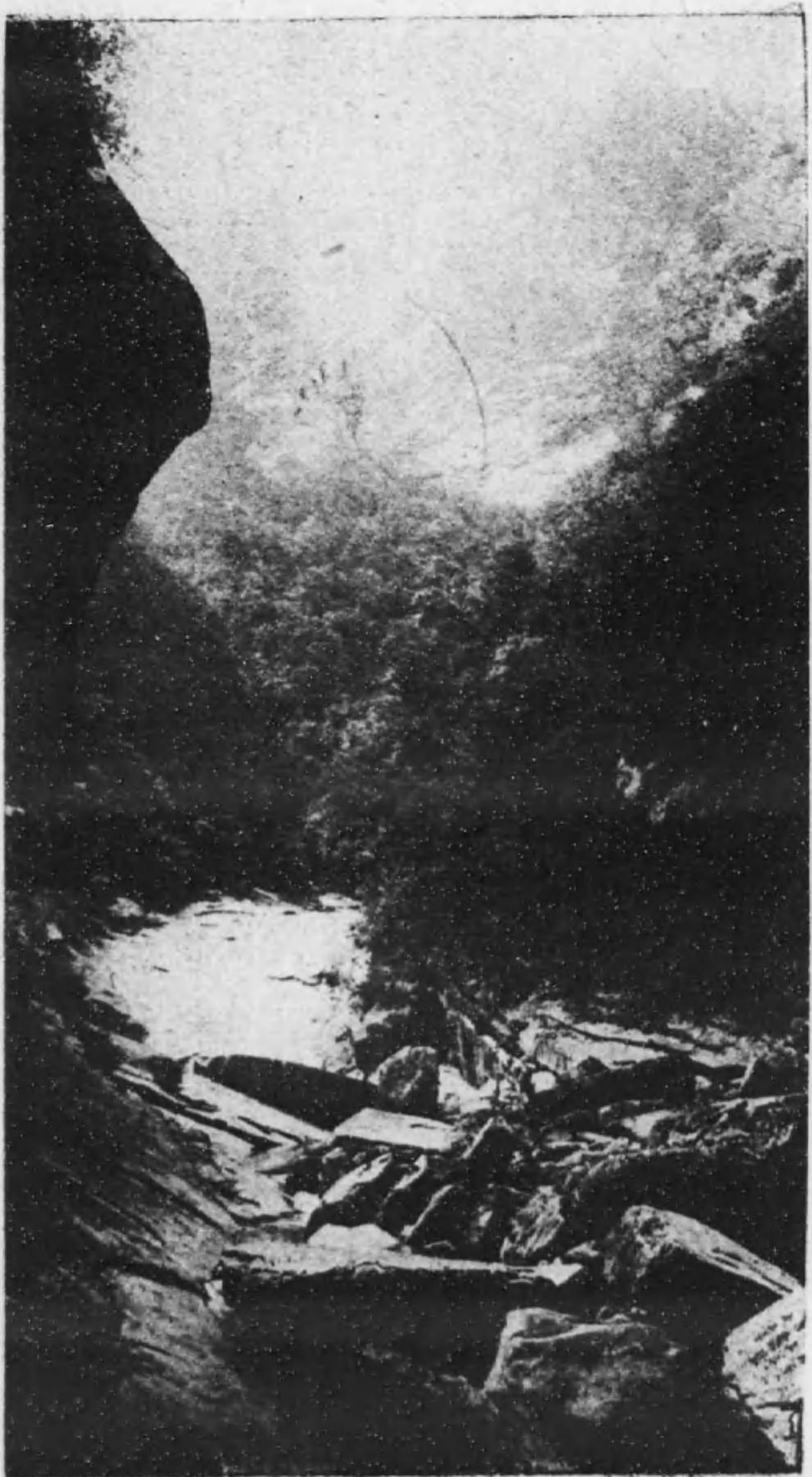
平壤 京城以西に於ける第一の都市にして其の殷賑亦京城に亞ぎ平安南道廳の所在地なり京城を距る百六十一哩餘、北鮮に於ける物貨集散の中心にして附近は平野遠く連なり土壤肥沃にして物産多く平壤牛は品質良好にして其の名高し府廳、大同郡廳、步兵第三十九旅團司令部、歩兵第七十七聯隊本部、覆審法院、地方法院、警察署、憲兵隊、慈惠醫院、監獄、税關出張所、專賣支局、郵便局、中學校、農業學校、簡易商業學校、測候所、高等女學校、高等普通學校、女子高等普通學校、商業會議所、大同銀行本店、朝鮮、殖産、漢城、百三十銀行各支店、電燈會社等あり其の他近郊には航空第六大隊、朝鮮兵器製造所、大日本製糖會社支店、朝鮮電氣興業會社等あり西鮮に於ける唯一の商工業地として矚目せらる人口七萬八千六百二十一、内、内地人一萬七千七百三十一、朝鮮人六萬八千六百六十六、牡丹臺、乙密臺、七星門、玄武門、大同門、船橋里等の戦蹟あり練光亭、浮碧樓、綾羅島等の景勝あり市街には電燈、電

話、水道等の設備あり大同江人道鐵橋は今工事中に屬せり

鎮南浦 平壤の西三十四哩餘京義線の一支線平壤より分岐して之に達す大同江口の貿易港にして仁川、下關を経るものと仁川、群山、木浦、釜山を経て阪神に達するものとの二航路及支那安東大連等に至る航路あり此の地日清戦争前は一漁村に過ぎざりしが日清、日露兩役後内地人の移住者多く忽ちにして一商港となり特に大正四年築港以來貿易急に盛となれり人口二萬二千六百六十七、内、内地人五千二十六、朝鮮人一萬七千百十六、外國人五百四十一、府廳、地方法院支廳、警察署、税關、監獄分監、郵便局、高等女學校、商工學校、朝鮮銀行、殖産銀行、大同銀行各支店、金融組合等あり廣梁灣鹽田は此の地を距る五里にして一箇年七千五百萬斤を産出す義州 平安北道廳の所在地にして新義州府を距る東北四里三十町自動車の便あり鴨綠江を隔て、遙に支那九連城に對す人口八千九百九十二、内、内地人千二百六、朝鮮人七千五百七十四、支那人二百十二、憲兵隊、郡廳、警察署、地方法院出張所、慈惠醫院、郵便局、殖産銀行支店、金融組合、平安北道種苗場、原蠶種製造所、農業學校、普通學校、小學校等あり邑内西北の邱上に統軍亭あり

新義州 京義線の終點にして鴨綠江を隔てて支那安東縣と相對す鴨綠江は源を白頭山の附近に發し長流二百有餘里舟楫を通ずること百二十餘里新義州安東縣の間に一大鐵橋を架せり明治四十四年十月の竣功に係り延長三千九十八呎中央に鐵道を通し兩側に各幅八呎の歩道を設け中央三百呎の橋桁を開閉式となし船舶の通行に便ならしむ府廳、警察署、地方法院、税關支署、監獄、郵便局、專賣支局出張所、高等普通學校、商業學校、守備隊、憲兵分隊、營林廠、殖産銀行支店、製紙會社、電氣會社、米穀市場等あり人口一萬五千九百三十五内、内地人四千三百七十七、朝鮮人八千六百八、支那人二千九百五十

春川 京城を距る二十三里餘江原道廳の所在地にして自働車の便あり人口三千六百六十三、内、内地人一千六十八、朝鮮人二千五百二十七、郡廳、地方法院支廳、監獄分監、慈惠醫院、警察署、郵便局、農業學校、蠶業傳習所、機業所、種畜場、蠶業取締所、專賣支局派出所、殖産局山林課出張所、殖産銀行支店、金融組合等あり邑内北方の狛國山は往昔狛國の地にして今尙ほ城址あり實に二千年前の古蹟たり又牛頭山は素盞鳴尊の遺蹟と稱せられ清平寺は千七百年前開基の古刹として知らる



金剛山、外金剛玉流洞（江原道）

鐵原 鐵原郡廳の所在地にして江原道の西北部に在り京城を距ること六十二哩餘、京元線の間驛にして近來年々繁榮となれり人口五千三百六十五、内、内地人四百四十二、朝鮮人四千八百七十五往時弓裔の占據せし地なりと傳へらる

金剛山 金剛山の奇勝は其の名夙に天下に揚かれり全山の廣袤十數里に互り一萬二千の巒峰重疊相倚り相擁して萬物相の奇と爲り海金剛の勝と爲り危巖簇立し萬水飛潑し懸けては飛瀑と爲り落ちては碧潭と爲り白雲脚下に生じ青苔石徑を埋む山中衆峯の最も高きものは白馬峯にして毘盧峯、水精峯之に亞ぎ日出嶽、月出嶽、獅子峯、香爐峯、青鶴峯、雁門嶺、白雲臺、望軍臺、遮日峯、彌勒峰、釋迦峰、長慶峰、地藏峰、觀音峰等の奇嶂群峙し其の規模の壮大にして巖峯の奇恠なる世界又比儔を見ず内金剛を觀むとする者は京城南大門驛より京元線に由りて平康驛に下車し金化、金城、新安、末輝里を経て長安寺に至るべし此の間三十五里自動車の便あり是より行靈源行庵、望車臺頭、白華庵、三佛巖、表訓寺、正陽寺、萬瀑洞、其溪山美、摩訶衍、萬灰庵、白雲臺、毘盧峰、妙吉祥、内霧在嶺の奇勝を探るを得べく外金剛各所の勝景を探らむとするには元山の前驛たる葛麻驛より庫底、通川を経て溫井里に至

るべく此の間二十五里自動車の便あり或は元山より海路長箭に上陸し同地より自動車にて温井里に至るべし其の最も著名なる勝地を擧ぐれば寒霞溪、萬物相、新溪寺、玉流溪、九龍瀑、九流淵、海金剛、萬景洞、彌峰、楡帖寺、松林寺等となす四季の風色自ら異にして其の名亦春は金剛、夏は蓬萊、秋は楓嶽、冬は皆骨の稱あり

元山 元山府廳の所在地にして市街は望徳山の麓に在り北鮮第一の貿易港たり灣内水深くして潮流緩く大正四年八月築港工事を起し爾來八箇年の歳月を閲し三百五十萬圓の經費を投じて大正十一年五月に竣功せり日本海沿岸に於ける貨物及露領より朝鮮に輸入せらるゝ貨物は概ね茲に輻輳し京元線に由りて直に京城及各地に輸送せらる、地方法院支廳、警察署、監獄分監、税關、測候所、郵便局、中學校、高等女學校、商業學校、病院、銀行、商業會議所、金融組合等あり人口二萬九千七百六十八、内、内地人七千六百二十、朝鮮人二萬一千五百三十二

咸興 咸鏡南道廳の所在地にして京城を距る二百十七哩餘、北に盤龍山を負ひ西北は城川江に臨み西南に平野を控へ人口二萬二百七十六、内、内地人三千二百八十五、朝鮮人一萬六千九百十、地方法院、監獄、歩兵第三十七旅團司令部、歩兵第七十四聯隊

憲兵隊、警察署、慈惠醫院、郵便局、高等普通學校、殖産銀行支店、金融組合等あり邑内に六個の樓臺あり西門の樂民樓は城川江に臨み眺望絶佳なり知樂亭の樓下に萬歲橋あり東南一里許に本宮あり東北里餘に慶興殿あり共に李朝太祖の舊邸たり此の外歸州寺、定和陵等あり

鏡城 南に鏡城川を控へ北に勝巖山を負ひ地形西に逼りて東に開き三角形をなせり人口四千四百三十二、内、内地人二百三十九、朝鮮人四千一百七十五、郡廳、地方法院出張所、警察官駐在所、郵便局、高等普通學校、農業學校、金融組合等あり、勝巖山は市街を瞰下して獨津灣を望み元帥臺は城南里餘に在りて鏡城川の河口に臨み觀海寺は西方一里餘、山の中腹に在りて風光頗る佳なり

清津 北鮮の要港にして露領浦鹽斯德を距る海上百三十哩に在り北鮮一帯の貨物農産物の集散地となり清會鐵道線の基點にして間島、會寧、鏡城、羅南に出入する咽喉に當り市街繁盛なり人口一萬三千七百七、内、内地人四千六百五十一、朝鮮人八千七百九十三、府廳、地方法院支廳、監獄、警察署、郵便局、税關支署、學校、土木部出張所、水産試驗場、憲兵分遣所、陸軍運輸部清津出張所等あり

城津 元山の北方百二十四哩に在り郡廳、警察署、郵便局、税關支署、地方法院支廳、測候所、小學校、普通學校等あり咸北一帶の貨物集散地にして輸移出品は大豆、生牛、黒鉛、銅、魚類等を主とし輸移入品は金巾、木綿、紡績、酒類、麥粉、藁吹等最も多し人口五千六百四十八、内、内地人千八十九、朝鮮人四千四百、外國人百五十九

羅南 咸鏡北道廳の所在地にして鏡城の北方一里餘に在り東西南の三面は丘陵に圍まれ東北の一面平野を控へ清會線輪城驛より岐れて此に入る警察署、郵便局、慈惠醫院、高等女學校、憲兵隊、第十九師團司令部、歩兵第三十八旅團司令部、歩兵第七十六聯隊、騎兵二十七聯隊、野砲兵第二十五聯隊あり人口一萬二百四十九、内、内地人五千百七十一、朝鮮人四千七百八十

會寧 豆滿江沿岸に在る一都邑にして江を渡れば直に間島に入る此の地を距る西北十三里許兀良哈の峠を踰へて龍井村あり江水一たび氷結すれば人馬自由に江上を往來す清津より五十八哩清會鐵道線の終點たり又圖們鐵道に由れば二十五哩にして鍾城郡上三峯に至り之より豆滿江を渡り七里餘にして龍井村に達す、間島貿易の要衝に

して商業殷盛なり、歩兵第七十五聯隊、工兵第十九大隊、衛戍病院、憲兵分隊等あり郡廳、警察署、地方法院支廳、郵便局、慈惠醫院、商業學校、小學校、普通學校、朝鮮銀行出張所、殖産銀行支店、金融組合、豆滿江林業株式會社、鷄林炭礦及朝鮮採炭株式會社等あり、人口一萬二百七十九、内、内地人二千三百四十六、朝鮮人七千六百六十二、支那人二百六十四、特産物の主なるものは石炭、木材、大豆及雜穀類、麻布とす

第五節 風俗習慣

朝鮮に於ては開國五百三年改革の時に至るまで兩班、庶民の階級あり更に公賤、私賤なるものを認めたり、兩班は即ち文班及武班にして、嘗て文武の官に任したる者の一族を稱し、宗親、儀賓をも之に加ふ、又中人と稱する細別ありて内醫院、觀象監、典醫監、司譯院、圖書署、惠民署の官員及戸曹の算學官、刑曹の律學官、承文院の寫字官等之に屬し官衙の書吏、營吏、郷吏、假吏、書員及農、工、商を常民と呼び官奴婢、官妓、

皇諫、羅將、日守軍、漕水軍、烽軍、驛卒、獄卒を公賤とし婢僕、白丁、巫覡、俳優、娼女等を私賤としたりしも併合の際此等の區別は盡く廢せられて今は王族、公族、貴族のみの身分を認め其の他は一般人民として何等の名稱を附せず

朝鮮は往古支那文物の輸入と共に夙に儒佛二教の傳播を見儒教は修身齊家治國平天下の學として上士大夫より下庶人に至るまで一般に之を講究し又老莊より出でたる道教ありて風水地相の説と共に新羅の時より傳はり隱然勢力を有したりき後ち高麗の末朱熹の學説入傳し朝鮮代に迨びては儒教を以て國教と爲し文廟の制を擴張して到る處郷校の設置を見ざるなきに至りしも、佛教は之を疎外して寺刹の創設を禁じ僧尼は常民として待遇せられざりき

家屋は從來瓦家、草屋、石葺、木皮葺等の數種あり大抵温穽と稱し石を以て床下に火坑を築造し土を以て床を塗り朝夕燃火して暖を取れり家屋の構造は土石を混じたる墻壁を以て築き通例二重の門を設け婦人の居室たる内房男子の客室たる舍廊及越房、厨房、庫間、下人房等に分ち又別に祖先の神主を安置する祠堂を設くるものあり

衣服の地質は大抵綾紗、紬、苧、麻及木綿を用ひ男子は筒袖の上衣及袴を著く又襦衣

を上衣の下に著け周衣を重ね漆笠を被り腰に巾囊草匣（煙草入）を佩び鞋を履き四時襪を解かず吐手を箝め扇を携ふる風あり古昔は白衣を禁ぜしことありしも今尙ほ好みて之を用ふ雨日には油衫を着け油鞋又は木履を穿ち笠帽笠を掩ふ雨具油紙にて作るを掩ひしが近來靴を穿ち傘を用ふるに至れり女子は上衣を著け袴を重ね更に裙を纏ひ鞋を穿つも周衣は多く用ひず好みて指環を箝め又吐手を穿ち襪を用ふること男子に異らず而して外出には轎に乗り又は長衣を被りしも近年之を用ふる者減少せり

食は米飯を常食とし獸肉、魚肉、蔬菜等を副食物と爲し膳は脚床を用ふ器皿には鍮器銅器、陶器の種類あり鍮器は多く冬季に用ひ陶器は春、夏、秋、の季節に用ふ喫飯には銀、銅、鍮の匙を用ひ副食物には大抵箸を用ふ又飯には熟（冷飯を炊きたる釜に湯を入れて作る）を注ぎて食する習あり汁を嗜み食物には蕃椒蒜等を和し調理したる大根又は白菜の沈菜（漬物）を最も愛用す山間に在りては多く粟、稗、黍等の類を食し寺刹にては山菜、木芽、草根等をも食す酒は在來のものに火酒、藥酒、濁酒等あり近來漸く清酒洋酒の類を用ふるに至れり又男女共に好みて喫煙す

古來男子は必ず冠禮を行ふ習あり冠禮は童幼の成人と爲る禮にして本來は齡十五歳を

過ぎて之を行ふ制なりしも風俗早冠を競ひ十一二歳にして之を行ふ者あり又冠禮は婚約成ると同時に之を行ふの例なるを以て娶妻の資なき者は壯年を過ぎて尙ほ行ふ能はざる者あり冠禮を行はざる者は總角と稱して髪を編みて後に垂れ冠禮を行ひたる後は髻を結び額に網巾を纏ひ笠子を戴けり然れども今は斬髮を爲す者多く冠禮は唯だ一片の儀式として之を行ふに過ぎず

女子には笄禮あり男子の冠禮に相當し未嫁の女は髪を編みて後に垂るゝこと男子に異らず婚禮の日に至つて始めて其の且髪を結び簪を挿む之を笄禮と云ひ女子の既婚と未婚とは結髪すると否とによりて自ら區別せらる

婚姻は女子が其の夫たる男子の家に入るを本則とし例外として夫が妻家に同居するとあり之を招婿又は贅婿と稱し婿養子、入夫等の習なく又近親間及男系の血族間に於ける通婚は嚴格に之を避けられ男系の血族間に於ては幾世を経るも斷じて婚姻を爲さず而して男系の血族なると否とは姓及本に據りて之を別てり即ち總て人の姓は父の姓に因りて定まり身分及戸籍に移動あるも變更せず故に父子は常に同姓にして男系の血族



釣魚の上氷江漢

は皆同姓なり然れども男系の血族にあらずして同姓の者あるを以て別に本を稱せり本は族祖の出でたる地名にして血族に非ざる同姓は大抵本を異にするより本及姓の同じき者は皆男系の血族とせられ本及姓は戸籍に登録し、初對面の挨拶にも互に之を問ふを常とす

一夫一妻は儒教に於ける婚姻の本義にして、婚姻は必ず一男一女の間に成立するものなるも婚姻の目的は後繼子を得て祖先の祭祀を絶たざるに在りとせらるゝを以て子なき者は妾を蓄ふことを許しゝが近年漸く之を改むるの氣運に向へり婚姻を爲すには父祖又は長上を主婚者と爲し其の合意を婚姻成立の要件と爲しゝが近時漸く常事者の意思を尊重する傾向を生じたり又婚約前に於ては會見の習なきを以て男女は行禮の日に至り始めて相見のみ婚姻の儀式は女家に於て行ひ其の日新夫は新婦を伴ひ歸りて父母に見えしめ更に女家に至り留宿すること三日にして歸家するを通例とす

婚姻の年齢は舊制男子十五歳女子十四歳以上なりしが早冠を競ひ冠禮は婚約成りて後之を行ふを以て遂に男子早婚の風を馴致し女子は十五六歳以上を通例とするも男子は

十四五歳以下にして婚姻を爲す者稀なりとせず唯だ現今實際の取扱としては男滿十七歳以下女滿十五歳以下の婚姻届を受理せず舊習に従ひ婚姻を爲したる者の間に生れたる子と雖父母が此の年齢に達するまでは庶子として戸籍に登録することゝせり離婚には妻に七去の制あり又三不去の法ありしも現今は行はれず寡女の再嫁は嘗て之を禁じ世人亦之を卑みしも開國五百三年其の禁を解けり

儒教に依れる朝鮮の葬式は親戚知音のみにて之を行ひ、神官僧侶等の干與することなし又火葬は習俗の最も忌む所にして僧侶の外皆土葬を爲し夫妻は大抵合葬す棺は横棺を用ひ大抵祖先の墓所に葬るも又別に地區を選ぶことあり風水地相の説古より傳はり朝鮮代に至りては最も之を重んじ今尙ほ其の習全く改まらず又従前は身分階等に依り墓地の界限に方十歩より百歩までの差を設けしが現今に於ては共同墓地を定め同時に各戸三千坪以内の特設墓地を許せり喪は五服の制を守り三年より三月に至る五服は斬衰、齊衰、大功、小功及緦麻にして斬衰は粗麻を用ひ下邊を緝縫せず期間は三年にして父の喪に子之を著け齊衰は粗麻を用ひ下邊を緝縫し期間は三年、一年、五月、三

月にして、齊衰三年は母の爲めに之を著け齊衰一年は父に先ちたる母の爲めに之を著け、齊衰五月は曾祖父母、三月は高父母の爲めに之を著く大功は粗練の麻布を用ひ期間は九月にして従兄弟、従姉妹、衆孫、孫女、衆子婦、妻、夫の祖父母の爲めに之を著く小功は稍や細練の麻布を用ひ期間は五月にして従祖父母、大姑、従孫、従姪、従伯叔父母、従姑、外祖父母、長孫婦等の爲めに之を著く緦麻は熟布を用ひ期間は三月にして再従祖、再従大姑、従曾孫、再従孫、曾孫、玄孫、外孫、三従兄弟姉妹、衆孫婦等の爲めに之を著く。

祖先の祭祀は儒教の最も重んじたる所にして久しく儒教の感化を受けたる朝鮮に於ては亦最も之を尊重し四代までの神主を祠堂に祀り五代以上は之を墓所に移して埋安し秋季の丁日又は亥日に墓祭を行ふ

朝鮮に於ける相続は祭祀の承繼を主たる目的とし家系の承繼に同時に祭祀者たる地位の承繼となれり而して之を承繼するものは男系の長男子にして之れなきときは長孫之を承繼し長系の男子孫未婚の儘死亡する時は次系の男子孫之を承繼す又男子孫なきと

きは同族より養子を爲し之を承繼者となす養子は養父となる者の子の列に當る者に限り女子の養子を認めず男子孫なく又養子を爲すことを得ざるときは茲に家系の斷絶を生じ一家の絶滅を來すものとす

第二章 交通

第一節 鐵道

(一) 國有鐵道

朝鮮に於ける鐵道は明治三十三年七月京仁線の開通に始り同三十八年京釜線竣功し次に翌三十九年京義線の竣工するや京釜京義の二大線は合して一幹線と成り南端釜山より起り半島を縦貫して北端新義州に至り鴨綠江を渡りて支那安東に達し其の延長五百九十哩八分となれり次て湖南、京元、咸鏡等幹線の敷設あり湖南線は京釜線大田より起りて木浦に達する幹線と裡里より分岐して群山に至るの支線より成り其の延長百七十六哩一分京元線は京釜線龍山より分岐して元山に達する延長百三十八哩四分又咸鏡線は元山に起り國境會寧に至るものにして元山咸興間延長七十七哩、清津會寧間五十八哩一分に上り其の内輪城朱乙間二十二哩は已に開通し其餘は目下建設工事中に屬す其の他支線中承登浦より分れて仁川に至る京仁線、三浪津より馬山に達する馬山線、平

壤より鎮南浦に至る平南線、平壤より勝湖里に至る平壤炭鑛線、黃州より兼二浦に達する兼二浦線ありて今や全線の延長一千百六十五哩を算し本支線共總て四呎八吋二分の一の標準軌間にして車輛は「ボギー」式を用ゐる客車は廣濶壯麗貨車亦長大にして一輛克く二十六噸を搭載し得べく主要列車には食堂車、寢臺車を連結し南は一日二回關釜連絡船の發着に依りて内地との連絡を保ち北は國境鴨綠江橋梁を経て南滿洲鐵道に直通し釜山奉天間二回の直通旅客列車を運轉し更に釜山京城間に一往復の急行旅客列車あり其の他一般旅客に便する爲釜山、新義州停車場樓上に洋式の旅館を設け京城に朝鮮ホテルを經營し金剛山探勝客の便を圖りて外金剛溫井里及内金剛長安寺に洋式旅館を設け毎年夏期より秋期に互り營業を爲せり

國際聯絡運輸は大正二年より東清及烏蘇里鐵道主要驛と旅客手荷物聯絡運輸を開始し次で同年日支旅客手荷物聯絡を同三年より日滿貨物聯絡を、同七年より日支聯絡小荷物の取扱をも開始せり

朝鮮鐵道工事施設中最著名なるものを鴨綠江の橋梁とす同橋梁は總延長三千九十八呎に上り明治四十二年起工し同四十四年竣成せり

朝鮮國有鐵道の業務は從來總督府の經營する所なりしも大正六年七月より南滿洲鐵道株式會社に委託し目下同社に於て之を經營せり但し國有鐵道の建設及改良は尙國費を以て支辨せられ其の計畫は總督府に於て管掌す

線路		區	間	哩	程
京釜線	本馬	南大門(京城)	釜山	六〇・八	分
京義線	兼二浦	三登浦	仁川	一八〇・八	分
京義線	兼二浦	南大門	兼二浦	二〇・八	分
京義線	兼二浦	兼二浦	兼二浦	一〇・二	分
京義線	兼二浦	兼二浦	兼二浦	八・一	分
京義線	兼二浦	兼二浦	兼二浦	三・三	分
京義線	兼二浦	兼二浦	兼二浦	一五・九	分
京義線	兼二浦	兼二浦	兼二浦	一・一	分
京義線	兼二浦	兼二浦	兼二浦	一八・四	分

大正十一年十月一日現在

線路	區間	噸	
		運分	程
湖南線	大田	11,318	11,318
湖南線	里木	12,000	12,000
湖南線	山成	4,200	4,200
湖南線	津會	8,800	8,800
湖南線	城朱	3,000	3,000
成鐵線	大浦	11,318	11,318
成鐵線	元興	4,200	4,200
成鐵線	清山	11,318	11,318
成鐵線	輪乙	3,000	3,000
總計		112,000	112,000

鐵道營業成績 (一)

大正十年度

線路	旅客人員	旅延人	小荷物	貨物噸數	貨延噸	運收收入
京義線	4,332,860	11,000,000	1,000,000	1,000,000	11,000,000	11,000,000
京元線	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京南線	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
總計	6,332,860	13,000,000	3,000,000	3,000,000	13,000,000	13,000,000

本表各線の計數を精算して尙總計に於て不足を見るは二線以上に互りて發送せしものは之を各線に計上せしむ總計に於ては其の發送せし實數を掲上し各線に於て重複せし數を控除したるに由る

鐵道營業成績 (二)

年度	一日平均		一哩平均		一日一哩平均	
	旅客人員	小荷物噸數	旅客人員	貨物噸數	旅客人員	貨物噸數
大正八年度	33,361	1,800	10,214	1,000	1,100	1,000
同九年度	33,000	1,813	8,248	1,000	1,000	1,000
同十年度	33,000	1,813	8,248	1,000	1,000	1,000

(二) 關釜連絡概況

關釜連絡船は現在登岐丸(一、六〇八噸)、對馬丸(一、六一〇噸)、高麗丸(三、〇二八噸)、

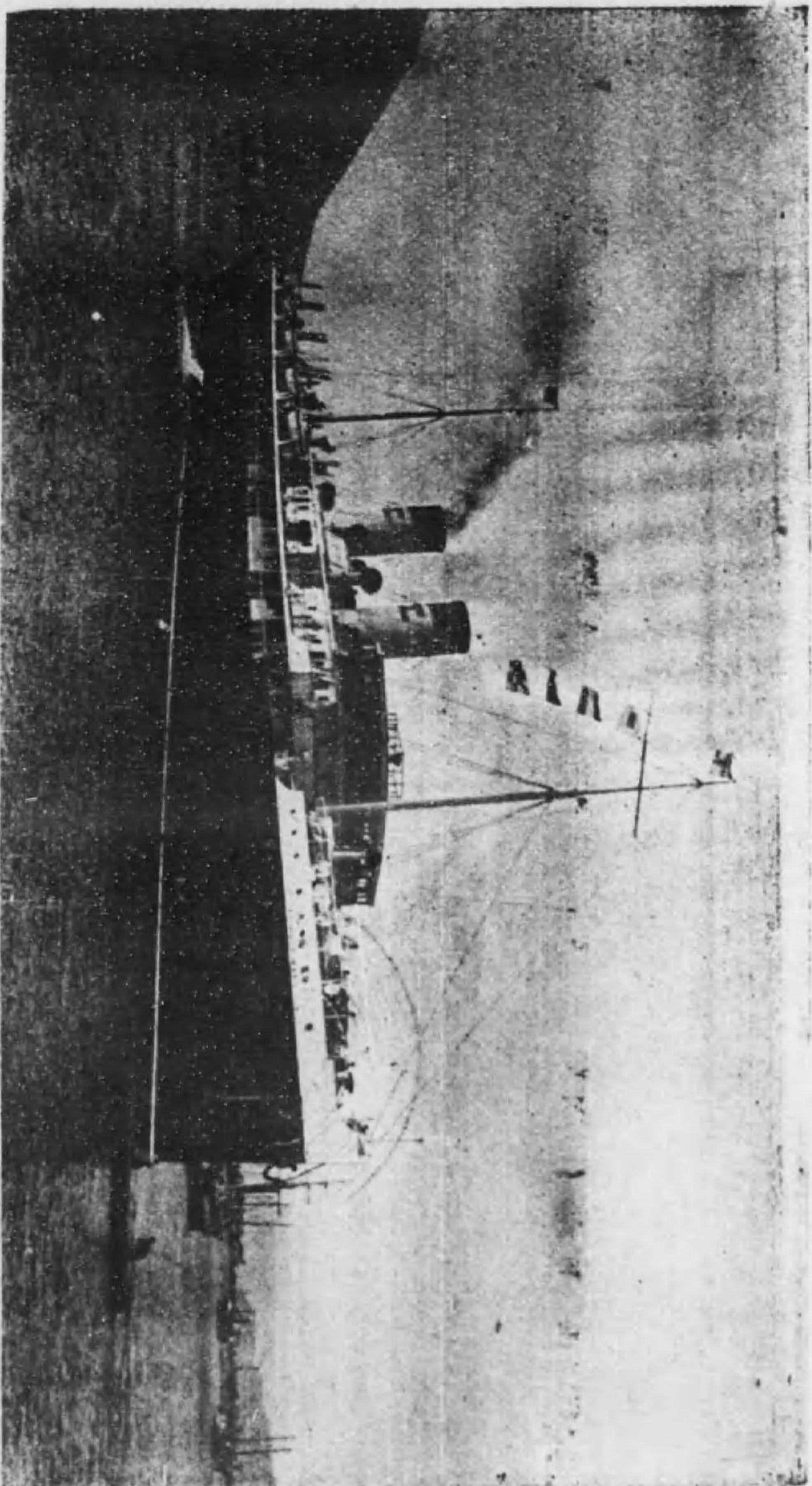
新羅丸三、〇三二噸)、景福丸(三、六一九噸)の五隻を交替通航し關釜間を晝夜二回往復す關釜間の距離百二十二哩にして所要時間十一時間半なり

關釜連絡概況

年 度	航 路 數	旅 客			荷 物			郵 便 物	
		一 等	二 等	三 等	計	貨 物	手 荷 物		小 荷 物
大正八年度	26	8,233	21,251	22,528	21,875	22,252	23,129	21,028	24,254
同九年度	26	8,229	21,528	19,096	21,510	10,222	22,124	19,028	13,224
同十年度	21	2,222	21,222	18,222	21,222	12,222	12,222	12,222	12,222
同八年度	26	8,222	21,222	18,222	21,222	12,222	12,222	12,222	12,222
同九年度	26	8,222	21,222	18,222	21,222	12,222	12,222	12,222	12,222
同十年度	21	2,222	21,222	18,222	21,222	12,222	12,222	12,222	12,222

(三) 私設鐵道及軌道

鐵道の普及は朝鮮開發上最急務なるを以て總督府は財政の許す限り年々國費を以て其



丸 福 景 船 絡 聯 釜 關

の敷設に努めつゝあるも猶地方的の線路に對しては民間の經營に係る鐵道の敷設を奨勵し一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付す

大正十一年九月現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は開業線三百哩三分未開業線千四百〇五哩八分専用鐵道既設線四十七哩二分なり

開業線

大正十年十月一日

經營者	區間	哩程	軌間	原動力	敷設許可年月	營業開始年月	資本又は建設費
全北鐵道株式會社	全裡州	一五・五哩	六二吋	蒸汽	大正二年一月	大正三年十一月	100,000 円
帝國炭業株式會社	咸州 西海	100 哩	同	同	同 二年九月	同 四年十二月	※ 218,000
价川輕便鐵道	新安州 价川	一八・〇哩	同	同	同 五年五月	同 五年五月	※ 444,100
同	价川 洞川	四・六哩	同	同	同 六年十二月	同 七年十二月	
朝鮮中央鐵道株式會社	大項 浦項	八三・九哩	同	同	同 五年二月	同 七年九月	

經營者	區間	哩程	軌間	原動力	敷設許可年月	營業開始年月	資本又は 建設費
同	浦項	一一·二	六呎	蒸氣	同	大正八年六月	11,000,000
同	西國寺	八·三	同	同	同	同七年十月	
同	佛國寺	一八·七	同	同	同	同十年十月	
同	鳥致院	一一·二	同	同	同	同十年十一月	
同	清州	同	同	同	同	同八年五月	
同	上内海士	同	同	同	同	同九年十二月	10,000,000
同	沙里院	三·四	同	同	同	同十年十一月	
同	載川	八·四	同	同	同	同九年一月	1,800,000
同	信川	同	同	同	同	同十一年六月	10,000,000
同	上三峰	五·五	同	同	同	同十一年六月	
朝鮮京南鐵道株式會社	天安	六·一	同	同	大正八年九月		
同	溫陽溫泉	同	同	同	同	同	
同	溫陽溫泉	同	同	同	同	同	
同	溫陽溫泉	同	同	同	同	同	

經營者	區間	哩程	軌間	原動力	敷設許可年月	營業開始年月	資本又は 建設費
南朝鮮鐵道株式會社	松汀里	六·九	同	同	大正七年七月	大正十一年七月	10,000,000
朝鮮瓦斯電氣株式會社	釜山	五·八	同	蒸氣	明治四十二年六月	明治四十二年十二月	5,000,000
同	釜山	同	同	電氣	同	大正四年十一月	
京城電氣株式會社	京城府內	一·八	三呎	同	同	韓國政府時代	5,000,000
奧村竹三郎	金堤	一·三	二呎	手押	同	大正八年九月	5,000,000
山形定右衛門	咸鏡道	〇·一	同	同	同	同九年十二月	5,000,000
帝國炭業株式會社	咸興	一·六	同	同	同	同六年十二月	5,000,000
生氣炭粘土石炭株式會社	生氣炭	四·七	同	同	同	同七年五月	5,000,000
同	生氣炭	同	同	同	同	同八年四月	5,000,000
松本勝太郎	清津府內	〇·八	同	同	同	同六年七月	5,000,000
同	清津府內	同	同	同	同	同七年一月	5,000,000
同	江界	一·〇	同	同	同	同十年五月	5,000,000
同	江界	同	同	同	同	同	
合計		110·0					

私設鐵道營業成績

年 度	運 輸 量			運 收 入	
	旅 客 人 員	小 手 荷 物 斤 數	貨 物 噸 數	客 車 收 入	貨 車 收 入
大 正 七 年 度	851,000 人	55,100 斤	12,800 噸	111,111 圓	111,428 圓
同 八 年 度	1,188,000 人	1,000,000 斤	100,000 噸	120,000 圓	110,000 圓
同 九 年 度	1,111,000 人	1,100,000 斤	110,000 噸	100,000 圓	100,000 圓
同 十 年 度	1,200,000 人	1,100,000 斤	110,000 噸	110,000 圓	100,000 圓
合 計	4,350,000 人	4,750,000 斤	440,000 噸	441,111 圓	421,428 圓

備考 本表は蒸氣動力に依る私設鐵道の分のみを掲ぐ

以上の外未開業線に南朝鮮鐵道株式會社の光州馬山間及院村全州間、朝鮮中央鐵道株式會社の蔚山東萊間、蔚山長生浦間及清州忠州間、朝鮮森林鐵道株式會社の咸興厚州古邑間、長津滿浦鎮間及五老里漢堡里間、豐上里長豐里間、兩江拓林鐵道株式會社の古茂山合水間及吉州惠山鎮間、金剛山電氣鐵道株式會社の鐵原化川間、朝鮮京南鐵道株式會社の禮山群山對岸間及天安安城間、西鮮殖産鐵道株式會社の信川猪島間、石灘

第二節 道 路

海州間、信川龍塘浦間及梨木、長淵間、朝鮮産業鐵道株式會社の金泉安東間、及孟中里熙川間、北鮮鐵道株式會社の羅津訓戎間、北鮮興業鐵道株式會社の會寧金洞間、朝鮮京東鐵道株式會社の水原驪州間、圖們鐵道株式會社の上三峰潼關鎮間、京春電氣鐵道株式會社の清涼里春川間及平壤電氣軌道の平壤驛前新倉里間等あり

朝鮮の道路は舊韓國政府時代明治四十年より併合に至る四箇年間に於て工費三百九十萬餘圓を投じて二百餘里を修築したるも此等の工事は各地方に散在せる一部小區間の道路に施行せられたるに過ぎずして朝鮮全道より之を見れば殆ど道路と稱すべきものなく依然として旅客は田畦を通行し貨物は人肩馬背に依て運搬せられ到底人文の普及と經濟の發展を圖ること能はざるを以て總督府設置の初先づ道路の根本制度を樹立すると共に全道に渉る道路網を確定し國費を以て築造すべき一等道路十七線延長七百八十九里餘、二等道路七十九線延長二千三百五十二里餘を測定して全道主要路線と成し別に地方費を以て築造すべき三等道路四百十九線此の延長三千三百八十三里餘を以て

地方的脈路を完ふするを期したり爾來政府に於ては道路修築の第一期事業として一、二等道路中最重要なる路線三十四線六百八十五里を選び明治四十四年度より大正六年度に至る七箇年の事業とし工費一千萬圓を投じて其の修築を行ひ併せて漢江鐵橋を架設せり

次で第二期計畫として一、二等道路線中交通並經濟上最適切なる路線二十六線延長四百七十八里と主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て大正六年度より同十一年度に至る六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て目下施行中に屬するも物價騰貴の影響を受け豫定の改修を爲すこと能はざると最近の事情に鑑み新なる路線を加ふるの必要より彼是路線の改廢を加へ之と同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて構築するの必要あるを認めて之が改良を併せ施行することとし大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千一百萬圓を計上し目下實施中に屬す

以上は政府に於て直接施行に係るものなるも此の外地方廳に年額十萬圓乃至三十萬圓の國庫補助を與へて三等道路の改修並地方交通上の必要に依り政府の改修を待つこと

能はざる一、二等道路の改修を行はしめ既に其の改修を終へたるもの一、二等道路九百餘里、三等道路千八百餘里に達し之に要したる經費三百餘萬圓を算せり既成道路の延長左の如し

種別	既成延長	
	明治四十四年	大正十年 度末
一、二等道路	11,013 里	11,400 里
三等道路	1,400 里	1,712 里
計	12,413 里	13,112 里

第三節 港 灣

港灣に關しては舊韓國政府時代總額四百餘萬圓を以て釜山、仁川、鎮南浦、平壤、元山、新義州、群山、木浦、清津、馬山、城津の十一箇所に應急の施設を行ひたるも半

途にして併合となりたるを以て總督府に於ては其殘工事を施行すると共に更に設備の擴張計畫を樹て仁川、釜山、元山、平壤、鎮南浦の五港に對して明治四十四年度以降繼續事業として修築を施行し大正十一年度よりは更に清津、城津の二港を之に追加し今や工事の施行中に屬せり其狀況左の如し

港灣狀況

大正十一年九月

工	港灣名	第一期		第二期	
		工費	規	工費	規
釜山	三、八〇〇、〇〇〇	大正八年	第一橋樑鐵道 長 一五二間二分 第二橋樑鐵道 長 一二〇間九分 埋立(倉庫内荷揚場) 長 二〇〇間 港口及棧橋附近浚深 水深二四尺一三六尺	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす
仁川	三、八〇〇、〇〇〇	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす

中		事	
仁川	三、八〇〇、〇〇〇	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす
仁川	三、八〇〇、〇〇〇	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす
仁川	三、八〇〇、〇〇〇	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす
仁川	三、八〇〇、〇〇〇	大正十三年度	第一橋樑擴張 長二百十間幅三十六尺を新設し 埠頭の總幅員を在來と併せて六十一間五分とす 第二橋樑擴張 長二百二十間幅三十三間幅を新設し埠頭の總幅員を在來と併せて六十四間とす

の		の		港名	工費	竣工月日	規	期	工	事		
元山	二、五〇〇、〇〇〇	元山	二、五〇〇、〇〇〇	元山	二、五〇〇、〇〇〇	大正十三年	防波堤延長 物揚場 船渠内整船壁對岸	八八三間 三九八間	第一	期	工	事
津	二、五〇〇、〇〇〇	津	二、五〇〇、〇〇〇	津	二、五〇〇、〇〇〇	大正十五年	防波堤延長 物揚場 陸上設備	一三五五間 九〇間 一八〇間	第二	期	工	事
赤田川	八三〇間	赤田川	八三〇間	赤田川	八三〇間	大正十三年	赤田川附替 水面積 陸上設備	一四、二〇〇坪 二、四尺 二、四尺	第一	期	工	事

の		の		工	事
城津	三、〇〇〇、〇〇〇	城津	三、〇〇〇、〇〇〇	大正十三年	防波堤延長 物揚場 船渠内整船壁對岸
開渠式船渠	二、一〇〇、〇〇〇坪	開渠式船渠	二、一〇〇、〇〇〇坪	大正十三年	開渠式船渠 船渠内整船壁對岸
防波堤	六、〇〇〇坪	防波堤	六、〇〇〇坪	大正十三年	防波堤延長 物揚場
物揚場	三、〇〇〇坪	物揚場	三、〇〇〇坪	大正十三年	物揚場延長
陸上設備	一、〇〇〇坪	陸上設備	一、〇〇〇坪	大正十三年	陸上設備
船渠内整船壁對岸	八三〇間	船渠内整船壁對岸	八三〇間	大正十三年	船渠内整船壁對岸
赤田川附替	八三〇間	赤田川附替	八三〇間	大正十三年	赤田川附替

港名	第一期工事		第二期工事	
	規	模	規	模
平壤	三、九〇〇坪 長三〇〇 一哩餘	同上		
新義州	物揚場及海岸 延長 倉庫設置及貨物搬運線を 延長す	二三五間		
新南浦	九〇、五〇〇坪			
木浦	一、二〇〇坪			
群山	四、四三〇坪			
新義州	四、〇二〇坪			
元山	八〇〇坪			
咸津	八五〇坪			

第四節 海 事

(イ) 船舶 近時財界不振の爲朝鮮に於ける海運業も之が影響を受け置籍船其の他一般船舶の増加見るべきものなし今最近に於ける船舶數を表示すれば左の如し

船舶現在數

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	數	噸數	數	噸數	數	噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	一〇三	三三、七七一	五三	一、七七一	一五六	三五、四八八
内地に船籍港を有し朝鮮沿岸のみを航行すもの	二六	一、二八八	一	一、二八八	二七	二、五七六
不登簿船	五	〇	?	?	五	?
總計	一三四	三五、〇六〇	五四	三、〇五九	一八八	三八、一一九

朝鮮に船籍港を有する不登簿帆船數は大正十年十二月末日現在なり

(ロ)定期航路 大正十一年九月三十日現在航路は(一)朝鮮内に限るもの(二)内地を起點として朝鮮に往來するもの(三)内地を起點として朝鮮を経由し外國に至るもの(四)朝鮮を起點として内地又は外國に至るもの(五)外國を起點として朝鮮に來るもの、五種にして朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは(一)種又は(四)種の内に屬す別に鐵道省の經營、福岡市、長崎縣命令、陸軍省特殊命令に依る(二)種遞信省命令に依る(三)種及關東廳命令に依る(五)種の航路あり又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり今此等の航路に配在せる船舶の艘數及噸數を示せば

(一)に屬するもの	一五五艘	八、二八八噸
(二)に屬するもの	一四艘	一三、八九五噸
(三)に屬するもの	一四艘	一、二七五噸
(四)に屬するもの	九艘	一、四二五噸
(五)に屬するもの	五艘	四、九六四噸
總計	一八四艘	四九、八三四噸

にして更に政府の補助命令に依るものと自營に依るものとを區別すれば左の如し

命令航路使用船(官營を含む)	一四八艘	四二、一二〇噸
自營航路使用船	三六艘	七、七一四噸

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、鎮南浦汽船合資會社、鴨綠江運輸株

式會社、大阪商船株式會社、北陸汽船株式會社、大連汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社及鐵道省等とす

第五節 江 運

朝鮮に於ける河川の主要なるものを洛東江、漢江、大同江、錦江、臨津江、蟾津江等とす又國際河川に鴨綠江、豆滿江あり

(イ)洛東江は流域面積千五百二十六方里流路延長百二十六里其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部を占め平野多く概ね地味肥沃にして灌漑の便多く且其の水面勾配緩にして河口より八十七里の上流安東に至るまで溯航し得べく水運上亦重要なる河川なり

(ロ)漢江は江原道三陟郡鷹岬山の北溪に其の源を發し旌善、寧越、丹陽及忠州附近を流れ廣州郡牛川附近に於て北漢江を合し京城府龍山附近を過ぎて金浦郡の北端に於て臨津江と合し江華灣に至りて黃海に注ぐ流路延長百九十九里餘其の舟楫の通ずる處七十六里京城に近かきを以て水運頗る重要に船舶の往來盛なり

(ハ)大同江は源を平安南道、咸鏡南道及平安北道の三道々界に發ゆる狼林山に發し寧遠、徳川、順川及平壤附近を流れ兼二浦を過ぎて載寧江と合し鎮南浦附近に至

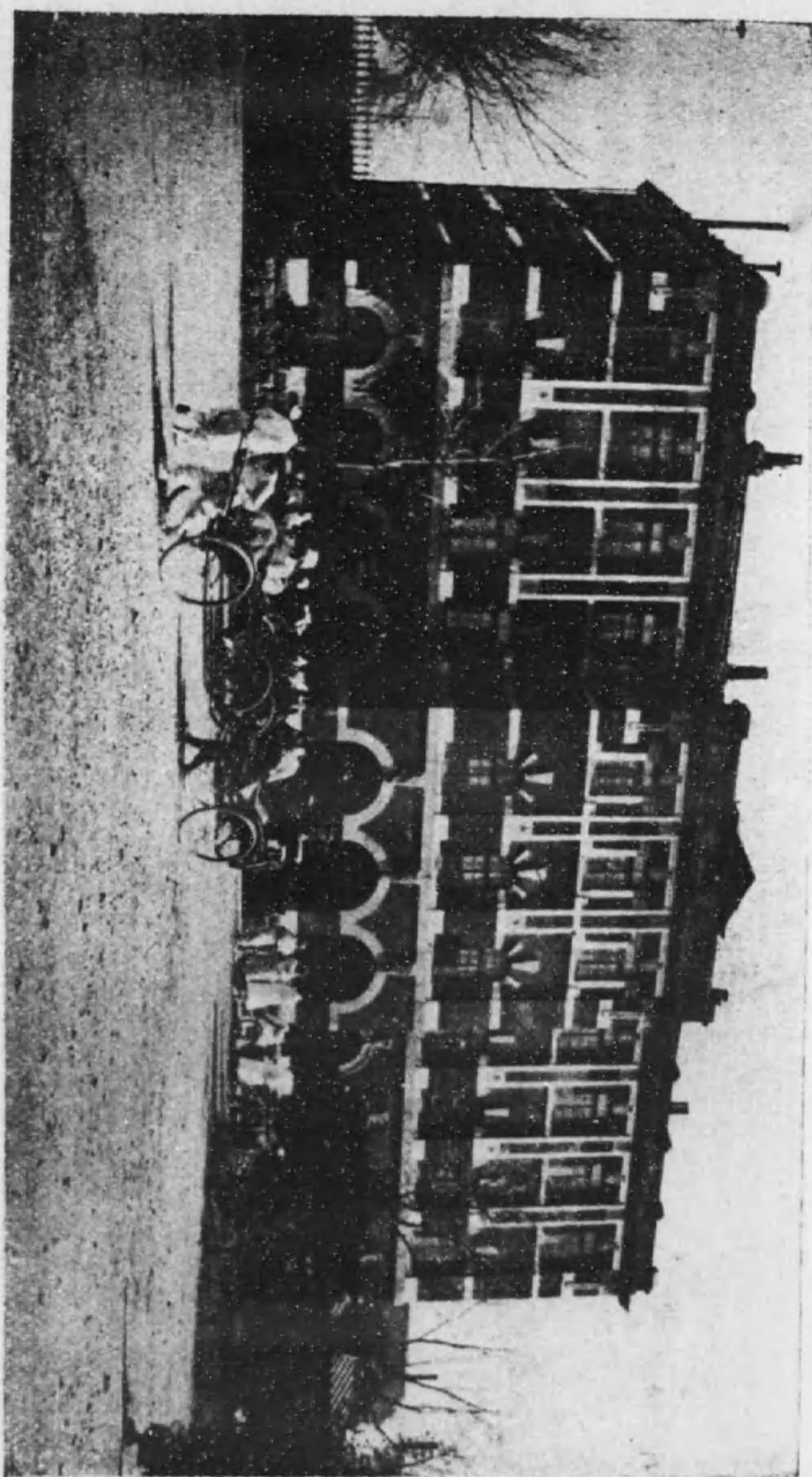
りて黄海に注ぐ流路延長百一里餘航路延長六十三里餘江運上重要な河川なり

(ニ)錦江は其の流域主として忠清南道、全羅北道の三道に跨りて面積六百三十一方に達し流路延長百里河口には貿易港群山あり潮汐の影響遠く扶餘附近に及び英江まで自由に航行し得べし

(ホ)臨津江は其の源を咸鏡南道徳源郡馬息嶺の南溪に發し南して江原道に入り稍西して古味呑川を合し再び南下して伊川安峽を過ぎ京畿道に入りて麻田の東南約一里に於て本江第一の支川漢灘江を合し西南して高浪浦、長湍及汝山浦附近を過ぎ坡州郡炭懸面に至りて漢江の流末に合し江華灣に注ぐ流路延長六十五里餘河口より上流十里餘舟楫を通すべし

(ヘ)蟾津江は源を八公山(全羅北道鎮安長水兩郡界)に發し流域三百四方里航路延長五十四里水運上重要な河川なるも航路に障害多く求禮の上流は殆ど舟楫を通じ難し

(ト)鴨綠江は鮮支の國境を劃せる一大河にして源を白頭山の西麓に發し咸鏡南道懸山鎮に於て南方より來る虛川江を合せ長白山脈の諸谿谷より發する數多の小流を集めて西北に流れ楚山に到りて滿洲より南下する渾河と合し更に義州の上流に於て滿洲の叢河を容れ九里島、於赤島、黔同島、中江臺等の砂洲河中に横はりて河流



新 義 州 停 車 場

を三分し沙河鎮に至り再び合して一と成り更に威化島を堆成して濶大なる三角洲を成し黄海に入る其の流路百四十里に及ぶと雖河床の傾斜急にして岩礁多く激流奔湍少からず河口龍岩浦より溯ること十五湮なる安東縣に至るの間は高潮時に於て約十呎の水深を保ち優に一千噸の船舶航行し得べきも水路狹隘にして曲折多く航行困難なるを以て免許水先人を要す戎克船は辛ふじて帽兒山附近に航行し得べく目下新義州、中江鎮間に於て淺吃水汽船航行の計畫あり上流には有名なる鴨綠江の大森林ありて巨樹大木鬱生し其の富源無盡藏と稱せられ伐材の筏として流下せらるもの多し

(チ)豆滿江は源を白頭山の東南麓に發し白頭、江南、妙香の諸山脈より發する諸流を合せ茂山郡に到りて稍大と成り會寧、鐘城の諸部を経穩城の北に至り間島より南下せる布爾哈圖河と合し更に慶源に於て琿春河と會し水量益増大し右曲左折して谿谷の間を流れ露領の境界を劃して造山灣と露領ポーシエツト灣との間なる西水羅の東方に至り日本海に注ぐ流路延長百三十二里琿春河合流點までは淺瀬岩礁多く舟楫の危険少からず主として流筏に利用さるゝに過ぎずと雖も下流は水量に富み航路の危険少きを以て舟筏の航行頻繁にして琿春貿易の發展に伴ひ益利用せられつゝあり

第二章 通信

第一節 通信事業

朝鮮に於ける通信事業は舊韓國政府時代明治三十八年に於て開始せられ後ち併合と共に朝鮮總督府に屬し今や通信機關の配置都鄙を通じて七百十餘に達し主要なる地點には電信及電報を開始して舊來の面目を一新したるに伴ひ諸般通信業務の取扱數は以下各項に掲ぐるが如く累年増進の趨勢を示せり但大正九年度に於ては經濟界不振の影響を受け各種取扱數中前年度に比し幾分減退を示せるも最近に於ては漸次増進の狀況を現し其の收支狀況の如きも亦年年順調に向へり

年度	郵便局	同分局 又は分室	郵便所	電話所	鐵道電信 取扱所	合計	郵便切手 賣捌所
大正八年度末	106	3	5,797	3	100	6,009	2,621
同九年度末	116	4	6,026	3	100	6,249	2,621
同十年度末	121	5	6,246	3	100	6,575	2,621

年度	通常郵便物		小包郵便物	
	引	受	引	受
大正八年度	1,276,943	1,312,933	1,872	2,352
同九年度	1,311,879	1,347,579	1,875	2,331
同十年度	1,352,521	1,387,521	1,875	2,331

年度	發			著			申請信
	和文	譯文	歐文	和文	譯文	歐文	
大正八年度	3,975,025	2,113,138	3,272,297	3,975,025	2,113,138	3,272,297	8,151,101
同九年度	3,975,025	2,113,138	3,272,297	3,975,025	2,113,138	3,272,297	8,151,101
同十年度	3,975,025	2,113,138	3,272,297	3,975,025	2,113,138	3,272,297	8,151,101

年 度	發 信			著 信			中 通 信
	和 文	語 文	歐 文	和 文	語 文	歐 文	
同 十 年 度	1,174,814	106,418	111,104	1,181,840	1,111,024	1,766,848	7,561,740

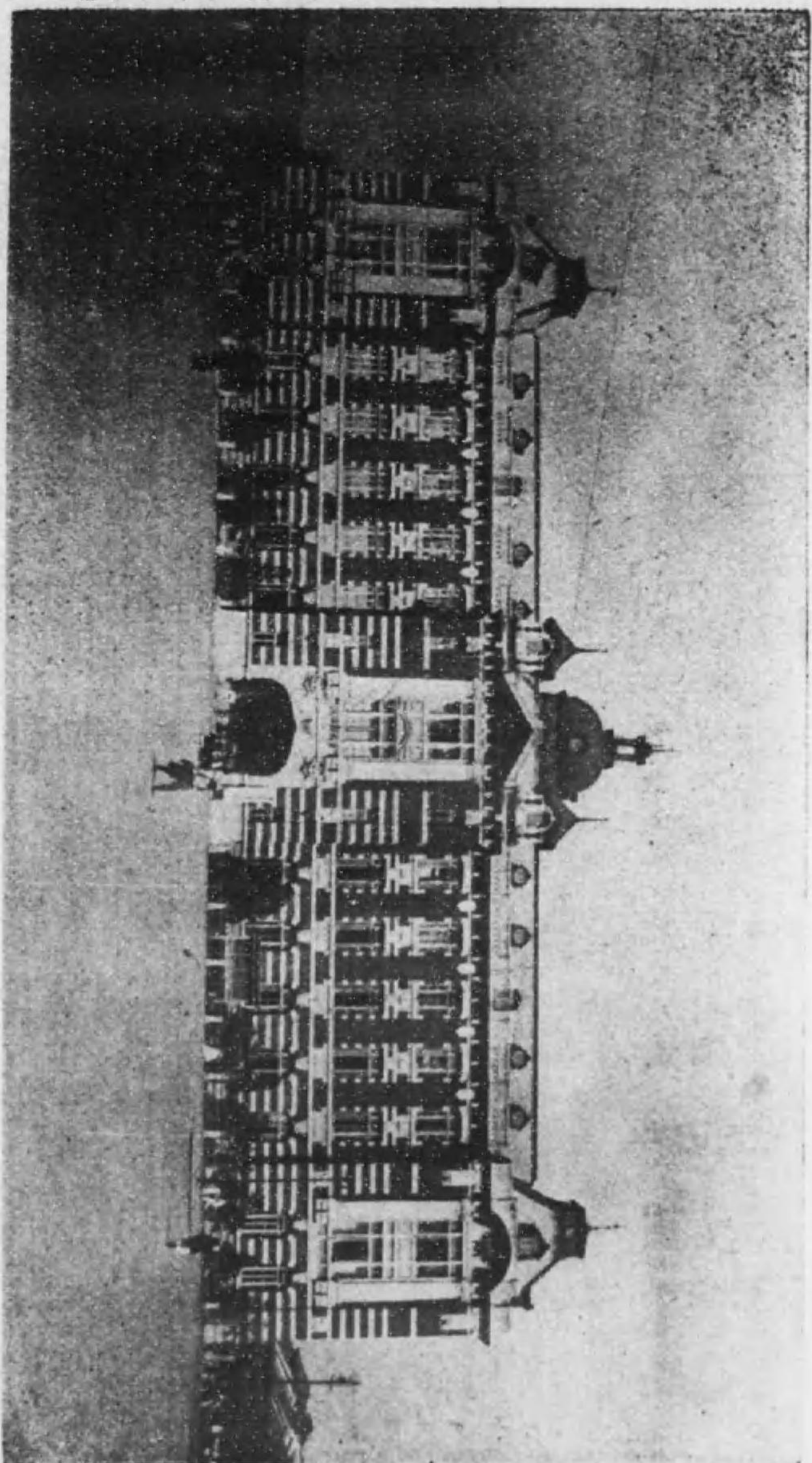
電 話 取 扱 數

年 度	年 度 末 現 在 電 話 加 入 者	市 内		市 外		合 計	呼 求 度 數
		通 話 度 數	市 話 度 數	通 話 度 數	外 話 度 數		
大 正 八 年 度	11,746	5,789,374	11,401,086	5,811,115	5,811,115	5,974,818	
同 九 年 度	13,113	5,841,181	11,511,848	5,749,010	5,749,010	5,777,848	
同 十 年 度	13,455	5,819,511	11,610,911	5,668,800	5,668,800	5,668,800	

本表※印を附したるは長距離加入者の再掲なり

郵便爲替貯金業務に關しては常に鮮人特殊の風俗習慣に留意し銳意其の改良發達を圖りつゝあり又郵便爲替貯金は地方に於ける一の金融機關となれるを以て各地の財界に貢獻する所多く近來一般に其の利便を認めらるゝに至れり

郵便爲替金の受拂高は大正三年歐洲大戰勃發當時時局の前途に對する金融界の警戒と



東京郵便局

振替貯金制度の普及とに加ふるに鮮内在住内地人の家族にして内地より來住せし者多かりし爲是等内地人より内地に送金するの要を減じたる等各種の原因に依り一時減退せしことありし外創業以來逐年増進の狀況に在り且大正四年以降戦争の影響を受け鑛業の勃興、輸移出の激増、戦時用品の製造等一般産業界の好況なりしと大正五年郵便取立金は郵便爲替として處理し取立金の計數は總て郵便爲替に合算計理することとなり其の取扱高の増加一層大となれり

郵便爲替

年 度	内 國 爲 替		外 國 爲 替		合 計	
	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡	口 數	金 額
大正八年度	10,117,120	10,117,120	85,233	1,592,204	1,677,437	1,677,437
同 九年度	23,861,233	23,861,233	87,833	1,824,211	2,069,044	2,069,044
同 十年度	101,412,064	101,412,064	72,596	1,623,284	1,695,880	1,695,880
					口 數	金 額
					1,677,437	1,677,437
					2,069,044	2,069,044
					1,695,880	1,695,880

郵便貯金は大正三年歐洲戰亂當初財界變調の影響を受け一時減退せしことありしも之

を除きては概ね良好なる成績を持續し更に大正四年以降民間企業界の隆興は通貨の膨脹と勞銀の暴騰とを促して工業關係者の所得を潤澤ならしめ米價の騰貴は農民の收入を激増せしめし爲著しく郵便貯金の預入額を増加せしめたりしが最近に至り斯業類似の預入機關の發達と財界の不況等により幾分其の増進率を減じたるが如し即ち其の狀況左の如し

年 度	預 入			拂 戻		平均一度の金額	
	度數	金額	新規人員	度數	金額	預入	拂 戻
大正八年度	21,552,866	5,189,511	13,422	18,711	1,223,710	22,000	22,000
同 九年度	1,292,156	2,559,400	12,058	12,058	210,531	12,058	22,000
同 十年度	11,311,706	5,919,401	12,828	8,758	1,119,111	11,711	22,000

内鮮人郵便貯金比較

年 度	内地人貯金			朝鮮人貯金		
	人 員	金 額	一人平均額	人 員	金 額	一人平均額
大正八年度末	1,111,111	10,000,000	9,000	1,111,000	10,000,000	9,000
同 九年度末	1,234,567	12,345,678	10,000	1,099,100	11,000,000	10,000
同 十年度末	1,345,678	13,456,789	10,000	1,000,000	12,000,000	12,000

郵便振替貯金に就ては大正七年府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を又同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來之を利用する者漸次多きを加へ郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年に於ては僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎざりしが大正十一年九月末現在に於ては一萬九百五十餘人の多きを算するに至り其の取扱高亦左の如き増率を示せり

郵便振替貯金

年 度	拂 込		拂 出	
	度 数	金 額	度 数	金 額
大正八年度	1,049,888	107,942,704 円	1,111,271	10,114,070 円
同 九年度	1,118,102	111,424,151 円	1,100,014	11,014,014 円
同 十年度	1,181,122	117,421,122 円	1,121,221	11,121,221 円

郵便振替貯金口座受拂 (其の一)

年 度	受 拂		入 替	
	新 規 人 員 口 数	金 込 額	口 座 数	金 振 替 額
大正八年度	1,118	42,111 円	1,118,111	11,118,111 円
同 九年度	1,128	44,111 円	1,128,111	11,128,111 円
同 十年度	1,138	46,111 円	1,138,111	11,138,111 円

郵便爲替貯金口座受拂 (其の二)

年 度	拂 出		入 替		年 度 末 現 在 人 員 金 額
	股 退 人 員 口 数	金 額	口 座 数	金 振 替 額	
大正八年度	1,118	42,111 円	1,118,111	11,118,111 円	11,118,111 円
同 九年度	1,128	44,111 円	1,128,111	11,128,111 円	11,128,111 円
同 十年度	1,138	46,111 円	1,138,111	11,138,111 円	11,138,111 円

第二節 電氣瓦斯事業

大正十年三月末日現在に於ける電氣事業經營數は營業用三十九(内開業三十一)官廳用十、自家用四十六合計九十五なり又瓦斯事業經營數二あり營業用電氣事業及瓦斯事業の概況左表の如し

事 業 者	目 的	資 本 金	拂 込 資 本 金	原 動 力	發 動 力	大正十一年三月末日	
						電 氣 供 給 電 線	瓦 斯 力
朝鮮瓦斯電氣株式會社金口支店	電氣供給、電線	3,000 千円	2,100 千円	瓦斯	1,500 K.W.	1,500 K.W.	

事業者	目的	資本金	拂込資本金	原動力	發動力
青州電氣株式會社	電氣供給	500	50	瓦斯力	50 K.W.
統合電氣株式會社	同	100	50	同	50
會寧電氣株式會社	同	50	50	瓦斯力	50
朝鮮電氣株式會社	同	10,000	5,000	瓦斯力	8,000
金剛山電氣株式會社	同	5,000	(未開業) 500	水力	4,500
麗水電氣株式會社	電氣供給	100	50	瓦斯力	50
泗州電氣株式會社	同	100	50	同	50
江原電氣株式會社	同	100	50	同	50
釜山電氣株式會社	同	50	(未開業)	電力	50
蔚山電氣株式會社	同	50	(未開業)	電力	50

朝鮮電氣株式會社	電氣供給	10,000	未成立	同	13,750 K.W.
公州電氣株式會社	同	100	未成立	瓦斯力	50
道春電氣株式會社	電氣供給、電燈	5,000	未成立	水力	1,500
安州電氣株式會社	電氣供給	50	同	瓦斯力	50
蔚山電氣株式會社	同	100	同	同	50
北鮮商學株式會社	同	500	同	同	50
朝鮮電力株式會社	同	5,000	未成立	汽水力	1,000

瓦斯事業一覽表

大正十一年三月末日

事業者	事業の目的	資本金	拂込資本金	已往一年間に於ける瓦斯發生源	開業の未別開
朝鮮瓦斯電氣株式會社	瓦斯供給	5,000 千円	3,500 千円	1,800,000 立方呎	開業
京城瓦斯電氣株式會社	同	5,000	8,000	1,000,000 立方呎	同

朝鮮瓦斯電氣株式會社及京城電氣株式會社は電氣事業と瓦斯事業とを兼營す

第四章 地方行政

第一節 道 府 郡 島

朝鮮に於ける地方行政機關は舊韓國政府時代より幾多の變遷を経現在は京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黃海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の十三道、京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津の十二府及二百八郡二島二千五百七面となれり道、郡島は内地の府縣、郡島に、府は市に面は町村に相當せり此等は國の行政區劃たると共に又公共團體の地域となり之に道知事、府尹、郡守、島司、面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に又公共團體の事務を執らしめ道には知事官房

内務部、財務部、警察部を置きて此等各部長は道事務官を以て充て知事官房は機密、人事、褒賞に關する事務を内務部は地方行政、學務、勸業、土木、會計等の事務を財務部は稅務、理財の事務を警察部は警察衛生の事務を分掌せり

地方行政廳の職務權限は内地の地方行政廳と殆ど異なる所なきも但だ島に於ては島司を以て警察署長を兼ねしめ普通行政及警察事務を司らしむ又國稅徵收に關する事務は内地に於ては徵稅機關を特設せるも朝鮮に於ては道知事の管掌に屬せり其の他府郡島に於ける民籍事務の監督、民事裁判の結果裁判所の囑託に依る強制執行事務(内地の執達吏の事務)の取扱等内地の地方行政廳と其の事務を異にせり

第二節 公 共 團 體

一 道 地 方 費

大正九年七月新に道地方費令を公布し同年十月一日より之を施行し道地方費には道評

議會と稱する諮問機關を置き歳入出豫算、地方税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收、起債其の他重要事項に關し道知事の諮問に應せしむ、道評議員の定員は十八人乃至三十七人とし定員の三分の二は府郡島に配當し府又は面協議會員の選舉したる候補者に就き之を任命し他の三分の一は道知事之を任命せり

道地方費を以て支辨し得る費目は(一)土木費(二)勸業費(三)教育費(四)衛生費(五)救濟費(六)補助費(七)道評議會費(八)道地方費取扱費にして地方税及國庫補助金を以て其の主たる財源となし地方税の課目は地稅附加税、市街地稅附加税及特別税たる戸稅、家屋稅、屠場稅、屠畜稅、市場稅、車輛稅等となす

道地方費の歲計は併合以前に在りては全道を通じ百萬圓に満たざりしも爾來各稅に於て年々多額の自然增收を見るの外道地方費に對する國庫補助金整理の爲國稅中より戸稅及家屋稅を移し且つ大正六年度より從來別に經理し來りし臨時恩賜金の收支を道地方費豫算に編入せし等の爲逐年増加を來し大正八年度に於ては七百五十萬圓とな

り更に大正九年度に於ては再次の國庫補助金整理、道路事業に對する夫役賦課及敷地寄附の廢止並一般物價騰貴に因る經費増加の財源として地方稅率を引上げたると且公立普通學校増設及修學年限延長計劃に對し國庫補助を増額せられたる等の爲著しく膨脹して一躍千四百餘萬圓を算し更に大正十一年度に至りては漁業稅、船稅、車輛稅の新規課徴並地稅及市街地稅其の他各稅率の引上等に依り千九百二十九萬餘圓に達し之に伴ふて各般の事業亦大に擴張進展を見るに至れり即ち道地方費歳入出及地方稅課目率左の如し

道 名		歳 入 (其の一)									
		附加地稅	附加市街地稅	戸稅	家屋稅	市場稅	(屠場)稅畜	漁業稅	船稅	車輛稅	
京	畿	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

道名	附加稅	市街地稅	戶稅	家屋稅	市場稅	屠宰稅	漁業稅	船稅	車輛稅
忠清北道	三三〇,二二七	九,五三三	二二〇,〇一七	三,四八六	二八,〇五六	三〇,〇〇〇	一,七六六	一	八,〇三三
忠清南道	四六七,四三七	三三,〇一〇	二六六,一五〇	一〇,〇六〇	四,〇三三	五九,四六七	一,七六六	一	一五,五三三
全羅北道	三三三,〇六一	三六,六八八	三三三,三三三	一三,八八七	一〇,〇八八	三三,三三三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
全羅南道	五二八,三三五	五八,八三五	五二八,一〇〇	一四,八〇八	二九,八七三	三九,八七三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
慶尙北道	六四八,一四八	八,五五三	五四八,〇〇〇	二二,五一一	一一,三三六	八〇,〇〇〇	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
慶尙南道	五二九,四八〇	一六,一五二	四四八,〇〇〇	五,五三七	四三,〇〇〇	七五,〇〇〇	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
黃海道	三六四,九六一	九,五八八	三三三,二〇〇	七,一四九	五八,五七三	三九,〇三三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
平安南道	一七三,八二五	九,七七七	一六三,〇五五	四,三三六	五九,四三三	三九,〇三三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
平安北道	一四〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一三三,七五五	九,七三三	四三,〇〇〇	五九,四三三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
江原道	一五八,五三三	一	一三三,三三七	一,一七九	四三,〇〇〇	五九,四三三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
咸鏡南道	八八,五三三	八,五三三	二六,〇五一	三,〇八八	一,〇〇〇	五九,四三三	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
咸鏡北道	四,〇三三	八二	一,一八三	一七,二二八	一	二二,五〇〇	一,七六六	一	一〇,〇〇〇
總計	四,〇三三	一,一八三	一,一八三	一,一八三	一,一八三	一,一八三	一,一八三	一,一八三	一,一八三
大正十年度	三,三三三,三三三	一〇,五五五	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
明四十三年度	六,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇

歲入 (其ノ二)

大正十一年度

道名	臨時受入	前年度繰越金	國庫補助金	其他	計
京畿道	一三六,五六八	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三八六,五六八
忠清北道	四一,八五五	四〇,〇〇〇	八五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六六,八五五
忠清南道	七三,七五五	四〇,〇〇〇	八五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二八八,七五五
全羅北道	六八,六六一	八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二四八,六六一
全羅南道	一〇八,四三〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇八,四三〇
慶尙北道	一〇六,二二八	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇六,二二八
慶尙南道	八〇,三〇四	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三八〇,三〇四
黃海道	八八,三三〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三七六,三三〇
平安南道	五八,五六一	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二五八,五六一
平安北道	四〇,五五一	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二四〇,五五一
江原道	四〇,五五一	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二四〇,五五一
咸鏡南道	三六,五七三	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二七三,五七三
咸鏡北道	三六,五七三	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二七三,五七三
總計	一,一八三,三三三	一,一八三,三三三	一,一八三,三三三	一,一八三,三三三	四,六三三,三三三

道名	大正十一年度					社會救濟事業費
	土木費	衛生費	勸業費	投資費	教育費	
京畿道	5,800,000	2,500,000	1,000,000	5,500,000	8,000,000	1,000,000
忠清北道	2,200,000	2,000,000	1,000,000	5,000,000	1,500,000	1,000,000
忠清南道	2,100,000	1,100,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
全羅北道	2,200,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
全羅南道	2,000,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
慶尙北道	2,000,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
慶尙南道	2,000,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
黃海道	2,000,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
平安南道	2,000,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
平安北道	2,000,000	1,500,000	1,000,000	4,000,000	1,500,000	1,000,000
總計	23,000,000	15,000,000	10,000,000	40,000,000	40,000,000	10,000,000

歲

(其ノ一)

大正十一年度

地方改良費
救濟費
救恤費

道名	明治四十三年度					總計
	土木費	衛生費	勸業費	投資費	教育費	
江原道	1,200,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,500,000	7,700,000
咸鏡南道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,500,000	7,500,000
咸鏡北道	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,500,000	7,500,000
總計	3,200,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000	4,500,000	22,700,000

歲

(其ノ二)

道名	大正十年度					總計
	土木費	衛生費	勸業費	投資費	教育費	
京畿道	10,000,000	4,000,000	1,500,000	10,000,000	15,000,000	40,500,000
忠清北道	4,000,000	3,000,000	1,500,000	4,000,000	2,000,000	14,500,000
忠清南道	3,500,000	2,500,000	1,500,000	3,500,000	1,500,000	12,500,000
全羅北道	3,000,000	2,500,000	1,500,000	3,000,000	1,500,000	11,500,000
全羅南道	2,500,000	2,000,000	1,500,000	2,500,000	1,500,000	10,000,000
慶尙北道	2,500,000	2,000,000	1,500,000	2,500,000	1,500,000	10,000,000
慶尙南道	2,500,000	2,000,000	1,500,000	2,500,000	1,500,000	10,000,000
總計	26,500,000	19,000,000	9,000,000	26,500,000	13,500,000	94,500,000

歲

道名	道評議會費	地方費	臨時恩賜金	其ノ他	豫備費	計
黃河	5,000	5,115	5,220	5,325	5,430	1,100
平安	4,711	4,816	4,921	5,026	5,131	1,000
江原	4,422	4,527	4,632	4,737	4,842	1,000
咸鏡南	4,133	4,238	4,343	4,448	4,553	1,000
咸鏡北	3,844	3,949	4,054	4,159	4,264	1,000
總計	20,110	20,215	20,320	20,425	20,530	5,000
明治四十二年	19,800	19,905	20,010	20,115	20,220	4,800
大正十年	19,500	19,605	19,710	19,815	19,920	4,600

地方稅賦課率 (其ノ一)

道名	附加稅	市街地稅	屠宰稅	市場稅	戶稅	家屋稅	船渡乘稅
京畿	本稅百分三〇	同上	二頭二付 二圓五十錢	放賣價格百分一 株式現物取引市場約定金十萬分ノ三 穀物現物取引市場放賣高十萬分ノ六	平均一戶二圓五十錢	等級課率府面之ヲ定ム	省略

道名	附加稅	市街地稅	屠宰稅	市場稅	戶稅	家屋稅	船渡乘稅
忠清北	同	同	同	京畿府一等四百圓乃至二十等二圓 放賣價格百分一 現物市場收入金額百分ノ五 共ノ他市場放賣價格百分ノ一	同	同	同
忠清南	同	同	同	市場規則第一條第三號該管市場收入金額百分ノ五 其ノ他放賣價格百分ノ一 同第一號市場放賣價格百分ノ一 同第二號市場放賣價格百分ノ一 市場規則第一條第三號市場手数料金額百分ノ五 同第一條第四號放賣價格百分ノ一 右以外同百分ノ一	同	同	同
全羅北	本稅百分三〇	同上	同	全南二同シ	同	同	同
全羅南	同	同上	同	市場規則第一條第二號該管市場百分ノ五 其ノ他放賣價格百分ノ一 市場規則第一條第四號該管市場放賣價格百分ノ一	同	同	同
慶尙北	本稅百分二七	同上	同	放賣價格百分ノ一	同	同	同
慶尙南	本稅百分二九	同上	同	市場規則第一條第一號及第二號該管市場放賣價格百分ノ一 第三號收入金額百分ノ一 第四號放賣價格百分ノ一	同	同	同
黃海	本稅百分三〇	同上	同	同	同	同	同
平安南	同	同上	同	同	同	同	同
平安北	同	同上	同	同	同	同	同
江原	同	同上	同	同	同	同	同

咸鏡南道	同	同	同	平南ニ同シ	同	同	同	同
咸鏡北道	同	同	同		同	同	同	同

道名	自動車		牛車	荷馬車	乗合馬車		荷車	人力車	自轉車	自轉車	水車税
	家用	營業用			最高	最低					
京畿道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
忠清北道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
忠清南道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
全羅北道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
全羅南道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
慶尙北道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
慶尙南道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
黃海道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
平安南道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
平安北道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
江原道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
咸鏡南道	三〇	三〇	六	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	

咸鏡北道	三〇	最高	同上	同上	一〇	一〇	三	二〇	一	一	
------	----	----	----	----	----	----	---	----	---	---	--

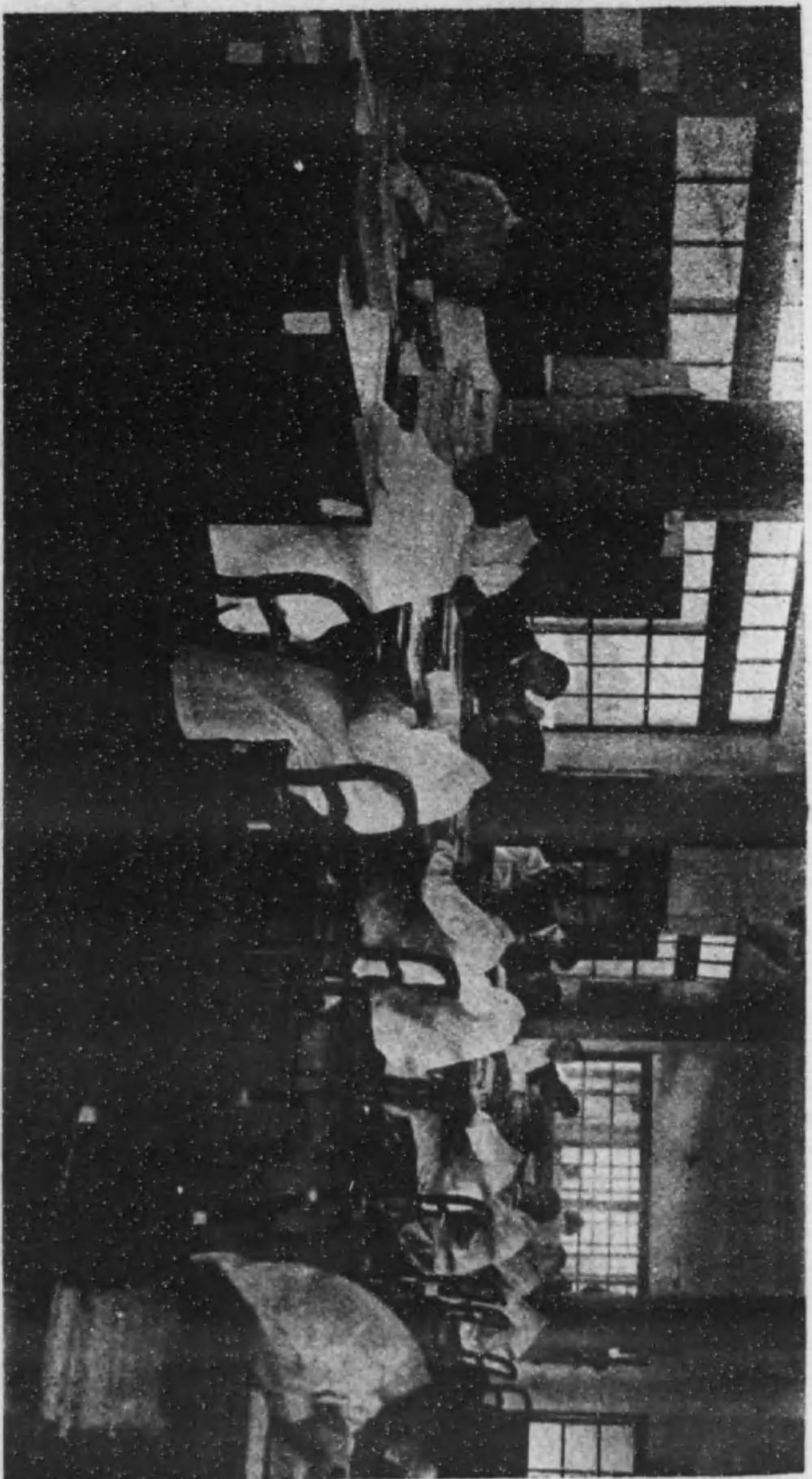
二 府

現行府制は大正二年十月制令第七號を以て公布し翌三年四月一日より施行せり本令は内地人、朝鮮人、外國人に共通せる制度にして此の施行と共に従來の居留民團、各國居留地會、專管居留地及漢城衛生會を廢止し居留民團の事務中教育に關するものは之を學校組合に承繼せしめ其の他の事務並各國居留地會、專管居留地會、漢城衛生會の事務は共に之を府に承繼せしめ但だ城津各國居留地會の事務のみ城津郡守をして處理せしむることゝなれり

- (イ) 府の區域、法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城釜山、馬山、群山、木浦、大邱、仁川、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津となす
- (ロ) 府の事務、府住民の權利義務、府は官の監督を承け一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し府内に住所を有する者を以て住民とす府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を分擔するの義務を負ふものとす
- (ハ) 府税、使用料及手数料、府税は國税たる市街地税、所得税、取引所税、地方税た

る家屋税、船税の附加税及特別税として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し、府内に營業所を設けて營業を爲し又は府内に於て特定の行爲を爲す者は其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す尤も國又は公共團體に於て公用に供する土地家屋物件及營造物、恩賜金事業の用に供する土地家屋物件並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所、説教所の用に供する建物及其の構内地墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府税を課せざるものとす
府は營造物の使用に付使用料を徴收し又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收することを得るものとす

(ニ)府の機關及權限、國の官吏たる府尹は府を統轄し及代表す必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す
府尹の諮問に應ぜしむる爲府に協議會を置く協議會は府尹及協議會員を以て之を組織し府尹を以て議長たらしむ協議會員は府住民中より名望識見ある者を選択し朝鮮總督の認可を受け道知事之を命ずるの制なりしも大正九年之を改め帝國臣民にして獨立の



(廳郡陽高道畿京) 況狀の務執吏官人鮮朝るけ於に廳郡

生計を営む年齢二十五年以上の男子一年以來府住民と爲り其の府に於て朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者をして之を選擧せしむることとせり協議會員は名譽職にして其の任期を三年とす協議會員の定員は人口に依り之を定む現在の定員左の如し

京城府	三十人	大邱府	十六人	鎮南浦府	十四人
仁川府	十六人	釜山府	二十人	新義州府	十二人
群山府	十二人	馬山府	十二人	元山府	十四人
木浦府	十二人	平壤府	二十人	清津府	十二人

協議會に諮問すべき事項左の如し但し急施を要し協議會に諮問する暇なしと認むるときは此の限に在らず

- 一、府條例を設け又は改廢する事
- 二、歳入出豫算を定むる事
- 三、府債に關する事
- 四、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事

五、基本財産、特別基本財産及積立金穀の設置又は處分に關する事
 六、府の廢置又は境界變更の場合に於ける財産の處分に關する事
 以上の外府尹は必要と認むるときは前項に掲ぐる事件の外府に關する事件を諮問することを得るものとす

(ホ)豫算、今府の歳入歳出豫算を掲ぐれば左の如し

府歳入歳出豫算年度比較表
 歳入の部

區別	經常部		臨時部		合計	
	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度
京城府	1,120,450	973,357	591,807	627,133	1,712,257	1,600,490
仁川府	1,040,631	1,212,033	591,336	591,295	1,632,967	1,803,328
群山府	1,645,633	1,012,468	377,430	320,448	2,023,063	1,332,916
木浦府	2,625,606	2,127,366	3,600,711	1,012,155	6,226,317	3,139,521
大邱府	2,370,000	2,270,000	3,600,711	1,012,155	5,970,711	3,282,155
釜山府	2,625,606	2,127,366	3,600,711	1,012,155	6,226,317	3,139,521

區別	經常部		臨時部		合計	
	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度
馬山府	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	7,600,000	7,600,000
平壤府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
鎮南府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
新義州府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
元山府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
清津府	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000
計	11,425,606	10,227,366	11,425,606	10,227,366	22,851,212	20,454,732

歳出の部

區別	經常部		臨時部		合計	
	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度
京城府	2,760,000	2,800,000	2,760,000	2,760,000	5,520,000	5,560,000
仁川府	1,311,111	1,311,111	1,311,111	1,311,111	2,622,222	2,622,222
群山府	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	4,000,000	4,000,000
木浦府	7,000,000	6,000,000	7,000,000	6,000,000	14,000,000	12,000,000
大邱府	2,370,000	2,270,000	2,370,000	2,270,000	4,740,000	4,540,000
釜山府	2,625,606	2,127,366	2,625,606	2,127,366	5,251,212	4,254,732
計	12,092,723	10,535,777	12,092,723	10,535,777	24,185,446	21,071,554

區別	經常部		臨時部		合計	
	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度	十一年度	十年年度
馬山府	五、七〇一	五、七〇三	五、七〇六	五、七〇五	六、四〇七	六、四〇八
平壤府	五、一〇九	五、一〇九	五、一〇九	五、一〇九	六、七二〇	六、七二〇
鎮南浦府	一〇、六五九	八、八二八	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六
新義州府	四〇、二九三	七、四四三	一、四七一	八、七〇六	三、七二七	三、七二七
元山府	三、一〇六	三、一〇六	八、三三三	三、八二一	三、八二一	三、八二一
清津府	八、三三六	八、三三六	八、三三六	八、三三六	六、〇〇〇	六、〇〇〇
計	二、七二、〇二五	二、八二、〇二五	三、九三、〇二五	三、九三、〇二五	六、四六、〇〇〇	六、四六、〇〇〇

三面

面制は大正六年六月公布せられ同年十月一日より府を除きたる地に施行せられたるものにして面は面制に依り事業を経営し財産権の主體と爲れり面制施行前に在りても國の事務處理に要する面長手當及面事務執行に要する費用は面の負擔とし面賦課金を賦課するの途ありしも法令上事業經營の能力なかりし爲協議費の名を以て之を徵收し契組合等を設けて地方の公共事務を處理し來れり然れども此等は法令上何等の根據なく其の組織任意なるが爲延て地方事務の統一を缺き或は負擔徒に増加せむとする傾向を

呈したるを以て之を整理統一せんが爲面制を布きて地方制度を確立するに至れり而して内鮮人多數集團して市街地を形成し其の狀態府に近邇せる面は其の經營事業繁多にして他の面と事情を異にするを以て此等の面廿四箇所を指定して面長の諮問機關たる相談役を置かしめ且起債能力を認めたるも該相談役なるものは何れも政府の任命に係り且其の定員少數にして民意の反映に乏しく其の他に於ても亦時世の進歩に隨ひ諮詢機關を設くるの必要を認め大正九年十月面制を改正して面に面協議會を置き面の財政其他重要事項に關し面長の諮問機關たらしめ民意暢達の途を啓けり即ち左の如し

(イ)面の事務 面は法令に依り面に屬する事務を處理するものなるも民度猶ほ低く負擔力も亦大ならざるを以て無制限に其の事務の範圍を放任せば事の緩急機宜を愆り延て面民の負擔を過重ならしむる虞なきに非らず仍て左の如く其の事務の範圍を限定せり

- 一 道路橋梁渡船、河川堤防、灌溉排水
- 二 市場、造林、農事養蠶畜産其の他の産業の改良普及、害鳥蟲驅除
- 三 墓地、火葬場、屠場、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置
- 四 消防、水防

五 諸證明公簿圖面の閲覧

面の状況に由りては朝鮮總督の認可を受け前各號以外の事務を處理することを得尙面制以外の法令に於て面に屬せしめたる事務例へば國稅の徵收、地方費賦課金の徵收、學校費賦課金の徵收等を處理せしむ

(ロ)面協議會及協議會員

面協議會は面長及面協議會員を以て組織し面長を以て議長とす協議會員は名譽職にして其の任期を三年として定員は人口に應じ八人乃至十四人を置けり之が選任方法は其の民度に於て從來經驗せざる選舉方法を一律に採用し得ざる事情あるが故に總督の指定する面に限り住所、納稅、年齢等に付法定の資格を有する選舉人をして選舉せしめ其の他の面に於ける協議會員は郡守島司に於て法定の資格を有する者の中に就き之を任命するものなるも實際の運用に當りては成るべく民意を參酌し衆望の歸する者を擧ぐるの趣旨を以て適宜の方法を講じ面民の意見を參酌して任命することとなせり

前記指定面左の如し

- 京畿道 水原郡水原面、開城郡松都面、始興郡永登浦面
- 忠清北道 清州郡清州面
- 忠清南道 公州郡公州面、大田郡大田面、論山郡江景面、燕岐郡烏致院面
- 全羅北道 全州郡全州面、益山郡益山面
- 全羅南道 光州郡光州面
- 慶尙北道 金泉郡金泉面、迎日郡浦項面
- 慶尙南道 晋州郡晋州面、昌原郡鎮海面、統營郡統營面
- 黄海道 海州郡海州面、黄州郡兼二浦面
- 平安北道 義州郡義州面
- 江原道 春川郡春川面
- 咸鏡南道 咸興郡咸興面
- 咸鏡北道 鏡城郡羅南面、城津郡城津面、會寧郡會寧面

(ハ)面の職員

面には面長の補助機關として書記、區長を置き前項に依る指定面には副長を置く又

特に必要なる面に在りては技手を置くことを得副長、書記及技手は有給吏員とし副長は面長の事務を補佐す區長は無給とし町洞里(内地市町村の區及大字に類す)内に於ける面の事務にして洞里内に告知を要するもの又は面の經營する事業にして洞里に關係あるものを補助す

(ニ)面の財務 面は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料其の他面に屬する収入を以て支出に充て仍不足あるときは賦課金及夫役現品を賦課徴收することを得而して其の必要なる費用及法令に依り面の負擔に屬する費用を支辨するが爲賦課金として賦課し得べきは地稅割、市街地稅割、戸別割及特別賦課金とし面内に住所を有する者、三月以上面内に滞在する者、面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し、面内に營業所を設けて營業を爲し又は面内に於て特定の行爲を爲す者に對して之を賦課するものとす

(ホ)面組合 面に於て處理すべき事務は概ね其の面のみとの關係に止まり他面との利害直接相關聯すべきもの稀なるも其の事務の種類に依りては隣接面と共同して之が經營を爲すに非ざれば目的を達し難き場合に於ては朝鮮總督の認可を受け關係各面の

組合を設け共同して其の事務を處理し得るものとす

大正十一年度

面歳入歳出豫算

道名	賦課金	其他	計
京畿道	1,110,411	58,126	1,168,537
忠清北道	110	28,999	29,109
忠清南道	1,056,881	28,886	1,085,767
全羅北道	2,323,327	33,321	2,356,648
全羅南道	1,188,296	88,028	1,276,324
慶尙北道	1,338,009	39,126	1,377,135
慶尙南道	1,307,252	22,221	1,329,473
黃海道	336	3,912	4,248
平安南道	1,261,222	3,121	1,264,343
平安北道	634,036	2,993	637,029
江原道	618,076	2,993	621,069
咸鏡南道	2,111	36,633	37,744

道名	歳出						計
	給與及事務所費	土木費	勸業費	衛生費	其ノ他	計	
道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
京畿道	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
忠清道	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
忠清南道	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
全羅道	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
全羅南道	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
大正十年度	一〇、五、六、八	九、五、五	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
同九年度	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
同八年度	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
同七年度	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
同元年度	九、五、五	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、八八、九二二
計	二、五、〇、七	一、八、〇	九、一、五	一、七、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	二、五、〇、七

道名	歳出						計
	給與及事務所費	土木費	勸業費	衛生費	其ノ他	計	
道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
慶尚北道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
慶尚南道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
江原道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
平安北道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
平安南道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
黃海道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
咸鏡北道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
咸鏡南道	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
計	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
大正十年度	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
同九年度	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
同八年度	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
同七年度	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
同元年度	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二
計	一、二六、三六六	四、五、五	五、七、二	一〇〇、四九六	三、六、八	二、八、八	一、八八、九二二

四 學校費

明治四十四年十一月朝鮮教育令發布當時朝鮮人教育の爲各府郡島に設けられたる公立

普通學校に關する經費は殆ど臨時恩賜金利子、財産收入等に依り支辨し補足的に賦課金徴收の途を設けたるも近時普通學校の増設並其の修學年限延長計畫に伴ひ根本法制を改むるの必要を生ずるに至り從來の公立普通學校費用令を廢して新に朝鮮學校費令を制定し大正九年十月一日より之を施行せり

(イ) 學校費

普通學校其の他教育に關する費用を支辨する爲府郡島に之を設け府尹、郡守、又は島司之を管理す

(ロ) 學校評議會及評議員

學校費に關し府尹、郡守、島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く學校評議會は府尹、郡守、又は島司及學校評議會を以て組織し府尹、郡守、島司を以て議長とす學校評議員の定員は府に在りては六人乃至二十人とし郡島に在りては郡島内の面數と同數とす學校評議會に諮問すべき事件は歳入出決算、賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等とす

學校評議員は名譽職とし其の任期を三年とす其の選任方法は府に在りては之を選

舉し郡島に在りては郡守、島司之を命ず

(ハ) 學校費の財務

學校費は賦課金、使用料、補助金、財産收入其の他學校費に屬する收入を以て之を支辨す賦課金は地稅又は市街地稅の附加金、戶稅又は家屋稅の附加金、特別賦課金にして府郡島内に住所を有し又は土地家屋を所有する朝鮮人に之を賦課し尙必要ある場合は夫役又は現品を賦課することを得しむ其の他營造物の使用に付ては使用料を徴收し、永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り起債を爲すことを得しむるものとす

五 學校組合

從來朝鮮に於ける内地人の教育は日本人會又は居留民團に於て經營せしも明治四十二年十二月統監府令を以て學校組合令の發布せらるゝと共に此等の事務は學校組合に於て處理することとなり土地の狀況に依りては附帶事業として衛生事務を處理するを認め併合後内地人の渡鮮者逐年増加して從來の日本人會は漸次其の組織を學校組合に變更するに至れり其の後大正三年四月府制の施行と同時に學校組合令を改正し舊居留民

團所在地たる府の區域に於ても亦内地人教育に關する學校組合を組織せしめ全土を通じて其の制を統一せり現行學校組合令に於ては教育事業の經營を主とするも從來屠場火葬場、墓地等を経営し來りたる組合に對しては當分之が繼續を認む

(イ)學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置するには發起人區域を定め其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り朝鮮總督の許可を受けざるべからず組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の負擔を分任するの義務を負ふ

(ロ)學校組合會と議決事項 學校組合に組合會を置く組合會議員は之を選擧す組合會議員は名譽職とし議員の選舉及被選資格は組合規約を以て之を定む組合會の議決事項左の如し

- 一 組合規約を變更する事
- 二 歳入出豫算を定むる事
- 三 決算報告を認定する事
- 四 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事

五 不動産の管理及處分に關する事

六 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限に在らず

七 法令に定むるものを除くの外使用料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事

八 組合債に關する事

九 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事

十 組合に係る訴訟及和解に關する事

(ハ)學校組合管理者と組合吏員 學校組合に管理者を置く管理者は組合員中より道知事之を命じ其の任期を三年とす但し府の區域を包含する學校組合に在りては府尹其の管理者の職務を行ふ管理者は名譽職たることを原則とすれども必要に依り有給と爲すことを得

學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得其の任免、懲戒處分等は管理者之を行ふ有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隱

料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外勤務に相當する報酬を給することを得

(ニ)學校組合の經費と徴收及寄附又は補助、組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外組合財産より生ずる收入其他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することを得又組合は内地人の教育に關し必要な場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得

(ホ)組合の監督 學校組合の監督は第一次を郡守島司、第二次を道知事、第三次を朝鮮總督とす但し府尹管理者の職務を行ふ場合に於ては第一次を道知事とし第二次を朝鮮總督とす組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率、償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要す而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことを得

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す

一 基本財産の管理及處分に關する事

- 二 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限に在らず
- 三 不動産の處分に關する事
- 四 寄附又は補助を爲す事
- 五 使用料、組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事
- 六 一時の借入金金を爲す事
- 七 繼續費を定め又は變更する事
- 八 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

學校組合歳入出豫算

大正十一年度

道名	歳入		歳出		賦課金 平均額
	經常部	臨時部	經常部	臨時部	
京畿道	八八、〇三三	六、〇二二	九五、三三七	五五、八〇九	二九、二八八
忠清北道	六〇、七五七	六、七五七	六五、一七九	五五、七四四	三三、九二九
計	一、五五九、二二六	一〇六、一三三	一、五五九、二二六	一、〇六、一三三	

道名	歲入		歲出		平均戶課額
	經常部	臨時部	經常部	臨時部	
忠清南道	一五、九六六	一七、五〇三	三九、八六八	一〇、八〇二	三、五八〇
全羅北道	一七、八三三	一一、一一一	三三、八六七	三、〇七七	三、八九〇
全羅南道	一七、八七〇	三〇、四七二	三三、〇一八	八、三三三	三、四〇〇
慶尙北道	二九、六七九	三九、三六一	三九、八七七	三、八三三	三、〇八二
慶尙南道	五九、五九一	四〇、四三九	七二、一三三	三三、九〇七	三、〇一九
黃海道	九七、五七九	九六、九七九	一〇、九七一	九、五〇〇	三、三〇三
平安南道	三〇、一六九	八八、一五七	三三、五七九	一、九〇一	一、八六〇
平安北道	一〇九、三三九	八八、八三三	一七、八八八	二、五五九	二、八一九
江原道	四六、二九七	五三、二二三	七五、二五三	二、二五七	三、四九二
咸鏡南道	一三〇、五三三	三三、四三三	一五五、九六三	三、九三三	三、四〇二
咸鏡北道	一三〇、〇〇〇	八八、七三六	一六四、八六一	六、九三五	三、九三〇
合計	二、〇〇一、五九一	二、六六八、五五五	三、八七九、〇〇二	一、七〇一、四四四	二、一七三、五九〇
大正三年度	九〇一、八二二	一、四〇九、〇三三	一、一五九、九〇八	二、二二一、五三三	八、九三〇
大正七年度	一、一七九、六九九	七三三、八六六	一、八六一、五八〇	八八一、九七三	九、四九九
大正八年度	一、三八九、三五一	一、〇〇一、八九四	二、三九一、二五二	八〇六、九四〇	二、一六一
大正九年度	二、三三三、五〇一	二、〇五〇、五九九	三、三九四、〇七〇	一、三三三、五〇〇	二、一五六

學校組合數及組合戶口

大正十一年四月一日

道名	組合數	戶數	人數	戶口
京畿道	三三	四、四八、七九九	三、九七九、八六八	三、四八八
忠清北道	三三	一、七七一、九七九	一、七〇二、三三三	一、七〇二
忠清南道	三三	一、四一八、七九九	一、四〇二、三三三	一、四〇二
全羅北道	三三	一、一〇一、八九九	一、〇八六、五八〇	一、〇八六
全羅南道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
慶尙北道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
慶尙南道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
黃海道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
平安南道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
平安北道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
江原道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
咸鏡南道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六
咸鏡北道	三三	一、〇〇一、八九四	九八六、九四〇	九八六

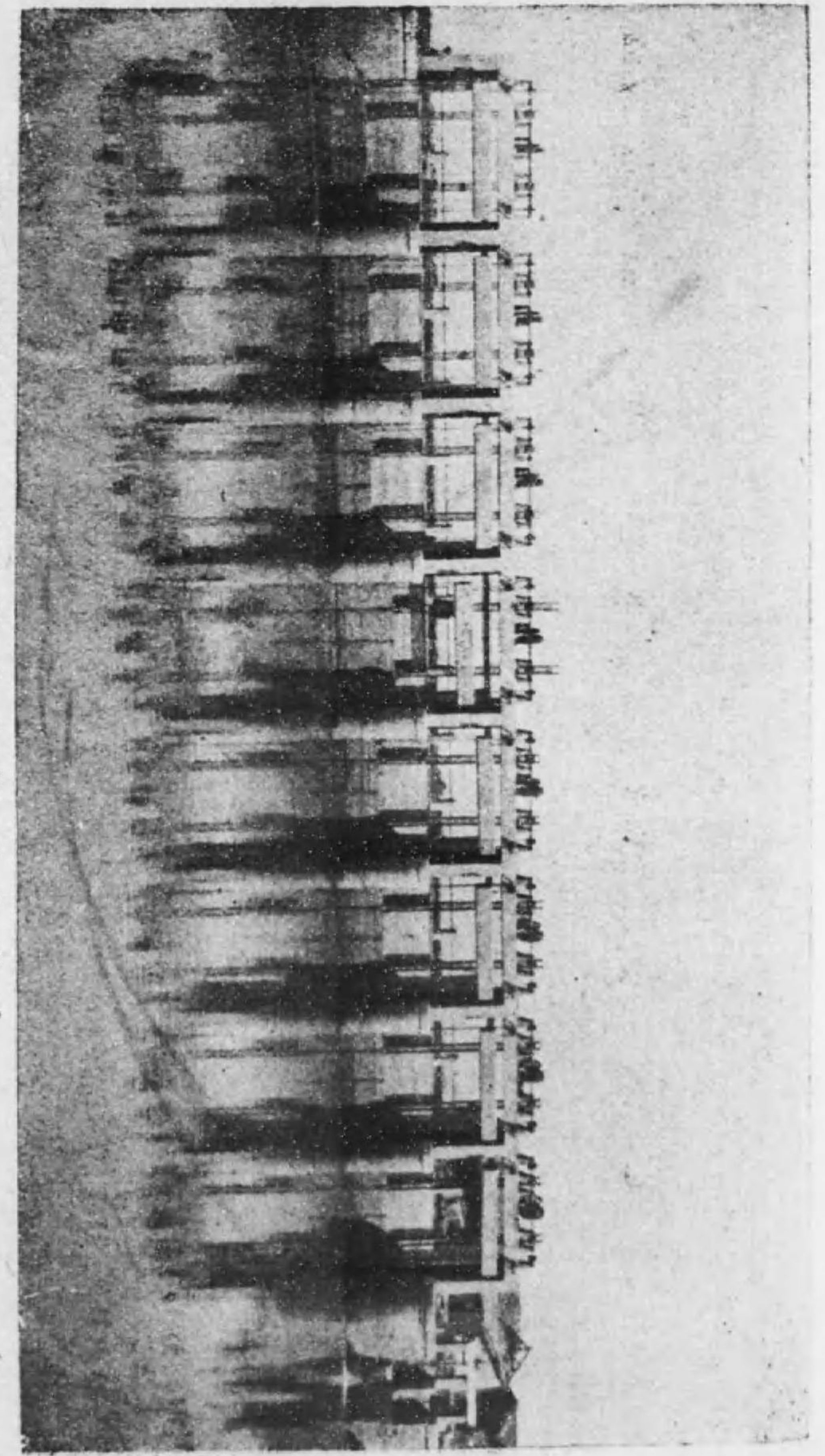
道名	組合数	戸数	人数	口
計	101	6,336	6,336	21,204
大正三年度	101	6,336	6,336	21,204
大正七年度	101	6,336	6,336	21,204
大正八年度	101	6,336	6,336	21,204
大正九年度	101	6,336	6,336	21,204
大正十年度	101	6,336	6,336	21,204

六 水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年七月公布同年十月一日より施行せられたり

(イ) 水利組合の目的 水利組合は官の監督を承け灌溉排水又は水害豫防を以て其の目的とする

(ロ) 水利組合の區域及組合員 水利組合は組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す而して灌溉排水を目的とする組合に在りては番及番となさむとする畑若しくは未墾地の土地等の土地所有者を以て組合員として水害豫防を目的とする組合に在りては田畝の所有者及事業の爲利益を受くる家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員とす又未墾地の利用者を土地所有者と看做し組合員と爲す



(道北羅全) 門開旺八合細利水阜古

(ハ)水利組合の設置合併分割又は廢止 水利組合の設置は組合員五人以上創立者と爲り組合規約を作り組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受くるを要す而して其の合併分割又は廢止を爲さんとするときは組合員の同意を得朝鮮總督の認可を受けざるべからず

(ニ)水利組合の機關

一 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲組合長を置き書記及技士をして其の事務を補助せしむ特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長、理事、出納役、技士長又は委員を置くことを得

二 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し組合規約の變更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算、組合費夫役現品使用料加入金の賦課徴收、起債其他重要事項の諮問機關とす評議員は組合員中より互選し道知事の認可を受くるを要し其の任期を四年とす

(ホ)水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年豫算を編成し經費を支辨す之が爲組合員に對し組合費を賦課す即ち灌漑排水を目的とする組合に在りては土地に對し水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す場合に依りては夫役現品を以て之に代へ又組合員以外の者と雖組合區域内に居住し

其の利益を享くる者に對しては夫役を賦課す組合區域の擴張したる場合には新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收す其の他營造物に對し使用料を徴收し或は積立金を爲し起債等を爲すことを得

(ハ)水利組合聯合會 組合區域の近接せる間に在りては用水引用の施設其の他に關し他の組合と共同行爲を必要とする場合には水利組合聯合會を設けることを得聯合會は法人とし其の事務及事業の處理に付ては水利組合に準ずるものとす

(ト)水利組合の監督 水利組合の監督は第一次を府尹、郡守、島司、第二次を道知事、第三次を朝鮮總督とす但し府尹郡守又は島司組合長の職務を行ふ場合又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督とす又組合の區域二以上の道に互るときは第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二次を朝鮮總督とす

水利組合概況

大正十一年九月

組合名	事務所所在地	組合區域	事業費	設置認可年月日
沃溝西部水利組合	全羅北道沃溝郡米西米龍里	四九〇町	九〇〇	明治四二、二、八
臨盆水利組合	全羅北道益山郡黃登西黃登里	五、五九〇	五〇七、〇八一	三二、二、一
密陽水利組合	慶尙南道密陽郡府内西菟谷里	七四三	一七五、〇〇〇	三三、三、三

馬九坪水利組合	忠清南道論山郡夫赤面馬九坪里	五三三	五七、五〇〇	三三、三、一
全盆水利組合	全羅北道益山郡春浦面大場村里	一、四四九	一八、〇〇〇	三三、三、三
全湖水利組合	慶尙南道金海郡金海面東上里	一、六九〇	三六八、〇〇〇	大正元、二、九
大正水利組合	平安北道龍川郡府内西龍岩洞	六、八六一	一、七四〇、〇〇〇	三三、三、三
迎日水利組合	全羅北道迎日郡浦項西浦項洞	一、二〇〇	三三〇、〇〇〇	三三、三、三
古阜水利組合	全羅北道井邑郡古阜面古阜里	五、一〇六	六八、〇〇〇	三三、三、三
上南水利組合	慶尙南道密陽郡上南面禮村里	三三三	五七、七〇〇	三三、三、三
太清水利組合	慶尙南道金海郡大清面出斗里	一、八〇五	一八〇、〇〇〇	三三、三、三
三溪川水利組合	平安北道龍川郡楊下面立岩洞	八〇四	一八〇、〇〇〇	三三、三、三
麗華水利組合	京畿道水原郡水原面新豐里	三三三	五、六〇〇	三三、三、三
義林池水利組合	忠清北道堤川郡堤川面茅山里	三三三	五、六〇〇	三三、三、三
文基水利組合	江原道原州郡建登面文基里	五八九	三三三、〇〇〇	三三、三、三
深谷水利組合	京畿道抱川郡深北面深谷里	八〇	三三三、〇〇〇	三三、三、三
下東水利組合	慶尙南道金海郡下東面月村里	六九六	二七九、〇〇〇	三三、三、三
益沃水利組合	全羅北道益山郡益山面裡里	六、六六一	五、六八六、八〇〇	三三、三、三
都泉水利組合	慶尙南道昌寧郡都泉面松津里	一、七七一	三三三、〇〇〇	三三、三、三
明岩堤水利組合	忠清北道清州郡清州西水町五丁目	一、九〇九	九、七三〇	三三、三、三
長芝堤水利組合	京畿道水原郡城湖面烏山里	六四	一六、〇〇〇	三三、三、三

組合名	事務所所在地	組合區域	事業費	設置年月
同仁水利組合	平安北道定州郡大田面雲田洞	1,100	2,223,000	9, 2, 31
大山水利組合	慶尙南道昌原郡大田面一洞里	1,222	825,000	9, 1, 26
新灘津水利組合	忠清南道大田郡北面石峰里	120	86,000	9, 1, 25
於雲水利組合	江道原州郡龍原面官田里	50	36,500	9, 1, 27
石隅水利組合	平安北道博川郡青龍面鳳之里	71	10,100	10, 3, 3
成安水利組合	慶尙南道咸安郡伽倻面未山里	1,222	1,226,200	10, 3, 7
普門水利組合	慶尙北道慶州郡慶州面	200	21,000	10, 2, 10
北面水利組合	慶尙南道昌原郡北面新村里	227	251,200	10, 3, 23
大同水利組合	平安南道大同郡南兄弟山面社堂里	310	328,000	10, 8, 3
陽東水利組合	京畿道金浦郡陽東面木洞里	21	21,100	10, 9, 22
臨津面水利組合	京畿道坡州郡臨津面馬井里	222	20,200	10, 11, 1
初同水利組合	慶尙南道密陽郡初同面檢岩里	222	73,700	11, 1, 26
梧鳳堤水利組合	忠清南道唐津郡新平面上梧里	221	12,120	11, 1, 23
永北水利組合	京畿道抱川郡永北面雲川里	226	222,000	11, 1, 23
安鶴水利組合	咸鏡南道安邊郡鶴城面門内里	223	220,000	11, 1, 21
在子洞水利組合	咸鏡南道北青郡下東面在子洞	222	228,000	11, 2, 2

組合名	事務所所在地	組合區域	事業費	設置年月
梁山水利組合	慶尙南道梁山郡梁山面北部洞	1,261	1,261,000	11, 3, 31
忠州水利組合	忠清北道忠州郡忠州面邑内里	227	187,200	11, 3, 31
高城水利組合	江原道高城郡高城面西里	220	220,000	11, 3, 1
蓮堤水利組合	忠清北道清州郡江外面五松里	202	200,800	11, 7, 26
龍連水利組合	全羅北道全州郡龍連面洞中里	221	121,200	11, 8, 22
計	四一	20,211	22,226,120	

第三節 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一、五は教育に、其の五分の〇、五は凶歉救済の資に充つるの方針を以て事業を計畫し若は適切なる事業に對して補助を與へ冷く惠恤撫養の本義に副はしむることゝなし來りしも大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し從來授産金に充てたる資金の一部を割きて新に社會救済に關する事業を行ふことゝし恩賜金事業をして世情の推移に順應せしめむことを期せり大正九年一月十三日齋藤總督は之に關して左の諭告を發したり

曩ニ併合ノ行ハルルニ際シ 聖旨ニ依リテ特ニ國帑一千七百餘萬圓ヲ府郡島ニ配與シ專ラ士民ノ授産、教育、凶歉救済ノ資源ニ充テシメタリ爾來殆ト十年之ニ依リテ救恤惠養ノ途ヲ開キシコト尠少ニ非ス然ルニ近世歐洲大戰ノ後社會ノ情勢一變シテ中産以下ノ者生活ノ脅威ヲ受クルコト最モ甚シク之カ對策ヲ講スルハ洵ニ刻下ノ急務ニ屬ス此ニ於テ今次從來恩賜金ヲ以テ經營セル事業ノ範圍ヲ擴張シ産業補助ニ充當シタル授産費ノ一部ヲ分チ新ニ社會救済ノ事業ヲ行ヒ以テ聖澤ノ霑被ヲ期セシメトス一般民衆其レ克ク此ノ意ヲ體シテ救恤ノ本旨ニ遠フナク益々奉公ノ至誠ヲ竭シテ 聖旨ニ奉答スル所アルヘシ

授産事業に在りては生業を授くるを本旨とし且成るべく普遍的に之を施設し適切に其の惠澤に均霑せしむることを期したるを以て府郡島の實況を參酌して其の事業を選定せり從て其の種類甚だ多様に涉れるも概括すれば養蠶、機業、製絲、製炭、製紙及水産其の他に關する傳習事業等其の主要なる事項に屬し實業巡回教師の設置、農蠶業、水産業及各種工業に關する種苗、器具其の他材料等の配付亦此の財源に依りて概ね各地方に於て經營せられ傳習事業中比較的長期の養成を目的とする傳習所の數は各道を通

じて毎年數十個所其の生徒の數千數百人乃至二千數百人を算し事業開始以來を通計すれば約二萬人に達し短期簡易の傳習に至りては隨時各所に行はれて其の傳習を受くるもの亦數千人に及べり是等の傳習修了者は既に殆ど各方面に普及して巡回教師の指導、種苗器具の配付等と相俟て地方産業の改良を促し又は新なる物産の産出に従事する等著著効績を擧げつゝあり又教育事業に在りては普通教育の普及を圖る爲主として公立普通學校經費を補助し凶歉救済事業に在りては水旱害其の他の災害に際し食糧、種穀、農具、小屋掛材料給與等の方法に依りて救助を行ふも其の必要な年に於ては餘資を蓄積して他日の凶荒に備ふることとし社會救済事業に在りては大正九年に於て實施の端を開きしものなるを以て未だ充分なる成果を收むるに至らざるも各道に於て計畫せる事項を擧ぐれば醫師の配置、貧民の救療及府面又は特志家の事業たる公設市場、勞働者宿泊所、浮浪人收容所、公設浴場、人事相談所、職業紹介所、育兒事業住宅調節費等に對する補助等となす臨時恩賜金配與額左の如し

臨時恩賜金配與額

道	臨時恩賜金 配與額	一年度分 利子額	事業費別		
			授産及社 會救済費	教育費	凶歉救済費
京畿道	2,222,500	131,314	79,331	3,227	13,211
忠清北道	791,000	39,700	33,810	11,910	2,980
忠清南道	1,227,700	73,855	23,321	21,855	7,280
全羅北道	1,312,800	62,710	32,222	19,732	6,756
全羅南道	1,291,000	82,700	50,610	22,210	8,270
慶尙北道	2,011,000	101,024	61,324	10,612	10,202
慶尙南道	1,277,700	72,855	27,321	22,225	7,880
黃海道	1,022,000	52,700	32,810	16,210	2,270
平安南道	1,026,000	52,200	11,210	12,220	2,220
平安北道	1,129,000	57,220	22,220	17,222	2,722
江原道	1,126,000	57,220	22,220	17,222	2,722
咸鏡南道	823,000	22,220	22,220	22,220	2,220
咸鏡北道	526,000	27,800	16,220	8,220	2,220
總計	17,226,000	822,220	522,220	220,220	62,220

第四節 郷校財産

郷校財産は地方文廟の祭祀及經學を講明する爲主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附せられたるもの等より成れる公共的性質を有する財産にして殆ど大部分不動産に屬し高麗朝以來約六七百年の歴史を有し併合以來府尹郡守島司をして殆ど大部分に當らしめ其の收入は一部祭祀費に充つる外大部分公立普通學校の經費に充當し來りしも近年向學心の勃興に伴ひ教育に對する一般の自覺著しきものあり加ふるに學校費令の制定以來其の負擔力亦著しく擴大せられたるを以て大正九年六月該財産管理規程を改正して普通學校經費に充當することを止め専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に使用するの途を啓き府尹郡守島司をして管理せしむるは従前に異らざるも其の使途に關しては儒林中より選出する掌議の意見を聽きて之を定めしむることとし儒林をして自ら進んで儒道の本義を闡明し社會教化に努力するの氣運を養ひ以て民風作興の資に供せしめんことを期せり

鄉校財產歲入出豫算

大正十一年度

道名	歲入			歲出				計				
	財產收入	其他	計	祭祀費	教化費	修繕費	雜給費用		財產管理費	其他	普通學校費	豫備費
京畿道	二六,七七七	一七,七五三	四四,五三〇	三,四三三	四,七〇五	五,〇六五	四,七四八	一,四三三	四,六一二	六〇〇	九,六六六	四四,〇〇〇
忠清北道	一一,四四〇	一〇,九四四	二二,三八四	三,二九五	四,八三六	五,五六〇	一,二四九	一,三三三	二,七八九	一五三	三,〇〇元	三三,〇〇〇
忠清南道	三三,九九六	五,三六一	三九,三〇七	四,一六九	六,五三三	三,〇〇〇	四,〇五五	一,六九二	九,一〇元	四四〇	一,四四三	三六,〇〇〇
全羅北道	二八,一一〇	三七,〇八八	六五,一九八	四,九三三	二,八三三	九,五九七	四,三九三	三,〇九六	六,九六三	三,五〇〇	一,〇〇〇	六六,〇〇〇
全羅南道	四一,一一七	二四,八八一	六六,〇〇八	七,三〇三	三,九八八	三,三〇〇	七,九四六	一,八九三	七,九七三	八三六	一,〇〇〇	七〇,〇〇〇
慶尙北道	四六,八二七	一六,三四三	六三,一七〇	六,三〇九	二,四〇九	七,五三二	九,〇三三	一,九〇七	一〇,二五九	五,三〇〇	一,〇〇〇	七〇,〇〇〇
慶尙南道	四三,三三三	二五,八〇〇	六九,一三三	六,一三八	八,八八五	六,八二五	七,四〇六	三,一〇三	一〇,三三三	三,一〇六	一,〇〇〇	七〇,〇〇〇
黃海道	一四,五九七	一一,六〇〇	二六,一九七	三,一〇六	七,四〇五	五,七〇四	二,三〇四	一,〇九二	三,五三三	一,八四九	一,〇〇〇	二八,〇〇〇
平安南道	一一,九三二	二〇,二〇〇	三二,一三二	二,四〇〇	九,三八九	一,七五五	四,八八二	六,八七二	一,五八六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三三,〇〇〇
平安北道	三三,二九三	七,一六二	四〇,四五五	四,一七三	二,七五七	八,四四二	三,九〇四	二,三三三	三,一四五	一,四八六	一,〇〇〇	四〇,〇〇〇
江原道	一五,〇七九	一三,六四四	二八,六六三	三,五五七	四,四三三	三,九〇〇	四,四三三	二,八八三	一〇八	一〇八	一,〇〇〇	三〇,〇〇〇
咸鏡南道	六,四八一	一,七〇〇	八,二一一	一,〇〇〇	二,二六四	六,九九	一,八八七	四三三	一,〇七三	一五五	一〇〇	八,〇〇〇

年次	總計	財產收入	其他	計	祭祀費	教化費	修繕費	雜給費用	財產管理費	其他	普通學校費	豫備費
大正元年	二五,〇三三	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同二年	二四,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同三年	二六,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同四年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同五年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同六年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同七年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同八年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同九年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇
同十年	二五,〇〇〇	一四,〇〇〇	九,〇〇〇	二三,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇

第五章 社會事業

第一節 一般社會事業

社會課の設置 朝鮮に於ける社會事業行政は從來本府内務局第二課内に於て處理し來りたるも大正十年七月事務分掌規程を改めて該課を社會課と改稱し各道亦多くは新に社會事業係若は社會課を置きて此等の事務を取扱はしめたる以來社會事業の面目爲に一新するに至れり

社會事業獎勵補助 感化救済及地方改良等の社會事業に對する本府の補助は本年に於て更に其の範圍を擴張し事業の發達を援助せり

地方改良 社會教化に關しては從來專任指導者を隨時地方に派遣して巡回講話を爲さしむる外棚橋高等師範學校教授を聘して講師と爲し主として學校職員の爲め社會教化の講習會を開き尙は地方農民に勤儉貯蓄及副業を獎勵するため稷及組合を組織せしめ現今組合及稷數九千五百四十三會員數百十四萬七千三百三十三名、貯蓄額三百五十八

萬八千四百四圓あり

各道に於ては地方費を以て新に社會教化に造詣深き指導者を特置し之をして道内各地に就き活動寫眞巡回講話を爲さしめ教化の徹底を期しつつあり特に忠清北道に於ては報德會長花田中佐を聘し地方教化乃至地方改良に關する講演會を開催し到る處好成績を擧げたり

各種防貧的施設 輓近都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み京城及大邱に於ては府營住宅を建設し以て住宅難の緩和を圖れる外京城、平壤、大邱、群山及釜山に於ては公設市場を設け平壤府は公設浴場、理髮場、人事相談所、共同宿泊所及兒童相談所を設け仁川府に於ては勞働宿泊所、職業紹介所、大邱府に於ては共同洗濯場、新義州府に於ては勞働宿泊所、職業紹介所、簡易食堂及共同洗濯場を經營し又全羅北道に於ては資金を貸與して低利の質業を営みつつあり

小作問題 近時地主小作人間の爭議漸く複雑となるの傾向あり過般全羅北道及慶尙北道に於ては地主會を開き地主對小作人間の諒解を得しめ相互の推讓に依りて小作爭議の慘禍を未然に防止することに努めつつあり

私營社會施設 民間有志者、布教團體、慈善團體に於て經營する社會事業左の如し

私營社會施設

實費診療所	二	朝鮮社會事業研究會	一
隣保事業	一	勞働宿泊所	一
救療及罹災救護	一	軍人遺族傷病者の慰問 救護	一
社會事業助成	一	免囚保護	二四
行旅病人救護	一一	盲啞教育	一
孤貧兒教養	一四	貧民救療	一八
貧民救助	一七	癩病者救療	三
人事相談所	一	計	九十七

第二節 濟生院

明治四十四年六月府令を以て濟生院を設立し孤兒の教養、盲啞者の教育及精神病者救療の事業を行ふや京城孤兒院の請願を容れて孤兒全部を濟生院に收容し同年九月一日

より其の教養事務を開始し之を養育部と稱し次で翌四十五年二月精神病者救療事業を總督府醫院構内に開始し醫療部と名けしも同年四月新に朝鮮總督府濟生院官制發布せられて養育部及醫療部の事業全部は其の儘官廳たる朝鮮總督府濟生院に於て繼承し同年十二月に至り濟生院は盲啞生教育事務を開始し翌年四月より新學期の授業を開始せり既にして大正二年四月に至り同一目的を有する二個の機關存置の必要なきを認め舊濟生院は其の有する資金全部を特別會計に寄附して解散し之と同時に總督府濟生院は舊濟生院より引繼經營し來れる醫療部の事業は更に之を總督府醫院に附屬せしめたるを以て爾來總督府濟生院は専ら孤兒及盲啞者の教養のみを掌れり
大正十一年九月末日現在狀況左の如し

院 兒

養育部内現在の者	六六八	被傭中の者	七八
里預け中の者	三〇	部外入學中の者	〇
農場收容中の者	二四	總計	一二七

(イ)養育部 は京城府北部新橋洞に在り舊宣禧宮の建物を改造して之に當て北方に綠

樹繁茂せる丘陵を負ひ南面して高燥の地域を占め敷地一萬五百十四坪餘建坪六百坪餘、事務室、教室、作業室、倉庫、炊事場、浴室、衛生室及院兒宿舍並職員官舎の外院兒宿舍は全部在來の溫突室を以て之に充て乳兒及男女別に之を區分せり

部内施設の學校は普通學校の教科課程に準じ實科教育を主とするの方針を執り修業年限を六箇年と定め學齡に達せる者に對して教育を施せり又就學年齡未滿の者には幼稚園教育を爲し盲啞者は濟生院盲啞部に、内地人は府内公立小學校に入學せしむ

學年別	就學者		計	備	要
	男	女			
第一學年	二	三	五		
第二學年	八	一	九		
第三學年	七	二	九		
第四學年	七	二	九		
第五學年	六	二	八		
計	三三	一三	四六		

盲啞部入學者	公立小學校入學者	總計
五	四七	五二
第一年生一、第二年生一、第三年生三	一	五
	第五年生一人	

農場收容兒數

(農場ノ在籍者二十六名)

年齢	人數
十五歳以下	三人
十七歳以下	十人
十九歳以下	七人
三十歳以上	六人
計	二十六人

作業は主として簡易なるものを選定し藁仕事、園藝乃至家事の手傳、特に掃除、炊事補助、被服類の洗濯等を爲さしめ努めて自助の精神並勤勞の習慣に導かむことを期せり

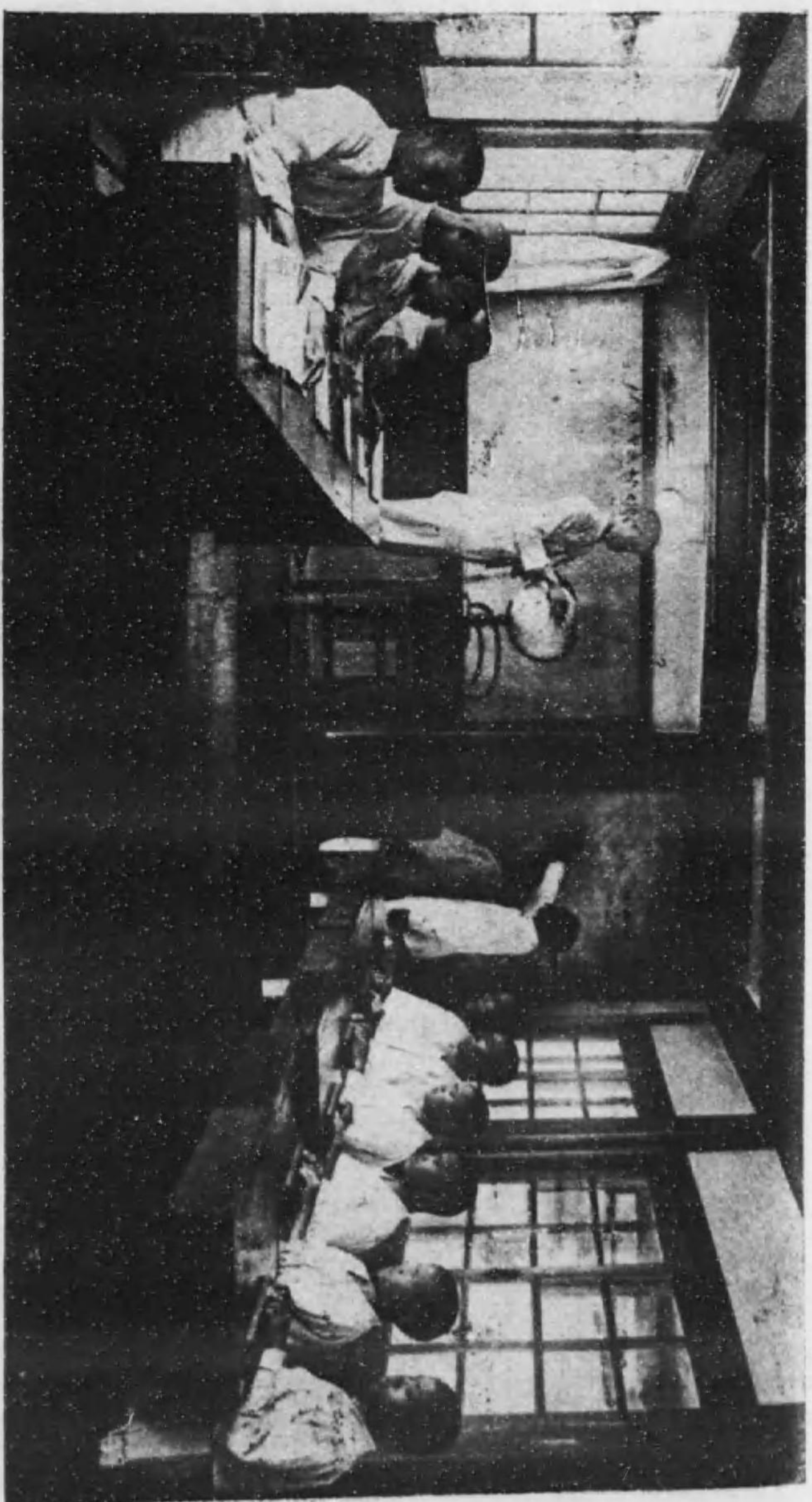
宿舍は一名乃至二名の保姆を配屬し直接院兒と起居を共にせしめ彼等兒童を寂寞の境地より救ひ家庭的情味中に保育薰陶を加へつつあり又院兒の精神的訓育の効果を

して一層切實ならしむる必要より部内に天照皇太神を奉祀し早朝神前に參集禮拜を行はしむ

院兒中幼少なる者は成るべく人乳哺育に依るを便とし幼弱者の全部三十名は目下里預けと爲せり院兒の體質健康は一般兒童に比し稍劣るを免れず特に新に收容する院兒の多數は最も不良の状態に至るを常とし之が收容に際しては假に隔離室を設け其の異常なきを認めて混合收容するを例とせり又部内には衛生室を設けて患者ありたるときは之に移し囑託醫竝看護に従事すべき専任保母を置きて之が治療を擔任せしむ

(ロ)農場 京城を距ること約三里京畿道楊州郡蘆海面に在り大正二年十一月の開始に屬し附屬用地として國有未墾地及同林野地の交附引繼を受けたるもの面積總計百七十餘町歩あり大正二年度及同三年に於て未墾地の一部に開墾工事を加へ溝渠、堤防を築造し墾田の施設を爲せり

院兒の職業は朝鮮の現状より之を觀て主として農民たらしむるを彼等將來生計上の便宜と認め農場を設置し養育部の學科修了者中身體健康にして勞働に適する者は全



授教科學の生盲部啞盲院生濟府督總鮮明

部農作に従事せしめつつあり大正十一年九月末日現在の農場收容兒數左の如し

十五歳以下	三 _人	十九歳以下	七 _人	總計	二六 _人
十七歳以下	一〇	二十歳以上	六		

農場に於ける従業院兒には作業の獎勵及將來彼等が自營資金の一部を蓄積せしむるの趣旨を以て勞作に依り生産したる收入を限度として従業給與金を支給することとし大正三年度より之を實施し同十年三月迄に給與せし累計總額は四千四百六十四圓七十二錢に上り其の一人別最高額二百三十圓九十錢最低者は十三錢となれり又貯金を有する院兒は六十八人にして總額二千九百五圓餘なり

(ハ)盲啞部 盲啞者に對する特種教育は全然等閑に附せられしも大正二年本院は當初の事業目的たる盲啞教育事務の開始と共に生徒の募集を爲し同二年四月より新學期の教授を開始せり左の如し

盲 啞 生 徒

大正十一年九月末日現在

科別	官本科 (修業年限三ヶ年)		啞本科 (修業年限五ヶ年)		總計
	一 年	二 年	三 年	四 年	
給費	男	二	六	三	一一
	女	一	一	一	三
自費	男	三	三	二	八
	女	一	一	一	三
合計	男	五	九	五	一九
	女	二	二	二	六
卒業生合計	七八				

盲	同	啞	同
男	女	男	女
五	四	二	一
死	亡		
七	二	一	一

給費生は男女共全部寄宿舎に入れしめ食事、被服及學用品一切を官給し卒業後に於ける何等の制限又は義務を附することなく全然救恤の方針の下に之を收容せり又其の教育は専ら實用的方面に重きを置き盲生には鍼治及按摩を啞生には裁縫を課せり今日に至るまで盲兒速成科及盲本科を卒業せる者合計六十三名啞生の卒業生者合計十五名ありて各相當の職に就けり

第三節 救療機關

總督府の施設に係る慈惠救療の機關は現在總督府醫院一、道慈惠醫院二十三を設ける

朝鮮總督府醫院は現在敷地總坪數五萬五千六百四十二坪餘、建坪四千八百五十坪餘患

者約四百人を收容することを得べく建物宏壯にして設備完く京城東方綠樹鬱葱の丘上に在り

道慈惠醫院は各道廳（京畿道を除く）所在地及水原、群山、順天、安東、濟州、小島、楚山、江景、江陵、會寧、間島の各地に設けられ更に南原、馬山に其の出張所を置き近く城津、惠山鎮等に増設を見んとせり大正十年以前に開設せられたる醫院は其の始め概ね舊式建物を利用し急須の増築改造に依り當面の所要に應じたるものなりしも爾來逐次新營又は改築を行ふて舊時の面目を改め同年以降新設に屬するものは總て宏壯完備せり又國境對岸地方に於ては東間島に在る鮮人の救療を目的とせる在龍井村間島慈惠醫院の外局子街、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を委託し僻隙地在住鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける鮮人に對しては慈惠醫院巡回診療を施行し更に琿春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し以て鮮人救療の途を講ぜり以上の各慈惠醫院に於ける入院患者總數收容力約千五百人其の敷地總坪數四十一萬七百餘坪、建坪一萬二千七百坪を算す

(イ) 診療の成績 併合以來大正十年十二月末日迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は

千二百三十萬八千九百二十一一人其の延人員は實に二千七百八十一萬二千九百二十四人の多きに達せり

種別	患者數			同上延人員	一日平均患者數
	内地人	朝鮮人	外國人		
朝鮮總督府 醫務院	101,241	1,012,411	11,241	1,124,104	1,124,104
道慈惠醫院	22,038	1,012,411	1,124	1,035,573	1,035,573
總計	123,279	2,024,822	12,365	2,150,442	2,150,442

大正十年朝鮮總督府 取扱患者 醫院及道慈惠醫院

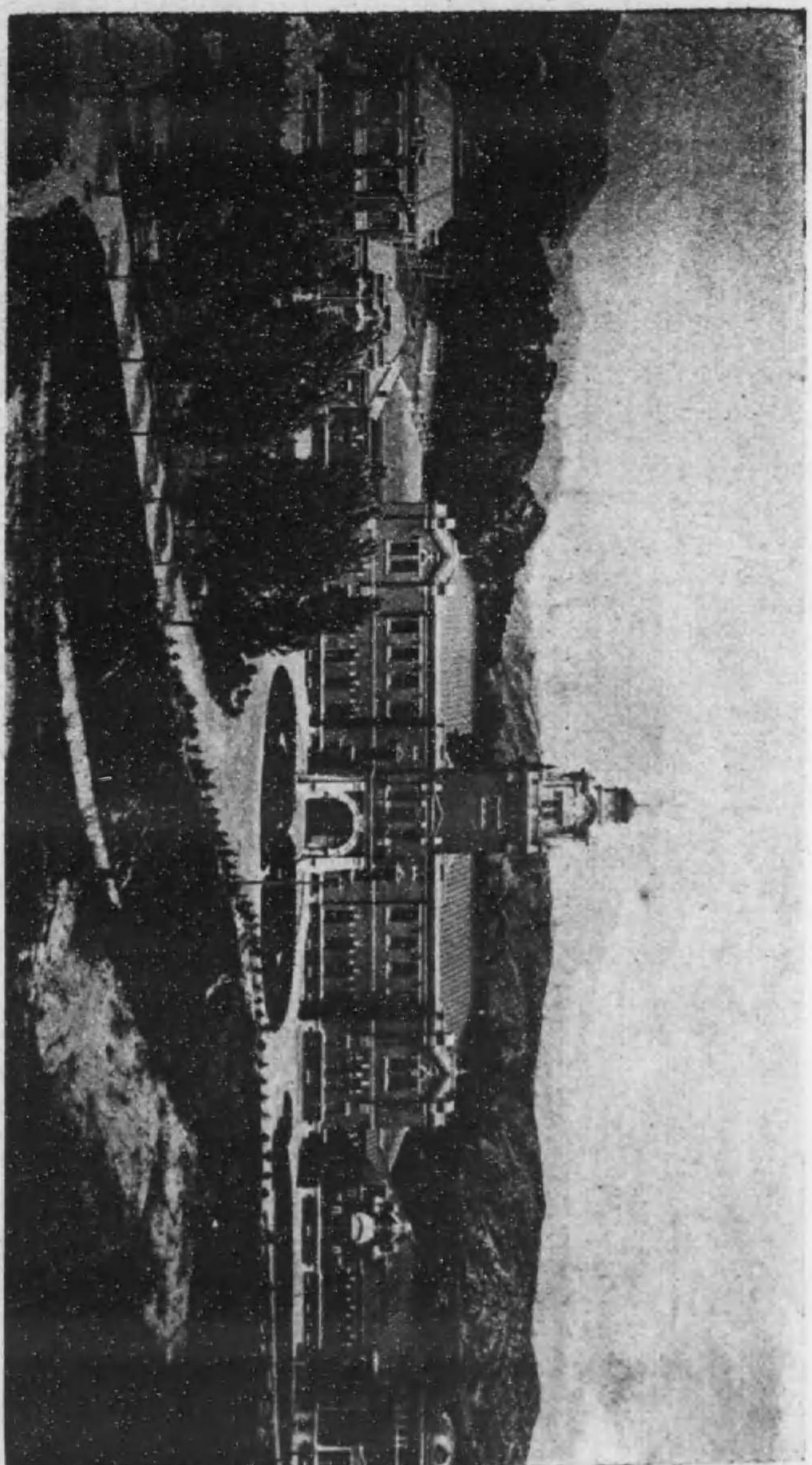
大正十年

(ロ) 巡回診療 巡回診療は大正元年度中始めて之を實施し爾來各道慈惠醫院をして専

ら之に當らしめつつありしも大正四年度よりは濟州、楚山、會寧の三院大正七年度よりは間島慈惠醫院を之に加へて其の施行に當らしめつつあり本診療は始め出張診療なる名稱の下に地方往診の途次又は隨時出張の際便宜診療に従事せしめ著大の効果を收めたれども普く各地に之を實施する能はざりしか恰も鮮人救療の爲巨額なる臨時恩賜金の下附ありしを以て從來の方法を改めて組織的巡回の方法を講じ醫員及補助員各一名を以て常時各郡を遍歴せしむることとせし以來其の成績極めて良好にして開始後大正十年迄の總患者數人員九十三萬八千五百十三人、延人員四百二十二萬六千四百十三人に達せり

大正十年道慈惠醫院巡回診療取扱患者

年	患者數				同上延人員	一日平均患者數
	内地人	朝鮮人	外國人	合計		
大正十年 （普通 計） 療通	二二〇	一五五 四六六 五二五	一	三六六 一〇一八 五、八五	一、〇八〇 六、一〇一 三、一〇一	一〇、三〇 三、六〇三 三、六八三



(東京) 院 醫 府 督 總 鮮 朝

備考 診療日數一〇一日

尙朝鮮總督府醫院に於ては内鮮人助産婦、看護婦を養成し開始以來卒業者百八十四名を出し其の大多數は官公立醫院等に就職し皆相當の信頼を受けつつあり其の他各道廳所在地の慈惠醫院に於ても亦從來助産婦及看護婦を養成し其の卒業者四百四十名を算し大正九年よりは光州、大邱、平壤、咸興慈惠醫院の四院に於て之を養成することに改め其卒業者亦既に五十五を出せり入學者の資格は小學校卒業程度の者にして内鮮人を共收し教育期間は一箇年六箇月其期間中毎月金二十圓の手當を支給せり又總督府醫院、大邱慈惠醫院及平壤慈惠醫院に在りては大正六年度より日本赤十字社朝鮮本部の委託に係る看護婦の養成に従事せり

朝鮮總督府醫院及道慈惠醫院に關する經費は朝鮮總督府濟生院の經費と共に朝鮮醫院及濟生院特別會計の支辨に屬し政府支出金、資金利子、院收入並寄附金等の收入を以て之に充て現在資金中有價證券並現金總計四百四十三萬十九圓に上り其の大部分は恩賜金に屬せり

種別	公債(額面)	現金	合計
總督府醫院	100,000	0	100,000
道慈惠醫院	11,903,100	1,615,570	13,518,670
濟生醫院	1,000,000	1,000,000	2,000,000
總計	12,903,100	1,615,570	14,518,670

濟生院には特別資金なし

第六章 教育

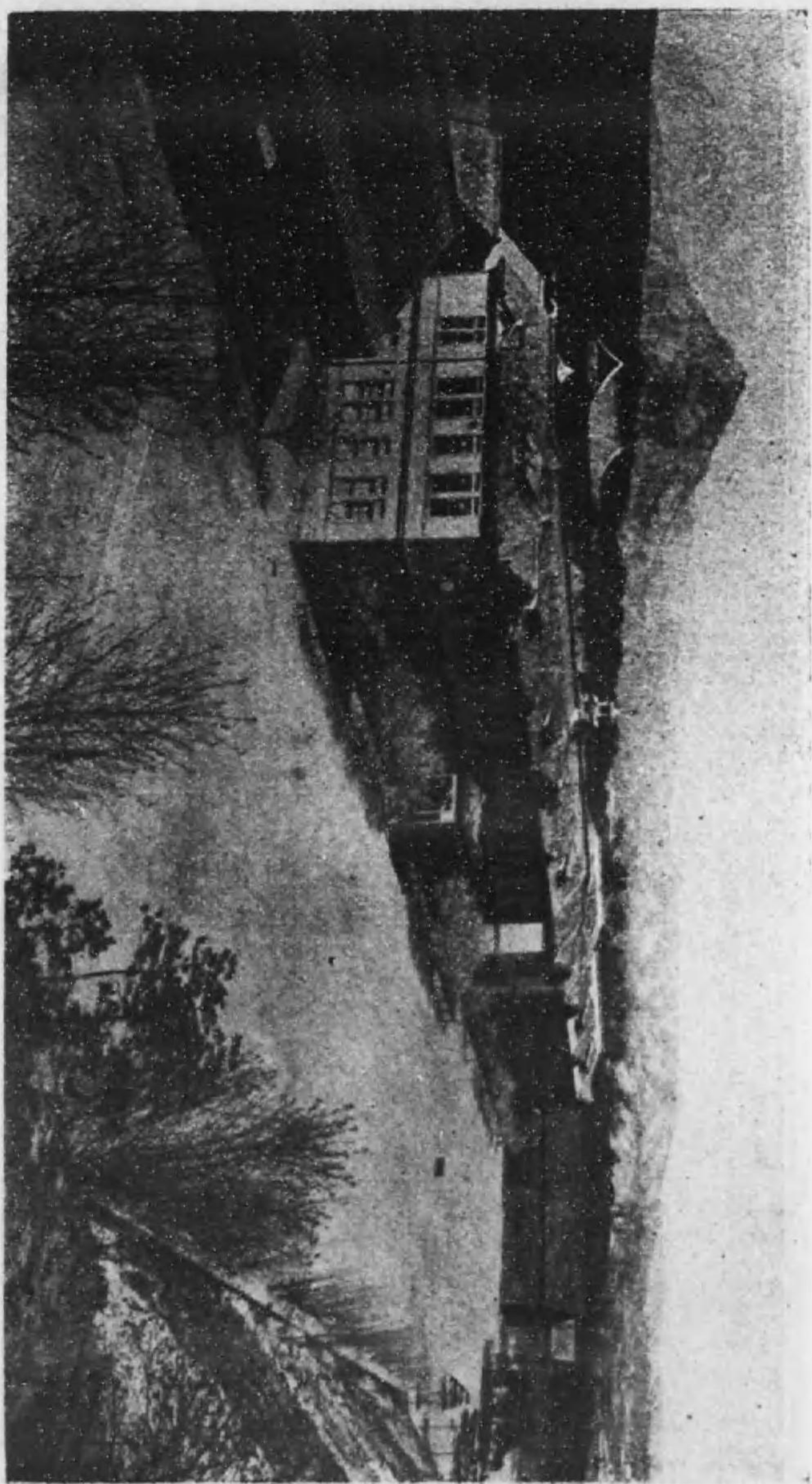
從來朝鮮に於ける内地人教育と朝鮮人教育とは全然其の系統を異にし明治四十四年に發布せられたる朝鮮教育令なるものは朝鮮人教育の爲に制定せられ内地人の教育に關しては内地に於ける當該教育に準據して之を行ひたりしも爾來時勢の進歩に伴ひ兩者の間に此等の差別を設くるの必要なく且朝鮮文化の向上に鑑みて朝鮮に於ける教育を統一するの必要上大正十一年新教育令の發布と共に普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)と國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分つも特別の事情ある場合は兩者の間交互に其の入學を認むるの途を開き實業教育、専門教育大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則として新に教育系統を立て之を一令の下に統一するに至れり(大正十一年二月發布朝鮮教育令參照)

第一節 普通教育 附書堂及幼稚園

一 國語を常用する者の教育朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教

育は明治十年釜山に於て共立學校なる小學教育程度の學校を設立したるを嚆矢となし其の後各地に學校の増設を見明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達したり是より先き明治四十二年統監府は始めて統監府令を以て小學校規則を發布し次で同四十三年三月統監府中學校官制及中學校規則を發布し併合の後總督府は更に同四十五年三月に於て朝鮮公立小學校、同高等女學校、同實業專修學校及簡易實業專修學校官制並此等諸學校規則を發布し爾來此等の規則に準據して教育機關の擴張充實を講じ來たりしも大正十一年二月に至り時勢の進運に鑑て新に朝鮮教育令の制定發布を見ると共に國語を常用する者の普通教育は小學校令、中學校令及高等女學校令に依るを原則とし内地に於ける教育と何等の差別なく修業年限、教科及編制等も亦略内地と同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとなしたり。

小學校は學校組合又は私人に於て設定するを本體とし總督府設置當時に於ては其の數僅に百二十に過ぎざりしも其の後内地人の増加と共に漸次其の増設を見大正十一年五月に於ては四百十八校五萬一千六百四十一人の兒童を有するに至り且京城、木浦、群



京城 中 學 校

山、平壤、義州、會寧、元山等樞要の地には教育會若は學校組合の事業として兒童學寮を設置して未だ學校の設あらざる僻地の學童を之に收容し以て其の地小學校に通學せしむるの便を開けり又中等教育機關は現在京城に二、平壤、釜山、大邱、大田、元山に各一の官立中學校あり、女子中等教育機關は京城に二、釜山、仁川、平壤、大邱、鎮南浦、羅南、木浦、大田、群山、馬山、元山、咸興に各一の公立高等女學校あり而して公立學校に對しては年々國庫補助金を給して其の施設を資けつゝあり

小學校一覽

大正十一年五月末日

道名	學校數	學級數	教員數		計	生徒數		計
			男	女		男	女	
師範學校附屬小學校	一	一	10	2	12	1	1	2
京畿道	1	25	22	7	29	701	2	703
忠清北道	3	26	20	11	31	455	3	458
忠清南道	3	7	2	3	5	101	1	102
全羅北道	3	8	7	4	11	1,876	1,111	2,987
全道	10	63	61	27	88	2,135	1,719	3,854

道別	學校數	學級數	教員數		生徒數	
			男	女	男	女
全羅南道	五	一一	八	七	二,二二〇	一,〇〇〇
慶尚北道	五	一一	八	七	二,二二〇	一,〇〇〇
慶尚南道	六	一一	八	七	二,二二〇	一,〇〇〇
黃海道	三	六〇	四	三	一,〇〇〇	一,〇〇〇
平安南道	三	六〇	四	三	一,〇〇〇	一,〇〇〇
平安北道	二	五〇	三	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇
江原道	二	五〇	三	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇
咸鏡南道	一	五	三	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇
咸鏡北道	一	五	三	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇
合計	四八	一,一五〇	一,二〇〇	一,一〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇

本表教員中には兼務者を包含す以下教育に關する諸表皆同し

中學校一覽

大正十一年五月末日

學校名	設立年月	學級數	職員數	生徒數
京城中等學校	明治四十三年四月	一五	一五	七,七〇〇
釜山中等學校	大正二年四月	一〇	一〇	四,〇〇〇
平壤中等學校	同	一〇	一〇	四,〇〇〇
龍山中學校	同	一五	一五	七,〇〇〇
大田中學校	同	一五	一五	七,〇〇〇
大邱中學校	同	一五	一五	七,〇〇〇
元山中學校	同	一五	一五	七,〇〇〇
合計		六〇	六〇	三〇,〇〇〇

高等女學校一覽

大正十一年五月末日

學校名	所在地	設立年月	學級數	職員數	生徒數	設立者
京城第一公立高等女學校	京城	明治四十一年四月	一七	一七	八〇〇	京城學校組合
京城第二公立高等女學校	京城	大正十一年五月	一〇	一〇	四〇〇	京城學校組合
仁川公立高等女學校	仁川	大正二年四月	八	八	三〇〇	仁川學校組合

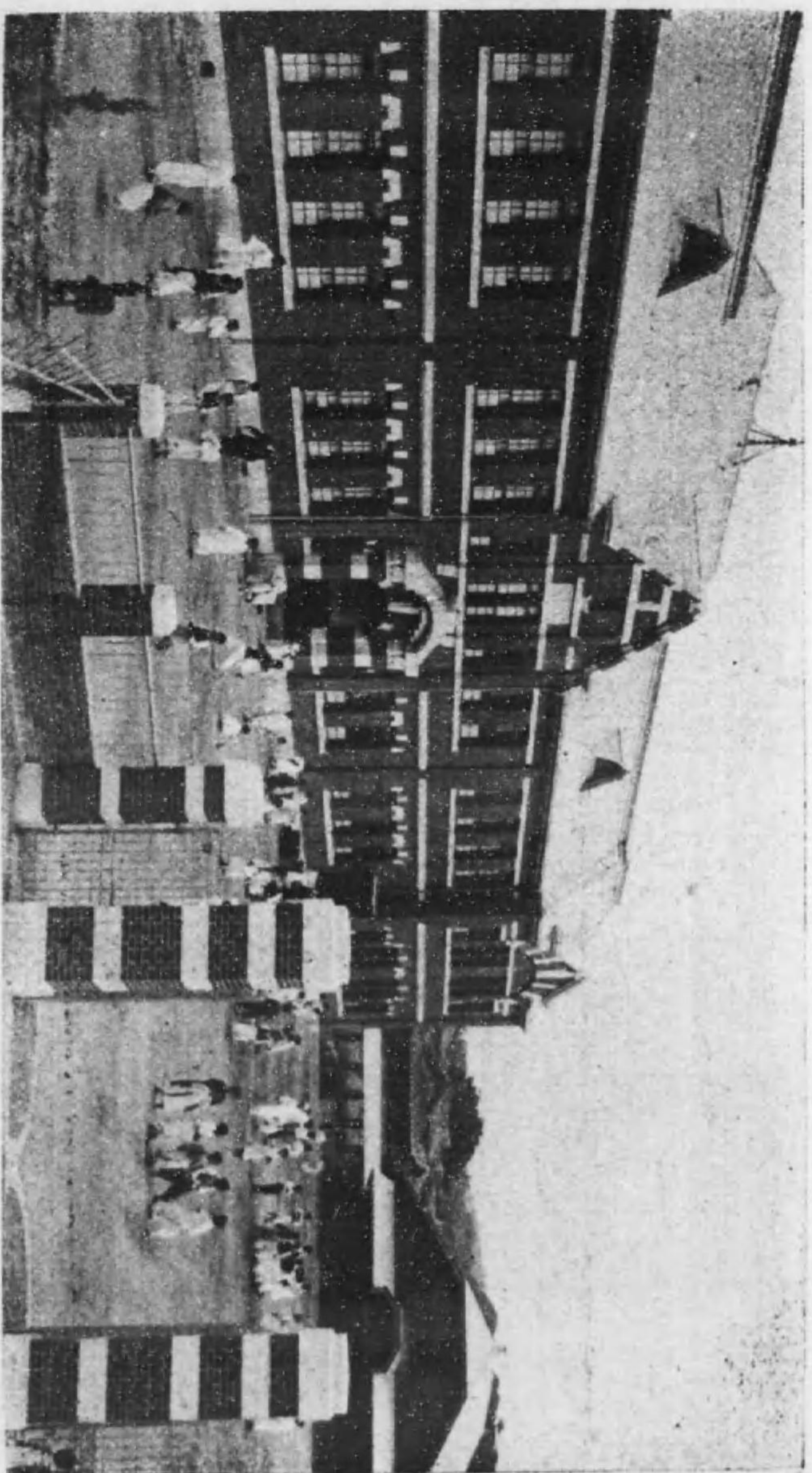
學校名	所在地	設立年月	學級數	職員數	生徒數	設立者
大邱公立高等女學校	大邱	大正五年四月	八	一	三〇	大邱學校組合
釜山公立高等女學校	釜山	明治三十九年四月	二	一〇	四五	釜山學校組合
平壤公立高等女學校	平壤	大正二年四月	六	三	二六	平壤學校組合
鎮南浦公立高等女學校	鎮南浦	同 六年四月	五	九	一四	鎮南浦學校組合
木浦公立高等女學校	木浦	同 九年四月	三	七	二二	木浦學校組合
大田公立高等女學校	大田	同 八年四月	三	六	一七	大田學校組合
郡山公立高等女學校	郡山	同 五年四月	三	七	一四	郡山學校組合
馬山公立高等女學校	馬山	同 四年四月	三	七	一四	馬山學校組合
元山公立高等女學校	元山	同 二年十二月	三	七	一七	元山學校組合
羅南公立高等女學校	羅南	同 九年六月	三	七	二二	羅南學校組合
計			八二	六四	三七六	

備考 大田、群山、馬山、元山は大正十年四月實科高等女學校より高等女學校に組織を變更す

二 國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮には京城に成均館及東西南中の四學ありて最高學府となり各府郡に郷校あり各面洞に書堂ありて子弟の教育を施し書堂より郷校に郷校より四學に四學より成均館に進みしも此等の教育機關は一般日常知識を授くる

ものにあらずして只儒學を教ふるに止まり而かも明治二十七年の頃科擧の制廢せらるるに及ては四學隨て休み郷校亦文廟の祭祀に其の舊態を存するに過ぎざるに至りぬ既にして明治二十八年韓國政府は庶政の改善を行ふと同時に新に教育制度を定めて小學校及中學校の普通教育機關は師範學校外國語學校と共に設置せられたりしも此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして當時の民度に適合せざりしのみならず其の運用亦宜しきを得ざりしを以て效果の見るに足るものなかりき其の後明治三十七年日韓協約の結果顧問政治の開始せらるゝや學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ統監府の開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ普通學校、高等學校、高等女學校を増設して内地人教員を配置し新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き併合と同時に總督府に於ては各般に亘りて制度の改革を行ひしも教育事業は國家百年の大計なるを以て時世の趨嚮民度の實際を考察して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し其の間約一箇年を費し明治四十四年八月に至りて初て朝鮮教育令を發布し同十月各學校官制及規則を發布し十一月より之を實施したり爾來十年之に據りて朝鮮人教育を行ひしも時世の進歩と向學心の旺盛とは近來特に著るしく再び其の改正を要す

るに至りしを以て大正九年十一月九日一部の改正を行ひ普通學校の修業年限は六箇年を以て原則となし高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ更に教育調査會の決議に基き大正十一年二月四日朝鮮教育令を發布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校の各規程を制定し又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校、中學校、高等女學校に入學し得ると同じく内地人にして普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校に入學するを得しめ一視同仁の聖旨に依りて内地人の差別教育を撤廢し内地と同一制度に據りて朝鮮人教育を行ふを本旨とせり然ども内地人と朝鮮人とは風俗習慣又自ら其の趣を異にするものあるを以て國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其他に若干の特例を設け大に教育機關の擴張を圖りたる結果併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や八百十六校に上り約二十三萬の生徒を有するに至れり此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負



(東京) 普通學校

道名	學校數	學校數	教員數		生徒數	
			內地人	朝鮮人	男	女
黃海道	11	11	17	17	1,110	1,110
平安南道	5	5	21	21	1,104	1,104
平安北道	5	5	28	28	1,104	1,104
江原道	5	5	28	28	1,104	1,104
咸鏡南道	3	3	101	101	1,104	1,104
咸鏡北道	3	3	127	127	1,104	1,104
合計	28	28	200	200	11,820	11,820

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員數		生徒數
				內地人	朝鮮人	
京城第一高等普通學校	京城	明治三十一年十一月	1	1	1	6,475
平壤高等普通學校	平壤	明治四十四年十一月	1	1	1	6,475
大邱高等普通學校	大邱	大正五年五月	1	1	1	6,475
咸興高等普通學校	咸興	大正七年四月	1	1	1	6,475
全州高等普通學校	全州	大正八年四月	1	1	1	6,475
京城第二高等普通學校	京城	大正十年五月	1	1	1	6,475
新義州高等普通學校	新義州	大正十年五月	1	1	1	6,475
光州高等普通學校	光州	大正十一年四月	1	1	1	6,475
東萊高等普通學校	東萊	大正十一年四月	1	1	1	6,475
鎭城高等普通學校	鎭城	大正十一年四月	1	1	1	6,475
海州高等普通學校	海州	大正十一年四月	1	1	1	6,475
合計			11	11	11	71,825

官立高等普通學校一覽

大正十一年五月末日

道名	學校數	學校數	教員數		生徒數	
學校名	所在地	創立年月	內地人	朝鮮人	男	女
平壤高等普通學校	平壤	明治四十四年十一月	1	1	8	3
大邱高等普通學校	大邱	大正五年五月	1	1	4	2
咸興高等普通學校	咸興	大正七年四月	1	1	2	2
全州高等普通學校	全州	大正八年四月	1	1	2	2
京城第二高等普通學校	京城	大正十年五月	1	1	2	2
新義州高等普通學校	新義州	大正十年五月	1	1	2	2
光州高等普通學校	光州	大正十一年四月	1	1	2	2
東萊高等普通學校	東萊	大正十一年四月	1	1	2	2
鎭城高等普通學校	鎭城	大正十一年四月	1	1	2	2
海州高等普通學校	海州	大正十一年四月	1	1	2	2
合計			11	11	28	15

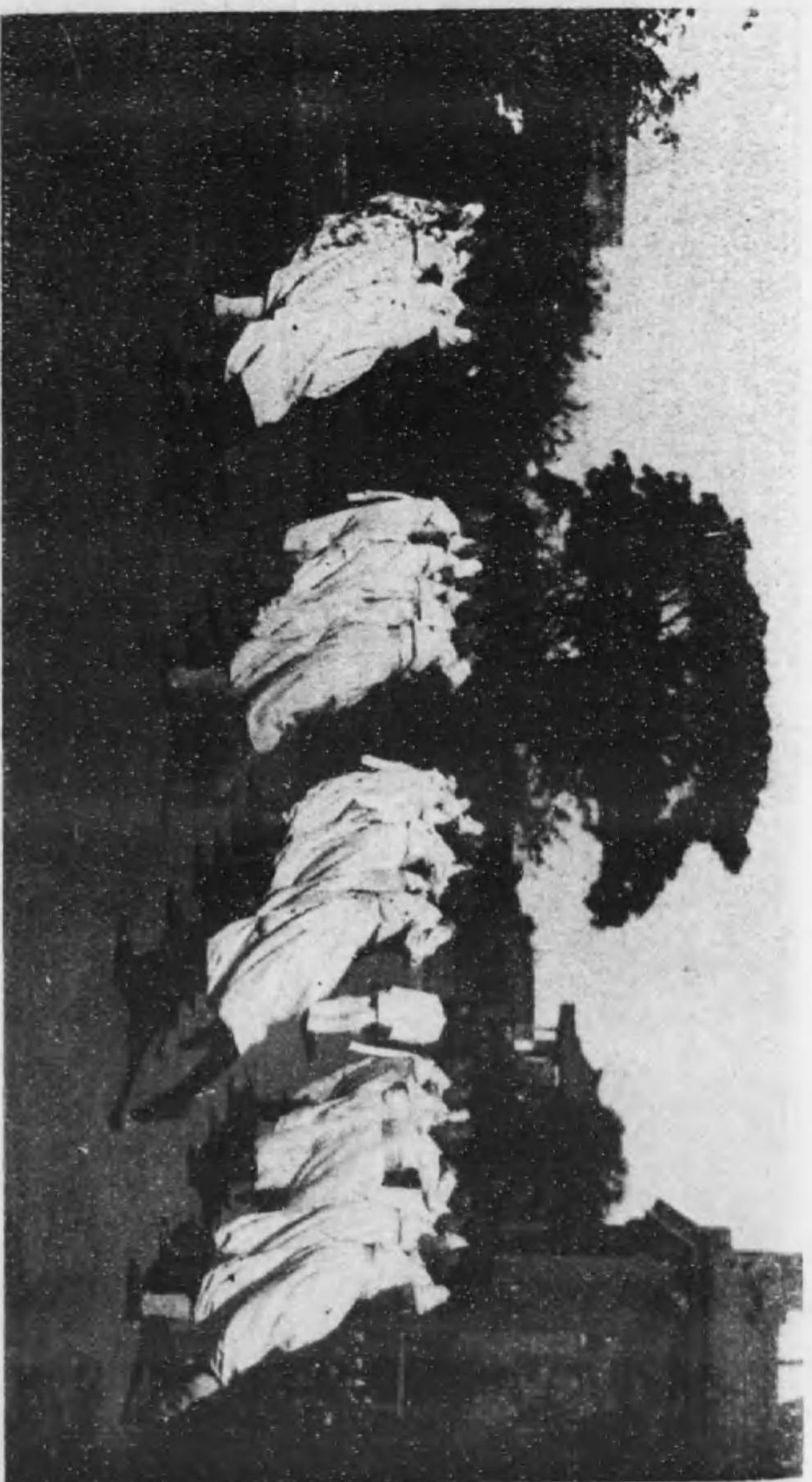
公立高等普通學校一覽

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員		生徒數
				內地人	朝鮮人	
公州公立高等普通學校	公州	大正十一年四月	二	七	一	一〇〇
大正十一年五月末日						

官立女子高等普通學校一覽

大正十一年五月末日

學校名	所在地	創立年月	學級數	職員		生徒數
				內地人	朝鮮人	
京城女子高等普通學校	京城	明治四十一年四月	九	一五	六	三三
本館						二五
師範學校第二女子講習科						二〇
平壤女子高等普通學校	平壤	大正三年五月	一	一	五	二六
本館						二〇
師範						二〇
合計			二六	三〇	二一	一〇〇
大正十一年五月末日						



操體の徒生女科範師校學通普等高子女壤平